

平成30年9月26日（水）午前9時開議

## 議 事 日 程

日程第1 一般質問

### ○本日の会議に付した事件

日程第1の事件

追加日程第1 くまがい君に発言の取り消しを求める動議

### ○本日の会議に出席した議員

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	鳥居佳史
5番	小川理	6番	杉原克巳
7番	若園正博	8番	森治久
9番	庄田昭人	10番	若井千尋
11番	清水治	12番	広瀬武雄
13番	堀武	14番	広瀬時男
15番	若園五朗	16番	くまがいさちこ
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

### ○本日の会議に欠席した議員（なし）

### ○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋敏明	副市長	早瀬俊一
教育長	加納博明	政策企画監	巢之内亮
企画部長	梶浦要	総務部長	広瀬充利
市民部長	児玉等	巢南庁舎 管理部長	松野英泰
健康福祉部長	平塚直樹	都市整備部長	鹿野政和
環境水道部長	広瀬進一	会計管理者	清水千尋
教育次長	山本康義	監査委員 事務局長	高山浩之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	松山詔子
書記	熊崎響		

## 開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

また、早朝より傍聴にお越しの皆様方、まことにありがとうございます。最後までよろしくお願いを申し上げたいと思います。

---

## 日程第1 一般質問

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

10番 若井千尋君の発言を許します。

若井君。

○10番（若井千尋君） 皆様、おはようございます。

議席番号10番、公明党の若井千尋です。

ただいま藤橋議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に沿って質問をさせていただきます。

まずもって早朝より傍聴の方には、議場に足を運んでいただきまして感謝申し上げます。ありがとうございます。

本日の私の質問は、1点目は、昨日も質問に上がりましたコミュニティ・スクールについて、2点目は、当市の外来種の実態について、3点目は、防災・減災についての3項目を質問させていただきます。以下は、質問席に移り質問させていただきます。

今、冒頭でお話ししましたコミュニティ・スクールについて質問させていただきます。

この質問は、平成28年6月議会で若園正博議員が、また昨日、広瀬武雄議員が取り上げられております。この制度に大変に期待をする者の一人として、制度の確認等も含めて私なりの思いで質問をさせていただきます。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。学校の運営に地域の声を生かし、地域と一体となって特色のある学校づくりを進めることができるかとあります。ホームページで「地域と学校のあり方」を検索したところ、文部科学省の第1章、時代の変化に伴う学校と地域のあり方についてとありました。たくさん資料は出てまいりますが、こういったものでございます。

そもそも学校とは、地域にとってどのような存在なのか。私は今現在、地域の見守り隊として登録はさせていただいておりますが、実際は、数年前にしばらく通学路に立たせていただい

た経験はありますが、昨日もこのような話が出ておりましたが、正直なところ毎日となりますと大変で、現役ではなかなか難しいものだと痛感をいたしました。さらに、一度出られなくなると復活がまた難しく、いよいよ今現在も名前だけが残っているという形になります。昨日も、そのような学校・地域でお手伝いをしたいという思いの中で「協力をします」「できません」この2つの質問に対して非常に困惑をしましたが、「協力をさせていただきます」というふうに書いて返信をしました。しかし、自分が現役を退くころ、そう遠い未来ではないというふうに思っておりますが、その一住民として何か地元の学校運営の手伝いができないものかと考えたとき、私の地元の中小学校のグラウンドは芝生が整備されております。つい先日も芝の運動場で児童たちが思いきり運動会を楽しんでいる、そんな姿を見ながら、私は個人的には数年前、この議場で学校校庭の芝生化を提案させていただいて本当によかったなという思いが湧きました。

そこで、これは数日前、9月8日の新聞でございますが、岐阜市の芥見小学校の「児童と高齢者が草取り大作戦」というようなタイトルで、声をかけ合い楽しくできた、小学校の子は、お年寄りの方が声をかけてくれて草が取れたと。運動会を本当に僕たちも頑張りたいという記事でございましたし、また自治会の会長さんは、子供が積極的に話をしてくれた、楽しく草取りができた、こういったような新聞の記事でございました。

そこで、思ったことは、校庭の芝の管理とか校舎の清掃とかをボランティアとしてお手伝いができないものかと考えるようになりました。実はその背景に、先日、NHKの朝のニュースで、また一昨日の新聞で、学校教員の時間外労働が大変なことになっている。残業が100時間を超えるようなことが間々あるし、これは中日新聞では、もう岐阜の違法というのが常態化している。見出しだけのことでございますが、そういった記事に驚いた次第でございます。その背景には、授業以外に学校の先生は、テストの作成、また採点、書類の作成、これらはOBの方が手伝っていただけるというような報道もございましたが、さらには家庭訪問があったりと、私たちではわからない仕事があるかと思いますが、掃除等があっても残業になってしまう。そして、今言いましたように、月の残業が100時間が優に超えるというような現状がたくさん報道されておりました。そういった現状を伺いますと、本当に先生が単純に心配だなというふうに思っております。

一住民にとって学校というのは、特に今回私が取り上げる学校というのは、自分が住んでいる地元の学校とは自分にとってどのようなものなのか、こういったことを考えたときに、本日の後半でも質問をいたしますが、学校は有事の際には避難所となります。本来の学校は、児童・生徒の学びやであることは言うまでもありません。しかし私は、このコミュニティ・スクールの言葉を聞き、自分なりのイメージで、何とか地域住民のコミュニティーの場として、住民がもっとどんな形でも学校にかかわっていけないものかと思うようになりました。一住民が

このような発想で地元の学校とかかわり合いたい、かかわりたいと思うことは、コミュニティ・スクールの構想とはかけ離れているものなのではないでしょうか。

そのことを踏まえて最初にお聞きします。

コミュニティ・スクールの導入のメリットについて、教育長に伺います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 皆さん、おはようございます。

ただいま若井議員から御質問をいただきましたコミュニティ・スクールについて、どのようなものを考えているかというのを中心にお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

まず、コミュニティ・スクールというものは議員おっしゃられますように、地域の大人が総がかりで子供を見守り育てていく学校の仕組みというふうに考えています。学校では子供たちにとってさまざまな課題があります。これは、子供だけではなく保護者にとっても課題であり、実は地域にとっても課題になるということもございます。この課題を、学校だけではなくて保護者や地域が共有して解決へ向けて取り組んでいくことが大切だというふうに考えております。そこには議員おっしゃられますように、地元の学校、いわゆるおらが村の学校、私たちの地域にある学校は私たちが全力で応援していくんだと、そして子供を育てるんだといった住民の方々の意識が私は大切になってくるかというふうに思っています。コミュニティ・スクールの取り組みを通してこれからの社会を担っていく人材を育成する、そのことに地域の一人としてかかわることができるというところに喜びを感じていただけるとありがたいなと思っております。

そこで、コミュニティ・スクールの機能の一つにあります、各学校の校長は、どんな学校運営を進めていくのかということをごきちと説明して承認していただく必要がございます。その上で、学校運営協議会のメンバーの方々は、承認した以上は学校を運営する側に立つんだというのは昨日もお話しさせていただいたとおりでございます。そして、学校が抱えるそういった課題について地域ぐるみで解決していただきたいというふうに考えます。

少し具体的にお話をさせていただきます。

小学校では平成32年度から3年生から6年生まで、新しい学習指導要領に基づいた授業が行われます。その中に、いわゆる英語の授業が入ってまいります。今でも進めてはいますが、その準備として、市内の小学校の先生方に昨年度から英語の授業のつくり方という研修をやって準備を進めてはいます。さらに、市内には6名の外国人指導助手、通称ALTとありますが、そういう外国籍の方に指導者の助手としてついていただいております。この方々の働きも大変大きくあります。ところが6名では、全ての学校の全ての教室に行くことは、やはり困難になってきます。そこで、電子黒板の活用というのもまた入ってまいります。さらに、人との会

話のそういった場面を授業で行う場合にALTがいない、そういったときにコミュニティ・スクールの方々に、こういった課題があるんだけどということで皆さんで考えていただく、地域の中にそういった英語が話せる人はいないだろうかとということを考えていただくわけです。そうすると、例えば海外勤務が長かった方、あるいは英会話に多少自信を持ってみえる方、そういった方々が手を挙げて名乗り出ていただけると私は信じていますし、本年度も外国籍のお子さんに対して日本語指導をする助手をお願いしたところ、多数の方に来ていただきました。まさに外国での勤務、海外勤務の長い方で定年を迎えられた方であるとか、航空会社のキャビンアテンダントをやっていた方、そういった方に来て、今応援していただいております。そういう方を人材発掘という形で来ていただける、そういった取り組みで解決していくコミュニティ・スクールの働きがございます。また、校庭の芝生化も進んでいる中で、そういったことをやっていただくことも、まさにコミュニティ・スクールの課題解決の一つになります。

さらに市内で、例えばことしは大きい小さいのを含めて16件の交通事故がありました。こういった交通事故を見たときに、学校では交通安全教室を行って、本当によく指導をしてくれていますが、地域から、あるいはPTAから信号をつけてもらえないかとか、横断歩道をつけてもらえないかという御要望はあります。ところが、つけても飛び出す子は飛び出します。それに私はメスを入れるべきだと考えるところがございます。学校だけで十分できない交通安全教室、これを地域や保護者の方々とともに子供たちにきちっとした交通ルールを守る、こういった指導も大事で、地域で子供たちを交通事故から守っていくという、そういう働きかけも大切ではないかと思えます。交通事故に遭う子供がおるといのは、やはり子供の課題であるし、保護者の課題でもあるし、地域の課題でもあると私は考えます。あるいは、昨日もお話ししましたあいさつ運動、これも運動ではなくて挨拶をしましょうということを地域でやっていただければ、その地域はとてよりよくなるんじゃないかなというふうに思います。こういったことが学校の授業だけでなく、いろんなことをトータルして子供たちをよりよく育てていく、これがコミュニティ・スクールの最大の狙いだとは私は考えております。

このようにして日ごろから地域の方々が学校を拠点にして集まり、話し合っているような取り組みを行う。このことによって地域全体の防災や福祉にも役立つ、これは考えられるメリットだというふうに思います。子供にとっては、いろんな活動に参加することで地域の一員であるという自覚が生まれますし、保護者の方にとっては地域に見守り育てられているという安心感も生まれます。教職員にとっては議員が御指摘のように、やはり時間外労働が減らすことができるというメリットもあるかと思えますし、地域全体では学校中心とした地域ネットワークができるようになるだろうということも考えられます。実際、東北震災のときにもお聞きしますと、このコミュニティ・スクールではありませんが、その前身の学校を応援するという組織が

きちっとできていた学校の中では、避難所運営が大変スムーズにいったというお話を伺っております。やはり地域が日ごろからそれをすることによって、いざというときにも役立つんだなあということ私は実感いたしました。そういった意味で、今後コミュニティ・スクールをきちっと丁寧に計画どおりに進めていけることを考えておるといことでございます。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今、教育長のお話を伺っておりまして、以前にもあったような、ないような、かかわり合っていたような、ないような感じであったんですけども、具体的にそういうお話を伺いますと、何かイメージが本当に形にできたらいいなというふうに思うようになりました。

ただ、今まで学校評議員さんという方の立場がおられますけれども、この冒頭にお話ししました、今回のコミュニティ・スクールというのは学校運営協議会ということで、ちょっと名前が微妙に違いますけれども、評議員さんとの立場の違いというのはどのようなものでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 現在、市内の学校は、学校評議員制度に基づいて運営されているところがございます。この学校評議員というのは、学校に対しては諮問機関であるという存在でございます。評議員には学校職員以外の者で、教育に関する識見の豊かな方や地元の方等を中心に、校長が委嘱をしております。評議員に対しては、校長の求めに応じて学校運営に関する意見をいただくというものが役割としてございます。

しかし、学校運営協議会には、昨日もお話ししましたとおりで、校長が作成する学校運営の方針について承認をしなければならないとか、学校運営に対して意見を述べることができるとか、教職員の人事に関しても意見を述べることができるというような機能は持っております。

そういった中で、学校運営協議会は諮問機関ではなく、今のような機能を考えると、学校を運営する立場に立つという点が大変大きな違いになってまいります。また、評議員は校長が委嘱するのに対して、協議会の委員は教育委員会が委嘱をするということが大きな違いになっております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） これも任命機関がというのも、またちょっと難しい話というか、形ができてればスムーズにいくような気がしてなりません。

以前、教育長、瑞穂市型のコミュニティ・スクールという、これもきのう広瀬議員からもありましたけれども、たくさん取り組んでおられるところはあるように聞いておりますが、この

瑞穂市型のコミュニティ・スクールというのはどのようなものなのかを確認いたします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） コミュニティ・スクールというのは、そもそも学校区で全て置くことができるようになっております。

瑞穂市型コミュニティ・スクールというのは、中学校区を一つの単位として学校運営協議会を設置して、小・中学校、あるいは地域の保育所も含めて考えていきたい、そういう中で地域や保護者が一体となって願う子供の姿を共有して学校づくりを進めていくものというふうに考えております。現在も各学校は、非常に特色ある学校づくりを進めてきております。今後も、その学校の独自性を持って進めていくことを大切にしたいというのは変わりございません。

先ほどもお話ししましたように、市内を大きく中学校区単位で3つにくくりませんが、それぞれの中学校の中においていろいろ共有する中で、各小学校もやはり独自性を持っておりますので、小学校にはいわゆる教育協議会、これは仮称でございますが、そういった組織を学校運営協議会の中に置いて、これがいわゆるコミュニティ・スクールの一つの一番きちんとした単位だということ、小学校のコミュニティ・スクールの要素を持った形で進めていけるような考え方をしております。

以上のように、中学校区を単位としては置きますが、基本的には小学校をきちんとした単位でコミュニティ・スクールを進めていけることが、私たち瑞穂市が目指しているコミュニティ・スクールの形だというふうに捉えております。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） きのうちも当然話が出ましたけれども、これは今教育長がおっしゃる来年からいよいよ予算もついて導入という形になっていくかと思っておりますけれども、今話があったことと重なるかもしれませんが、現実の進捗状況というのは、導入に関してどのようなところにあるのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 昨日もお話ししましたが、校長会とは内容について、この2年間かけてすり合わせ等行ってきて理解をしていただいて、今きちんと来ているところでございます。しかしながら、学校関係者のみにしかこういったお話をきちんとしておりませんので、昨日もお話をさせていただきましたが、PTAの方々にもきちんとお話する機会として市P連の研修大会、あるいは各地域の代表である自治会長さんにお話をする自治会連合会の研修において教育委員会のほうから説明をさせていただきたいというふうに思っております。さらには、広報紙等を通じて、こういったコミュニティ・スクールを導入しますよというお知らせをきちんとさせていただきたいという予定で、年度内に協議会を設置し、4月にスムーズにスタートす



ることができるような準備を今進めているところでございます。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 先ほど英語ができる方とかいろんな方、英語ができませんので役に立ちませんが、芝刈りぐらいだったらできるのかなというふうにとっております。

これは私、郡上のある校長先生に伺った話なんですけれども、郡上市というのは御存じのように、当市とは比較にならないほど面積が広い1,030平方キロメートル、瑞穂市は28.19平方キロメートルで、36.6倍という広さを持っております。この郡上市が合併時に、この広いということもあるんですけれども、地域の方から小学校をとにかく残してほしい、こういった話があって、今現在、郡上市にはたくさん小学校がありますが、正直言って児童さんが1桁のところもあります。何が言いたいかといいますと、やはり、この学校というのは地域にとって本当にコミュニティーの場であるな。今、教育長のお話にもありましたし、また私も後から地域にとって防災の拠点であるとか避難場所であるとかいろんなことも含めて、地元の方にとっては本当に大切な場所であるということも確認させていただきながら、それでもやはり日本というのは将来人口の減少というのは、もう避けては通れないところであると思います。いつかは統廃合とか、もっと先の話ですけれども、そうなったときに、やはり今の状態で、しっかりとした地域住民が地元の小学校への愛とか思いをしっかりと築いた上で次のステップに、また次の時代の方に引きつないでいければ本当にいいなというふうに思いまして、このコミュニティ・スクールの事業に対しまして、先ほども言いました、期待を大きくしておりますので、何とか成功するようにやっていただきたいというふうに思います。

続きまして、次の質問に移ります。

当市の外来種の実態についてを伺います。

先日、岐阜市の公園でセアカゴケグモの生息が確認をされました。さらには一昨日も、また昨日も小学校の校庭で、この成虫2匹が発見されたという記事でございました。数日前に「瑞穂市 セアカゴケグモ」というふうに検索をしたら、以前はなかったんですけれども出てきました。これは、こういう報道を通して早くホームページ等で情報を発信されておられることに、本当に対応が早く感心をした次第でございますが、その内容は、セアカゴケグモというのはこういうものですよ、特徴はこうですよ、人体への影響は、また駆除の方法はと、こういった4点について紹介をされておりました。

最初に、このクモの当市の実態についてお伺いします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 皆さん、改めておはようございます。

今、若井議員の御質問についてお答えいたします。

先日、岐阜市の公園でセアカゴケグモが発見されております。また、大野町でも生息が確認されたという記事が新聞に掲載されておりましたが、セアカゴケグモの当市の実態につきましては、現在まで通報が入っておりませんので生息は確認されておりません。セアカゴケグモは国の特定外来生物に指定されておりますので、県と連携し、防除・保管・移動などについて御指導いただき対応することになります。

また、セアカゴケグモを過度に恐れる必要はございませんが、当市ホームページにおいては環境課のほうのホームページのほうで、セアカゴケグモの特徴や人体への影響、駆除の方法などを掲載し、注意喚起を行っている状況であります。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今、広瀬部長のほうから、そんなに恐れることはないという、要は何が確認したかったといいますと、これだけ報道が出ますと、このセアカゴケグモというのがどういったものなのか、これはセアカゴケグモに限らずヒアリであるとか、いろんな形で外来種が日本に来ておる。さらには、だんだん北上しているという変な言い方ですけども、やはりこのセアカゴケグモに関しては、新聞報道のみならずインターネットなんかで見ますと結構周辺にはたくさん発見されておりますし、先ほどお話ししましたように小学校の校庭で発見されたという、そういう連絡があったということになりますと、もう今回、この質問に関しましては、やはり注意を促すべきではないですかというところにとどめるというか終わろうと思ったんですけど、ホームページ等で今お話ししました啓発というか発表はしていただいておりますので、ただ学校ということになりますと、当市ではまだ実態がない、これは連絡がないからという形でとどめておいておりますが、そんなに危険なものなのかどうなのかということも含めた上で、これはちょっと通告にはないんですけども、学校ですと教育長のほうで学校で心配はないのかということの危惧もされてきますし、冒頭でお話ししました、こういった近隣で、これだけの発見というか見つかっておるわけですから、当市の市民に対しても注意を促すことも必要ではないのかなというふうに思いましたので、この質問を取り上げさせていただきましたが、ただただ確認ですけども、やはりさわらなければ問題ないということだというふうに認識しておりますけれども、そのこともやはり市民の方は、マスコミ等の報道だけで聞くと、どれだけ危険な生物なのかというふうに私も正直言って思いました。

そういう意味について、この「瑞穂市の外来種」という形でホームページで検索しますと、これはまた後で言いますけれども、要は、本当にかかなり古い平成17年ほどの広報が出てくるだけというか、ほかにも検索の仕方があるかと思いますが、いずれにしてもこのようなものがもし見つけた場合、通報がないからという形で終わっているのか、やはり市民の人の義務ではないですけども、行政への報告とか、そういったようなことを促すような必要性とい

うのはどのように考えておられますか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 今の御質問にお答えさせていただきます。

外来種におきましては、哺乳類・鳥類・魚類・昆虫類など植物にまで多種多様にまたがり指定されておりまして、その中でも特に人間の健康や在来種の生態系などに影響を及ぼす、または、その可能性があると言われる生物を特定外来種と国が指定しております。

当市の外来種のうち特定外来種の現状においてお話しさせていただきます。セアカゴケグモやヒアリは確認されておりません。これもやはり通報に基づいて確認されていないということになっておりますが、ほかに確認されている生物としましては、昔からよく見かけられるのはヌートリア、また最近でよく見られるのはアライグマ、植物におきましては春に咲くオオキンケイギクというものがございます。また、ことし6月にはカミツキガメ1匹が確認されましたので、市の職員が捕獲しまして県へ引き渡しをしております。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） これも私の認識の甘さだと思いますけど、外来種に限ったことではないというふうに思うんですけども、これは以前、広瀬部長にも確認をしましたけれども、これは、要は市内の方がうちの中で、公にしているかどうか分からないですけど、外来種というか、そういう害獣を捕獲してはいけないということを御存じない方がいらっしゃって、これはなぜいけないかという、捕まえてはいけない動物が捕まってしまった場合の対処が困るということがございました。今、話が出ましたけれども、アライグマなんかは外来種だというふうに思いますし、本当はかなり凶暴なものだと思います。それで、こういったものの市民の方が、本当に自分のところで被害というか対処に困っているという状況に追い込まれたときというのは、これは当然、行政のほうに相談なり行かれるというふうに思いますけれども、この今、外来種、また在来種も含めてですけども、被害状況というのはどのようなものになっておるのかを確認します。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 外来種によります被害状況と対策についてですが、当市におきましてはヌートリアのほかに、やはりアライグマの被害が確認されております。ヌートリアやアライグマは、特定外来種ではございますけれども有害鳥獣でもありますので、農作物に被害がある場合は当市の担当部署において対応を行っております。しかし、農作物に被害がなく、個人の敷地内で市では対応ができないような場合、こちらは民間業界の団体でありますペストコントロール協会というところがございまして、そちらを御紹介させていただいております。こちらのほうで対応をお願いしております。

当市におきましても外来種による被害状況の把握は通報に頼るしかありませんが、国や県から情報収集し、近隣の自治体の動向を見ながら対策を検討していきたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 先ほどもちょっと触れましたけれども、これは「瑞穂市外来種」という形で検索をすると、この平成17年の広報が出てきて、たしかアライグマとかヌートリアが生息していますというようなことで終わっておったような気がします。先ほど言った検索の仕方が悪いかもしれませんが、ここになって、今のセアカゴケグモとか、またはヒアリとかというようなものが報道で出てきた場合に、当市はもともとジャンボタニシもそうでしょうし、稲なんかの被害もあるというふうに聞いておりますけれども、先ほど言った外来種に限らず在来種の生物の実態も含めて、何らかの形で瑞穂市の外来種というか害虫、害獣というか、そういったものに対しての市民の方への対応の仕方というようなものも発信されるべきではないかなというふうに思いますけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 議員おっしゃられるように、市民の方に対しての啓発等は必要だと思っておりますので、定期的に広報にも掲載させていただいておりますし、今後もホームページ等、広報等を通じて皆様に啓発、注意喚起をしていきたいと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 定期的に発信をされておられるということでしたら、自分自身が見ていないので、もっともっとやっぱり一方的な発信ではなくて工夫を凝らして発信されてはいかがかなというふうをお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

当市の防災・減災についてお伺いします。

この春、私ども公明党は、100万人の訪問調査運動ということで銘打ちまして、これはちょっときょうアンケートを忘れましたけど、こういった結果が出てきました。この100万人訪問調査運動というのは、全国の国会議員から地方議員まで、私ども公明党の約3,000名の議員が主に4つの項目を中心にアンケートを行わせていただきました。アンケートの項目は、1つは子育て世代の方のお困り事、考えておられること、2点目は、同様に介護世代の方、介護を余儀なくされておられる方等のお声を聞いていく、また受けておられる方と、また、今は介護には関係ないけど、将来御自身が介護についてどのように思っておられるのか、3点目は、中小企業の経営者の方、またはお勤めの方、そして、4点目は防災・減災のこの4つの項目について、私自身も市内の方200人以上の方を訪問させていただきまして、それぞれのお立場でお声を聞いてまいりました。そして今、御紹介した全国での声がまとまり、このアンケートの結果

が出てまいりました。

その項目の中で今回、防災・減災という点に関しては、本当に議員のみならず執行部の皆様も、また市民の皆様も関心の高いところではございますが、この私どものアンケートで、この防災・減災について一番やはり関心が高かったのは、きのうも北倉議員、または広瀬武雄議員が聞いておられました空き家問題でございました。これは本当に各議員もしっかり意識を持っておられるというか関心の高いところでございますし、行政も対応をしておられることも、きのう報告を聞きました。そして2点目として、高齢者の方や、また障害者の方に対しての福祉避難所ということに対しての声が多うございました。3点目は、女性の視点を生かした防災対策をとるという結果が出てまいりました。これは当市のみならず全国の結果でございますが、やはり私自身も瑞穂市内の方にお聞きしたところ、こういった内容が出てまいりました。

そこで今回、私は、このまず2番目に声の多かった瑞穂市内の福祉避難所の実態、これを確認させていただきたいと思いますが、当然まだまだ十分な対応というのはないかというふうに想像しますが、現在の当市の福祉避難所の実態についてお聞きをしてみたいです。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 皆様、おはようございます。

ただいまの若井議員の福祉避難所の対応計画についてという御質問にお答えさせていただきます。

当市における福祉避難所につきましては、指定避難所として瑞穂市老人福祉センターを指定避難所としています。市内に大規模災害が発生した場合に福祉避難所として設置する協定を締結している民間協定施設は、巢南リハビリセンター、名和内科、すみれの家、デイセンターほづみ、ほづみ園、サンビレッジ瑞穂、グループホームもやいの家、グループホーム喜楽、デイホームきらく、誠心寮の10施設になります。民間協定施設につきましては入居者の処遇を確保した後、要介護者等の援護の必要な方の高い方を優先して避難するようにいたします。

避難に当たっては、まず市が開設する指定避難所に避難をしていただき、指定避難所にて保健師等が体の状態、介護者の有無などや障害の程度、種類に応じて優先順位をつけさせていただきます、福祉避難所へと受け入れることを行うこととなっております。以上、答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今、10施設ということでお聞きしましたが、本当にこれからもっともっとたくさん受け入れなければいけないような状況になってくるのではないかなというふうに思いますので、これは数字を出したわけではございませんけれども、いずれにしてもトータル的に言えることだと思いますけれども、本当に想定範囲内でしっかりと考えられること

は考えていただき、これもタベちょっとビデオを見ておったんですけど、本当に南海トラフですか、これの発生というのは、まだまだ非常に発生の確率が高くなったという報道は、もう皆様も御承知のとおりだと思います。

いずれにしましても、この有事の際に、先ほど学校の話も出ましたけれども、健常者ですら大変な思いをされる中で、介護を要する方の避難状況というのは想像を絶するというか、本当に大変なことだけが想像できるというふうに思います。いずれにしましても今、受け入れ先の施設を確認しましたが、今このような状態のときに次のことも考えていただければというふうに思います。

次の質問ですけど、同じように女性の視点を生かした防災対策という声が非常に多うございました。前の質問同様、当市に対して、この避難所に関していろいろ資料はいただいておりますけれども、女性の声というのは十分に反映されておるかどうかを確認します。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 災害対策基本法におきまして、市長は、避難者等が一定の期間避難所生活を送るための施設として指定避難所を指定し、災害応急対策責任者は、避難所に滞在する避難者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるように努めなければならないとしています。市では、市と市民が協力して自主防災組織の訓練や自治会が主体となって避難所を運営することを目指して、瑞穂市避難所運営マニュアルを作成しております。またHUG、避難所運営に関する研修も行って、住民主体による避難所運営についての研修も行い、当マニュアルや研修から女性・子供の視点での避難所運営として、女性専用更衣室の確保、授乳スペースの確保、男女別の物干し場所の確保、専用トイレの確保や女性の担当者による物資配付など避難所運営上の配慮が必要ということを進んでいるところでございます。また、これらの訓練・研修を経て、昨年度より各自治会が避難する避難所ごとに確認訓練を行っていますが、訓練の中で女性や子供の視点についても協議されるようサポートをしているところでございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） やっていただいておりますというふうで、本当に女性が安心した避難所というか、最近地震等でも、やはり建物が揺れると避難所にも行けない、ですから車中泊とかいろんな形で、私も現場を見たり聞かせていただいたりしておるわけですが、今は女性の目線からということで梶浦部長からお話いただいたように、当市もしっかりと対応していただいておりますというふうに確認をさせていただきましたが、公明党の取り組みとしましても、この災害復興におけるこの女性の参画を推進することに対しまして、今お話がありましたように、男女別のトイレの設置であるとか授乳場所、着がえる場所の確保、こういったことに関しては、やはりなかなか女性の目線でないとわからないことでもありますし、そういった対

策がしっかりととられておるといことが非常に大事なことであるということは、くどいですが確認をさせていただきました。ただ、もっともっとやはり現場になってみないとわからないことがあろうかと思しますので、しっかりと女性の声を聞いていただいて、さらにより安心な避難所になるような、精神的にもですけれども配慮をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、昨年の9月議会でも確認をさせていただきましたが、これは本当に確認でございます。私、議員にさせていただいて今10年させていただいていますが、実は喫緊に地域の方と、今議会でもそうですし、先日のタウンミーティングもそうですが、ワークショップという形でいろんな会議が、意見交換会がだんだん取り入れてこられるようになり、そして、今回も私どもも、この防災ということに関して、少しテーマは大きいんですが、やはりいろんな方が自由な発言ができるような形で今回この取り組みに挑戦をするわけでございますが、そんな中でふと思うことは、今、やはりこの平成20年度、24年度、29年度で改正のあったこの瑞穂市のハザードマップでございますが、これは何回もこのことを取り上げておりますけれども、このハザードマップというのは、いつも言いますけど、やはり地域がどんなふうに、自分の住んでおるところがどんなふうに大変かというのを、こういった形でこちらの面を見ようと思って、例えば壁に張ったら裏は全然使えなくなるというようなことは何回も指摘させていただきましたが、単純に、このハザードマップというのが使いやすいのか、使いにくいのか、そういったことについて、今現状また違った形で進んでおるのであれば確認をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいまの御質問のハザードマップにつきましては、国において作成された新しい浸水想定区域図に基づき、長良川、揖斐川、根尾川、伊自良川におけるおおむね100年に1度程度の確率で発生する洪水と、おおむね1,000年に1度程度の確率で発生する洪水以上を想定した2種類のデータと、県管理河川である犀川、糸貫川等においては今年、データの公表がされました。これを受けて現在、最新の情報による洪水災害時の浸水状況、地震に伴う揺れや地域の危険度、避難方法の対策に係る情報をわかりやすく住民の建物所有者等に提供するため、各種地図情報を表示した防災マップを作成するとともに、災害に関する避難活用情報、災害学習情報を表示した「防災読本」を作成し、市民の防災意識の向上を目的としたハザードマップの作成を今年度末までに策定することといたしています。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 確認ですけど、部長、同じようなパターンのものになるということですか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 今、全世帯に配付しております今、若井議員がお持ちのハザードマップは大変見づらいという御意見もありまして、冊子方式による見やすい読本に切りかえる計画であります。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 一番確認をしたいところはその点でございました。要は、災害がどこで自分がどこにおるかというときに遭うかというのはわからないですけど、例えば自分の住んでおるところを考えたときに、何度も言いますが、地域の避難場所が地元の小学校であれば、先ほど教育長がおっしゃったように、最低でも小学校単位でいろんなコミュニティーの場が進んでおるのであれば、全体は全体として把握できるものがあっても、やはり究極に地元の小学校を中心とした、そういう冊子的のようなハザードマップのほうが非常に活用しやすいのではないかなというふうに思いますし、やはりこのことの結論づけるわけではないんですけど、本当に地域のコミュニティーというのがなかなか、いろいろ議論をしても、近所の方としゃべったこともないよという方と有事の際に、もう本当に何日もそこにともに生活をしなければいけないという、ある意味本当に私は経験のないことでございますけれども、そういったことから、きれいごとを言うつもりはございませんけど、日ごろの地域のコミュニケーションというのは本当に大切であるというふうに思いますし、そういったことを確認していく意味でも、このハザードマップよりも、やはり地域のしっかりともっと細かいところがあるようなハザードマップのほうが活用がしやすいし、またそのことを通じて地域のコミュニケーションが図っていただけるのではないかなというふうに考えますので、その作成を本当に期待しておりますので、よろしくをお願いします。

今回、この防災ということとはちょっと離れるかもしれませんが、この9月23日の岐阜新聞で「避難所トイレ、流せぬ悩み」というタイトルで、こういった記事がありました。少し紹介させていただきますと、大規模災害のたびに被災者を悩ませるのがトイレ事情だ。仮設トイレは和式が多く、足腰の悪い高齢者には使いづらい。過去の災害では、排せつを我慢して体調を崩す人も続出した。阪神大震災から変わらないと言われる避難所のトイレ環境、快適さを求めた試行錯誤が続くというふうに書いてありました。

これは今回、総合センターの外壁がタイルの補修、または防水等で大規模改修がありました。これは市長のほうからも、やはりこういった施設が何年も先まで使っていけるように、長寿命化ではないですけど、早目に手を打ったように話を伺いましたが、そのことも含めて、実はこの総合センターに限らないんですけど、学校のトイレの洋式化というのは本当に瑞穂市はすごく先進的に進んでおるといふ数字も聞いておりますし、もう整備もされておるといふふうに聞きます。これは、小学校のお子さんなんか、やはり家庭が洋式であるから学校に来ると



和式が非常にしづらいということで、当市はどんどん学校の洋式化というのは進んできましたけれども、これは今の記事ではないですけど、高齢者の方も和式はやっぱり非常につらいと。私も大分10年前と体型が変わりまして、正直言って今、和式はつらいというのが本音でございます。

総合センター等で大きなイベントがあったときに、特に女子トイレの方は、長蛇の列とは言いませんけれども、非常に何か長く列をつくっておられるというふうに市民の方からも伺いました。そういった意味で、学校の洋式化が進んでいる当市でございますけど、公共の建物のトイレの洋式化、これの実態、また現状と実態について伺います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 市内の指定避難所となっています小・中学校のほか、市民センター、巢南公民館、コミュニティセンターの全ての公共施設において洋式のトイレを設置しています。また、トイレが設置された公園等の外部トイレ全27カ所のうち洋式化されているところは、馬場公園、せせらぎ公園、小簾紅園、上牛牧ふれあい公園、野田公園、野口公園、井場公園、豊かな緑どんぐり公園、清流みどりの丘公園、本田春日公園、生津スポーツ広場北トイレ、西ふれあい広場、中ふれあい広場、南ふれあい広場、五六川グラウンドの15カ所について洋式化がされております。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 公園等のことは重々新しい公園ができて洋式化というのはできておるんですけれども、今私が言ったのは、先ほど言った災害とは少し外れるんですけれども、やはり公共の建物、特に総合センター、また庁舎もそうでございますけれども、設置はしてあるけれども、数がやはりバランスが悪いというか。これが、もう洋式トイレは本当に構造上、今の和式の状態から洋式にするというのは、ドアの開閉であるとか、また面積であるとか、それは重々前から伺っておりますが、やはり将来に向けて学校の洋式化が進んでいったように、総合センターのような、また市民センターのような、そういった市民が集うところ、先ほど言いました大きなイベントがあるときに、休憩のときになかなか女性の方が列をなさなければいけないというのは、要は、先ほど言った和式では大変な思いをされておるということをしかりと認識していただいて、また長期的な計画をもってトイレの洋式化の検討をお願いしたいということで、これは本当にお願いでとどめておきたいというふうに思います。

最後の質問に移ります。

市長は、この議会の冒頭の所信表明の中で、当市は昔から水害に悩まされてきた地域ですが、今回の台風で風による被害の対応について大いに考えさせられる台風となり、大きな教訓を得ました。今後、当市としましても今回の教訓をもとに、あらゆる災害に対して備えに万全を期

してまいりたいと考えています。適切な対応とはいかにあるべきか、あるいは適切な情報提供とはどうあるべきか、さらには新しい事情に対しても、その備えについてあわせて考えていきたいというふうに9月6日の議会の開会日に話をされました。それから3週間が経過しましたが、いつも言いますが、具体的に、この内容に関してどのような対応をしていかなければいけないのかということについて、市長のお考えを伺ってまいりたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 想定を越えた災害に備えて災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る減災の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にすることが備えとなります。ハード面の対策はもちろんのことですが、ソフト対策をさらに推進し、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的な災害対策が必要と考えています。

災害からの安全・安心を得るためには、行政における公助はもとより市民一人一人の自覚に根差した自助、身近なコミュニティー等による共助が大切であり、住民が主体となって災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していくことも重要と考え、各自治会へ防災訓練の実施や避難所確認訓練などを推進し、住民主体の自主防災組織の設立、避難所運営の推進や防災知識の普及・啓発や、小学校区別に避難所確認訓練の実施を行い、避難所を住民主体で運営できるように避難所運営組織の推進に努めます。また、新しいハザードマップに「防災読本」を追加して、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進に努めてまいります。

適切な情報提供については、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するために、市からの情報の発信として防災無線、防災ラジオなども活用しているところですが、新たに防災メールについて発信する情報の細分化を進めて、新しいカテゴリーとして気象情報、防災情報、地域安全情報などを発信して、住民の皆様には正確な情報をお伝えする予定です。

最後になりますが、平成30年7月豪雨や台風21号について、消防団の皆様には市内巡回、情報収集、緊急時の対応など多大な御協力をいただいております。地域防災力を維持するため、自治会、企業等への消防団活動への理解、御協力を賜り、団員の確保についても努めてまいりたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 私も今、この防災に関しては、今まで例えばタイムラインであるとか、それから有事の際に、この瑞穂市の機能が本当に失うことがないように、BCPであるとか、いろんな形で質問させていただきました。当市はそのたびに取り入れていただいて、その対応

にはすぐ進んでおるかというふうに思いますが、今、つくづく梶浦部長のお話を伺いながら、やはりこういった机上の論だけではなくて一番大切なのは、何度も言いますが、地域にとって自分がどうあるべきか、このことが本当に大切であるんだなということを、今お話を伺いながら感じておったわけですが、市長のこの所信表明の中で、やはり考えていかなければいけない、対処しなければいけない、どういったことが適切な情報発信なのか、そういったことだけを、思いはもちろんわかっておるんですけども、いよいよそういったことをしっかり具体的に、私も含めて市民一人一人が行政の発信することだけのみならず、自分自身が本当に災害に対してしっかり備えていくということを強くやはり感じていかなければいけないなということを感じたわけですが、棚橋市政ももう3年半過ぎました、第1次でございますが。この中で基本目標の、きのうも出ました安心・安全で安心して暮らせるまちということに対して、1の防災対策の充実、このこともうたっておられますが、やはり今、改正をさせていただきますが、このハザードマップもやはり使いづらかったということも確認させていただきましたし、さらには地域の防災力と防災意識の向上ということでは、もっともっと私も女性の目線で避難所の整備も、これで十分だということではなく、具体的な対応をしていただきたい、こういったこともお願いを申し上げます。

今回のこの風台風で、とにかく今までは、何遍もお話ししますが、水に弱いというこの地域でございましたが、先日の台風は本当に風が強い台風でございました。いずれにしても、こういった議会で確認させていただくことがより具体的に、しっかり市民の方が行動していただけるような発信を、くどいですが、より具体的に動いていただけるようなことをお願い申し上げます。今回の私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、10番の若井千尋君の質問は終わりました。

続きまして、7番 若園正博君の発言を許します。

若園君。

○7番（若園正博君） おはようございます。

議席番号7番、創生クラブの若園正博です。

ただいま藤橋議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問を行います。

また、傍聴者の皆様も、早朝よりおいでいただきましてありがとうございます。

なお、昨日、私ごとですが、途中退席し、登壇されました方々の聴講ができず御迷惑をおかけしましたこと、この場をおかりして深くおわび申し上げます。

今回の私の質問は、各自治会からの陳情・要望状況、上水道について、また通学路の安全性について、駅圏域拠点整備課設置について、ふるさと納税の総務省の資料の対応についてをお伺いさせていただきます。

これより質問席にて行います。

新年度より5カ月が過ぎたところではございますが、各自治会から新しくなったところ、また継続して役員を続けておられるところとさまざまですが、各自治会からの総会を通して要望・陳情が出ておると思います。新年度より出されておる市道関係の要望は何件ぐらいですか。また、継続で出されておる要望は何件ぐらいでしょうか、お伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 市道に関する御要望は、平成29年度が87件で、平成30年度は現時点で45件の申請をいただいております。平成29年度に御要望をいただきましたものの内訳としましては、新規に申請されたものが46件、継続して出されているものが41件、平成30年度は、新規に申請されたものが21件、継続して出されているものが24件となっております。

これらの御要望につきましては、用地取得が必要となる道路拡幅工事から、フェンス設置や舗装補修等の維持修繕工事などがありまして、計画の立案から実施までに数年の時間を要するものや単年度で完了するものなど、さまざまな御要望をいただいております。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） それでは、要望に対しては、それなりの回答を出していただいておりますというふうで解釈してよろしいでしょうか。

改正版で30年3月に都市計画マスタープランが出されたわけでございます。これが各地区別構想として7地区に分かれて、まちづくり構想、地域づくり構想の方針が出されておるわけではございますが、そうした関連の中で各自治会からの要望が出されておりますが、そうした要望・陳情と、このマスタープランとの共通点は何件かあるんでしょうか、お伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 平成30年3月に改定いたしました瑞穂市都市計画マスタープランは、市全域を一体的に捉えた市全体のまちづくりの目標や、これを実現するための整備方針を定めた全体構想と、市域を7つの地域に区分し、それぞれの地域ごとに地域づくりの目標や、これを実現するための整備方針等を定めた地域別構想により構成されております。その地域別構想では、地域づくりの主要課題や地域づくりの方針、地域構造、重要施策等を位置づけておりまして、各地域それぞれの特徴を踏まえた地域の骨格をなす事業施策が示されています。その重点施策の中の道路づくり等の分野では、骨格道路となる国道や県道、市道環状道路、また歴史を感じさせる安全な歩行空間に中山道などが位置づけられております。これらのマスタープランに位置づけられた事業につきましては、地元からの御要望というわけではなくて、市の計画的に事業を進めているところでございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） よく理解できました。

やはり地域との要望は地域との要望として、いろいろ行政のほうでも気づかない点、そしてマスタープランとしての将来的なる計画との中で、やっぱり競合性を持ちながら進めていかれるのが本来の事業ではないかというふうに考えておりますので、そうした考えを踏まえながら地域とのよりよい理解を求めながらの計画に進めていただけたらというふうに考えておりますので、その点、よろしく願い申し上げます。

引き続きまして、上水道の漏水についてお伺いさせていただきます。

以前にも水道管の耐震化についてお伺いさせていただきました。その漏水箇所について、どのようなところで発生しているとお考えか、お伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） それでは、ただいまの若園議員の御質問にお答えさせていただきます。

漏水調査につきまして、一昨年度までは市内を3区域に分けて3年かけて継続的に市内全域の調査を行ってまいりましたが、昨年度は手法を変えて、平成10年度以前に施工された水道管の漏水調査を行いました。結果は、個人管理の宅内での漏水が86件、市管理の配水管の漏水が156件ありました。そのうち配水管の漏水箇所の主なものは、配水本管から個人宅まで引き込みされた給水管が92件、水道メーターの横に設置されている止水栓とのつなぎの部分が41件、あと配水本管が15件でありました。それを見ていると、給水管における漏水のほうが多いように感じられます。

今年度は再度調査方法を変更しまして、今年度と来年度に関しましては瑞穂市を南北2区域に分割し、2年にわたり瑞穂市全域の漏水調査を行う計画を立ててまいりまして、今年度は北の区域の漏水調査を行っております。漏水調査を行い漏水が確認された水道管は、次の年には部分的な修繕工事、または路線的な改良工事を行っております。

また、先ほど申しましたとおり給水管における漏水が多いことから、配水管改良工事の際には、配水本管から水道メーターまでの給水管も同時に布設がえを行っております。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 前年度は監査報告の中におきましても漏水ということが非常に多いというような指摘がございましたので、給水管の早期対策に努めていただきたいというふうに思う次第でございます。

先般、台風の折、宮田の貯水槽におきまして停電が起きたわけでございます。そのころ暴風

の中を職員の皆さんが発電機を持って電力確保に努められ、そして、それにおいて断水することなくおれたわけでございますが、本当に職員の皆様に感謝申し上げたいと思います。

また、近くでございます下水道処理場でも停電が起きたのかどうか、またその状況においては、見かけましたところ近くにバキュームカーが設置されたということでございます。他市町の状況ではございますが、下水管においても電力喪失の場合には非常な事態になるというようなお話を聞いておりますが、この瑞穂市におきましての状況、西地区ではございますが、お伺いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 先日の台風の影響のことであると思うんですけども、21号の影響によりまして、9月4日の午後2時45分から約24時間にわたり宮田地内と田之上地内、こちらにおいて停電が発生しまして、宮田の水源地は一旦停電しましたが、設置されました自家発電機によりまして、施設としましては平常に稼働をしておりました。しかし、下水処理場のアクアパーク巢南は停電しませんでしたけれども、それぞれ田之上と宮田の地域に設置されましたマンホールポンプ2基が停止いたしました。田之上地内のマンホールポンプはオーバーフロー管というものが設置されておりますので心配はなかったのですが、宮田地内のマンホールポンプは午後9時ごろよりバキュームカーで汚水を下流側のマンホールへ移送しまして、5日午前1時過ぎにはマンホールポンプ内の汚水全てを移送完了いたしました。その後、5日午前8時には職員が再度マンホールポンプを確認しましたところ、マンホールの7割ほどまで水位が増しておりましたので、まだまだ停電復旧の見通しが立っていないことから、リース会社より発電機を借りましてポンプを始動、間もなく汚水を全て移送完了いたしました。

このように午後1時過ぎに停電は復旧し、マンホールポンプも平常運転に戻りましたけれども、今回の停電を受けまして発電機の必要性を痛感しております。

また、発電機を購入するのか、また今後もリースでこのように対応していくのか、こちらに関しましては費用対効果を考慮しまして検討してまいりたいと思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 状況はよくわかりました。また発電機を購入するのかリースにするのかは、行政のほうで費用対効果を考えながら御検討していただければというふうに思っております。やはり地域の住民に負担をかけないような方法を今後とも検討していただきたいというふうに思って、この質問は終わらせていただきます。

引き続きまして、通学路の安全についてお伺いいたします。

昨日も若園五朗同僚議員からもございました、先般の集団通学中におきまして低学年の子がぐあいが悪くなり、高学年の子が近くの消防署に連絡をするということが新聞にも掲載されて

おったわけでございますが、ことしは熱中症という命を脅かす状況でもありました。この状況に、ある通学路には300メートルぐらいの間は一軒の家もない箇所を通学してくるわけでございます。この通報された箇所も消防署までは300メートルぐらいの距離があったのではないかとこのように想定するわけでございますが、その1カ所ぐらいの道路において緊急通報装置などを備えていただければ、そうした対応ができるのではないかとこのように思っております。

また後でお伺いしますが、こども110番の家とか、そういうのに駆け込めば状況は済むわけでございますが、この周辺においては家も一軒もない状況でございましたので、その辺の対応につきましてお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） この夏、猛暑によりまして通学時の低学年児童が熱中症の症状を訴えましたが、高学年の児童の臨機応変な行動によって大事に至らなかった件は皆さんも御存じのところでございます。とてもすばらしい行動でございました。大変この子供さんは立派であり、大変誇らしいと思っております。

さて、今御質問にございました市内の緊急通報装置の設置状況について御説明をさせていただきます。穂積小校区に7カ所、牛牧小校区に4カ所設置してあります。穂積小校区の通報装置は、もともと岐阜県警察が設置した通報装置でございます。通報者の映像と音声カメラから伝送され、県警に知らせるということができるものでございました。経費がかかることもあり、県警は廃止を決定し、市へ引き継いだものでございますが、引き継いだときには回転灯とブザーがあるというものでございます。通信によって映像が通報されるということはないものでございます。牛牧小校区の通報装置は、牛牧からのPTAの要望がありまして、穂積小校区と同じ仕様のもので設置となったという経緯がございます。

この緊急通報装置の詳細でございますが、押しますと赤色回転灯が点灯しましてブザーが鳴るとこのことでございます。このブザー音は周囲100メートル程度まで届くものということでございます。おかげさまで、この緊急通報装置を使うということはなく現在に至っているということがございます。事件がなくて、とてもありがたいことと思っております。

さて、御質問の緊急通報装置の設置の件ですが、先ほど説明したとおり、実際は看板と申しますか、抑止力ということで効果していると理解しております。使われるような事件がないということで、先ほどもお話ししたように幸いだと思っております。ただ、周囲に民家がないということで誰も気づいてもらえないというおそれもあります。設置による効果を考えると、余り効果が高いものではないと思っております。現在のところ新設するという考え方はございません。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） わかりました。災害は忘れたころにやってくるというものでございまして、四六時中あるわけではございません。いざというときの対応をどのようにしていったらいいか、そうしたこともあり得るということをお考えの上、今後の対策に向けて行っていただきたいというふうに思うわけでございます。

きのうから各同僚議員がお話ございました、また先ほども若井議員からもございました、やはり見守り隊ということについて御質問させていただくわけでございます。

私、平成9年のPTAの連合PTAを経験させていただいた折に、実は沖縄でサトウキビ畑で女兒が殺されるという事件がございました。そのときには各地域のお母さん方が通学路の見守り隊として続けておられたわけでございますが、年々とそうしていただけるお母さんの数が減ってきたということで、事件が忘れかけられてしまうということで、どうしたらいいかという意見がございました。ある京都のほうの駅前通りのPTAの皆さんは、それぞれの自転車かごに校外パトロール中ですよ、携帯電話で連絡しますよという看板をぶら下げて町なかの買い物を行き来されておったということの啓発活動をされたということでございます。

そういった中から今、我々の家にも設置しております「こども110番の家」というのがございます。先ほども事故が起きたところは家がなかったんですが、大体今、子供たちは家の周辺を通学路として指定して通ってきてくれておるわけでございます。そのこども110番の活用でございますが、学校側を通してPTAの方々は、毎年、お世話になりますということで、校外委員さんが挨拶にお見えになるものでございます。そうすれば地域との連携ができて非常にいいことだと思っております。今後もこれは継続していただければというふうに思っておりますし、また先ほどのコミュニティ・スクールという中にも恐らくこうした状況が入っていくわけでございますが、まず身近なところから今後もどのような活用をされていくのか、この点についてだけお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 110番の家についてでございます。

現在、市内7小学校区で、全部で計429カ所あります。429カ所もです。各小学校区においては、多くの地域の皆様に子供たちの安全を見守っていただいております。各小学校区の自治会連絡会議へ教育委員会から110番の家の趣旨説明と、お願いを行いました。子供たちは、今議員が言われるように、年度当初にPTA役員と一緒に自分たちの地域の110番の家へ挨拶へ回って、場所を確認したり、それとか利用の仕方を覚えたりということをしております。実際に不審者に遭遇したり、けがをしたりした場合、110番の家に駆け込んで助けていただいたという事案もあります。

また、この夏の猛暑を受けて、改めて110番の家の皆様にお手紙を送りまして感謝の旨を伝えるとともに、猛暑の際の避難の受け入れや見守りを依頼したところでございます。



加えて大雨警報や洪水警報等による下校の時間等の変更、そしてから児童の登下校の動きを110番の家の方にも知っていただく方法を教育委員会のほうとしては考えました。瑞穂市の学校等メールの登録用紙を各学校より110番の家の方に、希望者の方については配付しているということを行いました。地域による通学路、その見守り隊の方々も同様に、こういう活動しております。

このように学校と保護者、地域住民が校区の子供や学校を支えていく仕組みというものが、広瀬武雄議員さんや若井議員からありましたように、コミュニティ・スクールというのも考え方の一つでございます。こうした地域の皆さんの協力を得ながら、施設整備というハード面も大切でございますけれども、よりソフト面を重視した子供たちの安全を地域市民みんなで見守っていくという姿勢で、今後も子供の通学での安全に教育委員会としては取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） そうした学校と地域・家庭が連携を持ちながら子供たちを守るというところでございます。きのう教育長が言っておられた学校運営協議会を設置されていくわけでございますが、我々のPTA経験者としては1つお願いがあるんですが、やはり学校とこうした協議会との連携を密にさせていただきながら、一番大切なのは情報の共有でございます。それぞれの人間として、協議会としては守秘義務を持っておりますので、その中で今、学校のあるところ、そして地域があるところをお互いに話し合っ共有を持ちながら、住みよい地域、住みよい子供たちの楽しめるすばらしい瑞穂市の環境、すくすくと育てる瑞穂市ということで努めていただけたらというふうに思って質問を終わらせていただきます。

引き続きまして、市は17年3月にJR穂積駅圏域拠点化構想を策定されまして、JR穂積駅一帯市町村を15万人の圏域として、これまでにバス路線の拡充、駅前のにぎわいとソフト面の整備ということでされてこられました。2022年度から着手するJR穂積駅一帯の本格的ハード面の整備を見据える専属職員2人を整備して事業の加速化を図るということで今回組まれておりますが、駅一帯の総合的な実態調査、課題がありますが、17年度より進める拠点化構想よりも見直しをかけるのか、その中での推進を図るのかをお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 巢之内政策企画監。

○政策企画監（巢之内 亮君） ただいま御質問のありました拠点化構想の見直しか、推進かについてお答えいたします。

平成28年度に策定しましたJR穂積駅圏域拠点化構想を着実に進めていくためには、ロードマップに基づき、まちづくり計画の作成を早期に進め、それを確実に実行することが平成34年度以降のハード整備事業の着手に向けた一番の近道であると考えております。さらに、今回の

穂積駅圏域拠点整備課の新設、それと調査委託費の補正予算案への計上というのは、拠点化構想の中身をさらに推進させ、ロードマップ上の駅周辺が動き始めたという次のステップとなる段階に進めるためのものであり、まちづくり計画に掲げているハード整備方針の明確化、それから事業の見える化の促進について、平成32年度以降に確実に実施するために取り組むものでございます。以上でございます。

[ 7 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） これからハードのほうに向けていただくいろんな問題、諸問題が出てくると思いますが、やはり穂積駅を新しい駅として市町村15万人の人が利用するということなので、非常に利便のいい形で進めていただけたらというふうに思って質問を終わらせていただきます。

引き続きまして、ふるさと納税についてお伺いさせていただきます。

ふるさと納税の返礼品の規制においては総務省の方針がございしますが、瑞穂市の対応について、お伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいまのふるさと納税に関する御質問でございますけれども、総務省から平成29年4月1日付で、返礼品として金銭類似性の高いもの、プリペイドカードや商品券・電子マネー・ポイント・マイル・通信料金、資産性の高いものとして電気・電子機器・家具・貴金属・装飾品・時計・カメラ・ゴルフ用品・楽器・自転車等、価格が高額のもの、寄附額に対する返礼品の調達価格の割合が高いものについて指摘があり、調達価格の割合の高いものとして3割以下にすることを、また平成30年4月1日付で再度、3割を超える返礼品の見直しと、地方団体の区域内で生産されたものや提供されるサービスとすることが適切であることを地方自治法第245条の4（技術的な助言）として通知がありました。このほかにも県から口頭で意見などを頂戴していますが、この通知をもとに回答させていただきます。

調達価格の高いものとして3割以下とされていることについてですが、先日の総括質疑において、現在、当市では返礼品のうち30品目について3割を超えているものがありますが、来年3月まで有効の記念品カタログを各方面に配布していることもあるので、来年4月の見直しに向けて返礼品の提供事業者と調整しているとお答えしましたが、返礼品の提供事業者との調整が10月末日での見直しで調整できました。これにより見直しをすることといたします。

地方団体の区域内で生産されるものや提供されるサービスとすることが適切であるということについては、明らかに県外の特産品となる返礼品については10月末日までに返礼品から削除することとしています。ただし、瑞穂市内で生産される品となるとかなり限定されるため、他の自治体の動向などを踏まえながら慎重な対応を考えていきます。以上、答弁とさせていただきます。

きます。

[ 7 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7 番（若園正博君） わかりました。返礼品の中に、例えば今回なんかでも飛騨牛なんか組み込まれておられるわけですが、そうしたものに対しては再度改めて選定していくというお考えでよろしいのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 先ほどもお答えさせていただいたとおり、瑞穂市内で生産される品物となるとかなり限定されるため、他の自治体の動向などを踏まえながら慎重な対応を考えていきます。原則として瑞穂市内の事業者が扱っている品となり、飛騨牛についても瑞穂市内の卸売事業者の御協力があって返礼品とすることができています。

[ 7 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7 番（若園正博君） わかりました。

ある新聞記事でも見させていただいたわけですが、返礼品の中に金メダルをとられた金藤さんからの水泳指導アドバイスというのも返礼品の一部であるというふうにお伺いしましたが、その辺について詳細をお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 金メダリストの金藤選手が所属します瑞穂スポーツガーデンというのが朝日大学、市内にあるそういったアスリートの指導をするスクールがございます。そちらに所属してみえる金藤選手と、またそれ以外にも、こちらは水泳のスクールでございますけれども、多種にわたるスポーツのアスリートのクラブとございますか、スクールがございます。そちらも返礼品の一つということで、こちらを、特に金藤選手は金メダリストであるということから、こちらのスクールへ来ていただくことが、いわゆる瑞穂市内へ他市の方がスクールへ通っていただくことが瑞穂市の発展にもつながってきますし、PRにもつながるということで、今回返礼品の中に入れさせていただいたということでございます。

[ 7 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7 番（若園正博君） わかりました。いろんなものを活用しながら、また瑞穂市として特色のある返礼品というふうで、ふるさと納税に努めていただけたらと思います。

今は「さとふる」というネットを活用しながらふるさと納税のほうをやっておられますが、今後、拡大して募集するおつもりはございますか、お伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 昨年度受け入れました寄附金額は、決算額で2億9,616万7,000円となり、平成28年度の8,766万7,000円から大幅に増加させることができました。今年度におきましては、寄附者の方がインターネットを通じて瑞穂市ふるさと応援寄附金を知っていただけるように、ふるさと納税ポータルサイトへの登録を、現在の3社から5社へふやす予定をしています。また、魅力ある返礼品をふやしていくなどして瑞穂市に足を運んでいただけるような取り組みを行い、全国の皆様から瑞穂市を応援していただけるような取り組みを進めてまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） わかりました。先ほども非常に寄附金の額がふえておるということでございます。先般も今木議員が言うておられましたように、これはふるさと納税で行われた瑞穂市の事業なんですよということが市民の皆さんにわかりやすくPRできるふうにしていただけたら、それもまたありがたいかなと思っております。

今後、またふるさと納税がふえ、そして市政に貢献できるような、また市民のために活用できるような使い方を検討していただきまして、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、7番 若園正博君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。10時50分から再開をいたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時54分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 緊急動議をしたいと思っておりますので、議長のお許しをお願いしたい。

○議長（藤橋礼治君） それでは、許可します。

○13番（堀 武君） 議長のお許しが得られたものですから、緊急動議をいたします。

実は、きのうのくまがい議員の一般質問の中で、前健康福祉部長が引き継ぎをしていないとくまがい議員が言われ、そして、それに対する中傷的なことを言われたのですけれども、平塚部長は口頭で引き継ぎをされていると。また私も、きのう前部長に確認したところ、なかなか難しい問題だということで引き継ぎをしていると。そのようなことを言われ、取り消しをしていただきたいという趣旨のことも言われておるものですから、これに関して、議長の御判断でその取り扱いをしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） ただいま堀武君からのくまがい君に発言の取り消しを求める動議が提出

されました。この動議は、会議規則第15条の規定によりまして、発議者のほか1人以上の賛成者が必要でございますので、賛成者はありますか。

[賛成者挙手]

○議長（藤橋礼治君） 賛成者がありますので、動議は成立をいたしました。

ただいまの動議は、後ほど議題といたします。

もう一遍、堀君に申し上げますが、きょうは一般質問でございますので、7名全員終わってからの問題に入りますのでお願いします。以上です。

それでは、4番の鳥居佳史君の発言を許します。

鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番、無所属の会の鳥居佳史です。

私の一般質問は、水路の水質向上のために、そしてタウンミーティングについて、そして市長選への市長の出馬表明を踏まえて、この3点について質問をさせていただきます。詳細については質問席から質問させていただきます。

最初の質問をさせていただく前に、それに関する資料を皆さんに見ていただきたいですけれども、議長の許可をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 許可します。しばらく休憩します。

[資料配付]

休憩 午前10時58分

再開 午前11時00分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 今の写真は、今から質問させていただきます水路の水質の状況について、浄化槽からの汚物らしきものが浮いている現状を早急に解決すべきと思うが、どうかということ質問させていただくための現状を示した写真です。これは中原の水路を8月下旬に撮った写真です。この汚物らしきものがなぜ発生したかというのはまだ明らかになっていませんけれども、実は、この区長さんから、ある区長さんから、こんな状況になっているよということで改めて見てほしいということで、私も見て驚いた次第ですけれども、水路が汚いというのは多くの方は認識を持っておられると思いますけれども、まずこの状況をどうしたら、早急に解決すべきだと思いますけれども、まずその点について、どのように思うかということをお伺いします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 鳥居議員のただいまの御質問にお答えさせていただきます。

浄化槽から汚物らしきものが排出されているこのような状況は、浄化槽管理におきまして何らかの不備が考えられますので、そういった状況が発見された場合は、直ちに浄化槽の検査記録を持たれております県に報告をさせていただきます、調査・指導を依頼いたします。浄化槽法第10条においては、浄化槽管理者は浄化槽の保守点検と清掃を、また浄化槽法第11条におきましては、管理者は法定検査機関が行う水質に関する検査、いわゆる法定検査を環境省で定められた回数受けなければならないと定められております。また、県では指定検査機関から法定検査の結果が不適正と判定された浄化槽で重大または悪質なものと報告を受けた場合は、管理者に対しまして必要な指導や立ち入りを行っています。さらに、法定検査未受検の浄化槽管理者のうち、指導を受けたにもかかわらず改善の様子が見られない管理者に対しましては、平成27年度より勧告を視野に入れた指導に取り組んでおられるということです。

議員御指摘のこのような内容に関しましては、先日御相談いただいた件だとは思われますが、この件につきましては県の方に状況を報告しまして、その後、県の方と一緒に職員が現地調査を行い、現在、県の判断を待っているところでございます。

今後も浄化槽から汚物らしきもの、このような状況が発見された場合、浄化槽管理者において何かの不備が発見される場合は、県と連携しながら浄化槽が適正に管理されるよう努めてまいりたいと思っております。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 私は、大きな原因は、瑞穂市の中でまだ単独浄化槽を使っている家庭が多いわけですがけれども、その単独浄化槽から生活排水等から出る、いわゆるスカム、洗濯物の排水等、そういうものが集まって、こういう汚物らしきものが浮いてくる。つまり今、瑞穂市で大きな問題というか、公共下水道を穂積地区で今できていません。公共下水道が全域に敷かれていれば、こういう水路の状態にはなっていなかったと私は思います。この現状を今、棚橋市長は公共下水について停滞しているというのを認めておられます。この状況を一刻も早く解決しなければならないという認識は、棚橋市長、お持ちですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 鳥居議員の御質問にお答えいたします。

この後に、さらに下水のことについて、この水質向上、そして下水のことの御質問もございしますが、その2番目のこともあわせてお答えするということでよろしいですかね。

まず、下水のことに限って申し上げますと、本田団地の下水ですね、これが今一番本当にひどい状態かなと思っておりますし、なおかつ本当に改善が必要かなと思っております。そんな中、下畑の地区、今現在の下水予定地のほうとはなかなか話が進んでいない。ただし、その話が進んでいない中であって、いま一度、本当に下畑の方々としっかりとお話をしたいのが、や

はり昨日も申し上げましたが昨年の10月23日、そして、ことしの7月4日から8日にかけての集中豪雨、そして昨年場合は台風21号でございますね。そんなときのやはり水に対する、特に雨水に対するこのことについて、下水というものは非常に効果があるんだというところを再度説明に伺いたい。

それと、私たちの場所に今、旧巢南の大月に西処理区の処理場がございます。このときに、地域の大家の方々に、とにかく下水場をつくるからということで、そこには公園をつくってみんなも動けるからと、みんなが親子で楽しめるそんな公園にするからということ、どうも大家の方々にお願いしておられた。その方々から最近、やっどこさ大月のあそこに多目的広場、いろいろ使ってくれるんやねという話がありまして、これで下水のことで協力してきたことが、やっどこさ私たちは本当に子供たちに話ができるわと言われる話が、本当にここ最近、仮称ではございますが中山道大月多目的広場のこれからの方向づけ、今考えている委員会の動き、そういうところを鑑みられまして、地元の方々からそんな声が聞かれます。

やはり、そういったところも今現在の下畑の方々に対しては全く何も説明がされていない。そういった、やっぱり下畑に下水でお世話になるんだとしたら、この周りの環境、またこの周辺をどのようにしていくのか、それと同時ににおいがどうなるのか、そういったこともしっかりと説明申し上げて、皆さんが本当にこの集落の方々、またこの近辺の方々、そして瑞穂の方々が本当に喜ぶんですよと、それと同時に、どのようにこの場所に設置していきながら地域の方々にも活用していただける、そんなところを御理解いただく、そういった説明に本当に欠けていたんじゃないかなと思っております。

ですから、再度どころか再々度かもしれませんが、また改めまして自治会のほうに申し込みをしまして、とにかく話を聞いてください、そこで説明をさせていただきますということで近々伺いたいなと思っている次第でございますが、昨日も、本当に堀議員さんの御質問にお答えしたんですが、まずは地元、やはりその地元もしっかりと下畑の方々に御理解いただく、そういったところにまず話し合いに行きたいなと思っておる次第でございます。よくよくこの図面にございますような下水道の大切さ、それは認知しておりますし重要だと思っております。それと同時に、その手前として単独槽を合併槽に切りかえていただく、このことも大切かなと思っておりますが、いずれにしても、やはり都市下水、これにまさるものはなからうかなと思っておりますので、しっかりとそこら辺をこれから地元の方々と再々度話し合いに入りたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 下水に関する答弁、市長はほとんど同じで、何も進展していない。何が言いたいかというと、公共下水道はあることにこしたことはないんです。本来ならば、あつて

しかるべき基幹設備なんです。ところが、今になって、この公共下水をやることの財政的な面をどうかということは何度も私は指摘しています。会計検査院の平成29年度の一般会計、特別会計、歳入歳出の審査意見に、下水道についてこの記述があります。下水道事業の整備の規模等によっては多大な費用が発生し、後生に大きな負担を残すことになる事業であると。財政の見直しを何度も言ってきました。この財政のことをどれぐらい再検討しましたか。してきましたか。この公共施設管理計画書、きちっとまとめられています。平成28年3月、瑞穂市の公共施設、公共下水をやらなくても今後40年間で年平均、更新及び維持で年間21億8,000万要りますよ。今後40年、もし公共下水をやった場合に、さらに膨らんで、1.7倍に膨らんで28億9,000万かかる可能性があるよと言っています。そして、JR穂積駅拠点整備、区画整理事業をやろうと、その方向で進んでいる。私もそれは必要なと思います。これには100億近い整備費の概算が要するという当時の藤井政策企画監の発言もあります。当然これは市の財政が必要になってきます。

今、この公共下水が実際に行われています、今紹介がありました巣南の西処理区、13年たっています。営業開始。現在でも赤字です。使用量から総使用量に対して維持管理費のほうがたくさんかかっています。300万円という平成29年度の決算です。今、瑞穂市がこの公共下水道の財政計画でどうなっているか。13年目には2億7,300万の黒字になる。23年目、事業開始後30年後、事業開始23年目、ここまでしか計算をしていませんけれども、黒字4億5,000万円。この公共下水道をやればやるほど黒字になるという、そういう財政計画、事業計画で今の瑞穂市の穂積処理区をやろうとしている。明らかに私は前から言っているように、こんなことはあり得ないんです。あり得ない事業計画でもってやろうとしている。時期が、もう今は公共下水をやる時期じゃないということを私は何度も言ってきました。その部分を一切再検討せずに、地元の地権者の了解を得るためにという話ばかりじゃないですか。

改めて市長に問います。

財政上、瑞穂市は今までどおり、この公共下水を進めて大丈夫だとお考えなんですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 鳥居議員さんが議会に出てこられる前のことですが、既にこれは4期の工事のうち1期だけはやろうということで、私のほうから答弁させていただいています。そして、それ以降の2期、3期、4期、これはじっくりと考えながらしかやらない。人口の状況、そして社会の状況、全て鑑みただけでしか進めない。1期だけ、本田団地のためにも、またあのエリアのためにもやらなければいけないというところで、1期だけということで説明しております。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。



○4番（鳥居佳史君） 1期だけやったときに、これで今の財政問題は解決できるという確証はあるんですか。1期だけだから投資金額が少ない安易な考えでおられるかもわからないですけども、最初だけやるには、それなりに2期、3期は基本的な施設建物、メーンの管とかを投資するわけです。投資効率としては最初が一番悪いんです。どういう何の根拠を持って1期工事だけとりあえずやるというお考えなんですか。財政的には明らかに問題ないという根拠はお持ちなんですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 財政の根拠もそうですが、社会の変化はこれから大きく変化すると思います。少子・高齢化、そういったところ全て考えながら、なおかつ生産人口、税を納めてくれる方々、一番労働していただける方々、この方々が、どのようにこの瑞穂において変化していくか、それと同時に、さまざまな面で地方の交付税、こちらのほうも変化していくと思います。そういったことも考えるのは、まずは1期、このまちとして必要な最低限のものをやっておいて、それからまちの成長、もしくは横ばい、または停滞、さまざまなことをやっぱり鑑みる必要があると思います。そういった意味からも1期の工事、その金額及びそういったところに附帯してくる部分、それを鑑みた上での鳥居さんが議会に入られる前の状況でございます。そんな中から、ほかの議員さんには既に説明してございます。以上、答弁とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 1期だけやるという、やった場合の財政シミュレーションを再度出してくださいよ、もし進めるのであれば。これは出していただけますか。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 下水道事業につきましては、一応財政計画ということで、これは2度見直しをしています。長い期間の中で工事を進めていくわけでございますけれども、おおむね半分は補助金、残りのほとんどについては起債、その起債の中の5割から6割は交付税が入ってくるということでございます。毎年の決算の中でも西処理区等につきましても、交付税の中に大体5割分、6割分が入っていますので、今私どもが特別会計へ繰り出しておるお金の中についても、そうした交付税がきちっと入っておるということの説明が十分いづもなされていない分がありますけれども、そういうことがありますので、先ほど市長が言われた1期分については、もう十分20億前後のお金を積み立てていますので、必要なお金については組んであると私のほうは思っております。そして、この穂積の地区のコミプラにつきましては、一応今年度で起債が終わるといふふうに考えています。つまり、借金がもう終わったということでございますので、あとは皆さんからの加入金とか使用料をもって運営をしていくということでございますので、そうしたものを十分検証しがてら社会の流れを踏まえてということでございますし、

今度県の計画も、調整区域とか、少ないところは除いてということになります。当然、今は全て合併浄化槽ということですので、合併浄化槽の補助金等も3分の1の分は出しているわけですが、いろんな事業が少しずつ変わってきますので、そうしたものを踏まえて財政計画もこれはできている予定でございますので、全てを申しますと、やっぱり2つのまちが合併をしていますので、本当に必要な事業は進めると、そして見直せるものは見直すと、そうした中で公共下水道も進めるということをお願いしたいと思います。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 今の1期を進めるという中での財政計画、今、その冊子を示していただきましたけれども、その冊子の検証をぜひしなければならぬと思います。なぜか。全国の下水道で最終的に黒字を計上している下水道事業は、ほとんどないと言っていいです。なぜか。当初は莫大な借入れで何とか返しています、一般予算から投入して。そうすると、ある時期が来ると更新をしないとイケないです。施設の配管、これにまたかなりのずうっと維持費はかかる。黒字というのはあり得ないと私は思います。

1期だけやって様子を見るということではなくもう一度精査して、きちっと財政計画を立てて、本当に公共下水道は、この瑞穂市がやったようにもつのか。税収はこれから当然下がってきます。違うでしょうか。下がってきますね。そうした中で、どこからこの下水道事業が維持できるのか。私は全く理解できませんけれども、少なくとも今の公共下水道の財政計画は、あり得ない計画でもっての数字の羅列だと私は思っていますので、もう一度見直していただきたいと、見直すべきだと思います。もし1期でもやりたいというのであれば、早急に1期だけやったときの財政計画を再提出していただきたいと思いますが、市長、いかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） それでは、そういった作業にかかりたいと思いますが、時間だけ頂戴しなさいけませんので、時間を頂戴した上で、また提出したいと思います。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） ちょっと声が小さかったので、もう一度はっきりと言ってください。

○市長（棚橋敏明君） お時間を頂戴いたしまして、きょうではございませんが、また皆さんのほうに御報告したいと思います。

よろしいですか。聞こえましたか。

○4番（鳥居佳史君） はい。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 時間を頂戴して再検討するから報告するということですね。ありがとうございます。

今、町内会において水路清掃でのヘドロの撤去が、水路清掃の参加者の高齢化と、そして御婦人の方の参加率が多くなってきて、なかなかヘドロの撤去が困難であるというふうにお伺いしていますけれども、こういう状況についての対処方法は、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 現在、水路清掃につきましては、自治会活動の中で行っていただいているのが現状でございます。瑞穂市は平たんな地形形状であるため十分な水路勾配が確保することができないため、ヘドロ等が堆積しやすい状況にあります。そのため、水路のヘドロ等の堆積を軽減させる方法といたしまして、非かんがい期に水路浄化事業として各区に委託して月数回の頻度で農業用の揚水ポンプ等を動かしていただき、定期的に水路に水を流すことでヘドロ等の堆積による生活環境の悪化を軽減させる措置をとっております。あわせて自治会での水路清掃がしやすいように水路の複断面化、ヘドロが堆積しやすい箇所には泥ため等のピットを設置し、業者委託によりその箇所にたまったヘドロ等を年3回、定期的にしゅんせつを行っているところでございます。しかしながら、これらの対応は下水道が整備されるまでの暫定的な措置であり、根本的な解決につながるものではありませんので、下水道整備を進めていくことが喫緊の課題であるという認識でございます。議員におかれましても、改めて下水道整備に対しまして御理解を頂戴したいというふうに思っております。

また、水路がない道路側溝だけのそういう自治会もございます。そういうところでは、昨年は市内の企業の御協力をいただいて、道路側溝に設置されています清掃用のグレーチング、これを増設することで清掃の労力軽減を図るなど試験的に実施したところもあり、今後、高齢化が進む中で、このような自治会活動が持続的に行っていただけますよう市としましても工夫していきたいと思っておりますので、今後とも市民の皆様方の御理解、御協力をお願いしたいというふうに思います。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 今の水路がヘドロで困っていらっしゃる方は多くあります。そして、この解決は下水道、これは従来、この下水道をやることによって確かにこれは解決されてきたんですけれども、私は、下水道にかわって合併浄化槽にすることでも、これは解決できる方法だと思います。これは合併浄化槽による排出基準で明らかにヘドロはなくなりますので、こういうヘドロがたまるということはなくなります。一番悪いのは、何もせずに地元の了解が得られないからということ、この1点のみで、今の水路がヘドロがたまったままという状況を放置することが一番の責任なんです。財政の問題、水の浄化の問題、環境の問題、全てトー

タルに考えてどうするかというのを決断するのがリーダーである市長の責務と私は考えております。何もせずに、地元の実情が得られないから、この一言で終わらせましたけれども、反論があれば市長、言ってください。ありませんか。停滞しているのは間違いないじゃないですか。ほかにも代替案はあるんですよ。

最後のほうで市長の出馬表明のところでもたまたま聞きますけれども、水質向上のことについてはこれで終わらせていただきます。

次の質問です。

タウンミーティングをこの夏に各小学校区で実施されました。この7月、8月と実施した、その趣旨と内容について概略を説明してください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいまのタウンミーティングの趣旨についての御質問でございますけれども、瑞穂市まちづくり基本条例の目指す瑞穂市の実現でございます。内容は、小学校区ごとの地域課題をワークショップ形式で市民と行政が話し合いを行いました。アンケートの御意見では、ワークショップ形式について、地域のさまざまな方、職員と話せたことをよかったですと評価いただき多くの御意見をいただきました。有意義で楽しい時間と感じていただけたようで、これは何よりだと思っております。反対に、参加者が少なかった。とりわけ若い世代の参加が少ないということが残念なこととして多かった意見です。

タウンミーティングの後、どうするかを心配される御意見もいただいておりますので、その点について御説明をさせていただきます。

参加者が少ない、若者が少ないというのは絶対的な課題としてありますが、参加いただいた皆さんは熱心にワークショップに取り組んでいただきました。そして、地域課題を話し合うこと、地域を知ること、地域の方々とつながることが有意義だったと感じていただいたことは成果だと思っております。でも、タウンミーティングの限られた時間の中で地域課題の解決まで話を進めるのは不可能です。タウンミーティングは、市民協働のテーブルに一部の市民が着いた状態であると思います。ここからつなげ、広げて地域課題の解決を探っていかなければならないと思います。また、タウンミーティングの参加者が少ないのはなぜかと考えたところ、PR方法を検討する必要ももちろんあります。でも、本当はもっと根本的な問題ではないでしょうか。市民の意識を変える必要があるのではないのでしょうか。気持ちを動かすのは容易なことではございません。でも、人の気持ちを動かすのも、また人の気持ちではないかと感じています。それができるのは、今回、タウンミーティングのテーブルに着いて有意義だったと感じていただいた地域の皆様の力だと思います。

地域課題は、まだテーブルにのったままです。小さな輪を少しずつ大きな輪にしていけるよう、つなげて、広げていくために伝えたり、きっかけづくりをすることが市としてのすべきこ

との一つだと考えています。そして、地域でも行政内部でも引き続き、それぞれのできることを検討していくことをお願いしております。

来年度のタウンミーティングについての御質問が昨日のくまがい議員の御質問の中にもありましたが、正直、試行錯誤で違いありません。市民の皆様にとってより有意義であるように検討をしていきたいと思っております。しかし、その目的と方向性については明確です。少しずつとはなりますが、地域を思う市民の皆様の気持ちを受けとめ、仲間につなげ、大きな力になるように育ててもらおうよう、行政の責務として職員も同じ気持ちを持って、常に横断的な連携を図りながら協働のまちづくりを推進したいと考えています。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 協働のまちづくりを進めるということで、その趣旨は非常にいいと思いますけれども、そもそもタウンミーティングというのは本来趣旨が違うんですね。

タウンミーティングというのは、アメリカのジミー・カーター大統領が最初に始めました対話型集会、そして、クリントン大統領がやったタウンミーティング等でアメリカから発生していますけど、もともとは大統領、瑞穂市でいうと市長が、自分はこういう考えを持っていると、それを市民に訴えて、市民の皆さんから直接ミーティングをして意見を聞いて、いわゆる意見交換する場なんです。今回、タウンミーティングについては、市長はあるテーマについて、これこれこうするけれども、どうですかという形でのタウンミーティングではないんで、これはワークショップを開いたというふうに私は解釈します。その点について、市長は今後、タウンミーティングをどういうふうにやられるおつもりですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まさに本当に今、鳥居議員さんがおっしゃられたとおり、あくまでもやはりタウンミーティングというのは対話集会でございます。せんだっても第2次総合計画のこちらをつくりました審議会ですね、こちらの進捗を評価する審議会が2年ごとに行われます。そして、これが28年度のときでございますね、このときにはタウンミーティングを中にはうたえなかったと。ここではあくまでも市民ワークショップということで、索引の中でも市民ワークショップはありますが、タウンミーティングはございません。そんな中からも、こちらの委員さんから進捗状況、その精査した状況の審議会の会長さんが御質問に上がりまして、タウンミーティングに切りかえておけばよかったねという話も出たぐらい、やはりこれからはタウンミーティングがいかに大事かだと思います。もちろん市民のワークショップも大事ではございますが、やはりあくまでも行政当局、そして市長と対話する対話型の集会になっていくべきじゃないかなと思います。そういった中から、今回まだ初ではございますが、これからそういった部分を設けていく。特に、やはりこういったことに長い歴史を持っておられます美濃加茂

市、そして羽島市、こちらともいろいろ御相談申し上げたりとか、またその結果はどうになりましたかということも自分なりに調べてみましたが、それぞれの市長さんからは、やはり対話型、全てが対話型じゃなくてもいいから市民ワークショップの部分、そして対話型、この2つのしっかりとしたテーマを持ってやってみるのも一つじゃないかと。それが本来で言うタウンミーティングじゃないかなという御質問もございました。以上、報告とさせていただきます。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） もう少し明確に言ってほしかったですね。タウンミーティングは、市長みずからが、こういうことを考えている、こういうことをやりたいという、それを直接市民の人と意見交換をして、自分の考え方が市民の意向、考え方に沿っているかということを確認するのがタウンミーティングですから、まずは市長のきちっとした考え方が要るんです。そこが一番大事なところだと思います。市長が何をしたいか。今後、タウンミーティングをする場合には、そういうスタンスでやっていただけることを約束していただけますか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） タウンミーティングという名前をつけさせていただいたのは、昨年度までの行政報告会という形で進めてきた中での反省として、今、鳥居議員が言われるように、本来の語源は確かにアメリカから始まった名前ではありますが、今は一般的にタウンミーティングの中にワークショップ形式を入れたり、そういった中に行政が入ったり、また市長が入ったりという形で進めていくのが今のタウンミーティングの進め方であり、またそれが瑞穂市の進め方であると考えて、私どもはタウンミーティングという名前をつけさせていただきました。そういった意味では今回は初めてのことでございますので、今言われるような市長を囲んで対話をするといった方式も、今後は中でそれが要望として出てこれば市民の方とまた話し合っていて、その企画のほうも取り入れていくということで、総称して瑞穂市の形式としてはワークショップ形式を、いわゆるタウンミーティングという形と呼ばせていただいております。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 瑞穂市は、そういうふうに市民の人がグループごとに分けて意見交換をするというのをタウンミーティングというふうにするのは、ちょっと避けたほうがいいと思いますね。明確にタウンミーティングは市長と市民との、市長の政策、考え方について市民とミーティングをするということで、ワークショップはワークショップのやり方ですからね、その辺を私は明確にしたほうがいいと思います。

それでは次の質問です。

市長選への出馬表明を市長はされました。6月の議会で再出馬についての質問がある議員からあったと思いますけれども、そのときの答弁が、ちょっと今資料が出てこないんです。たしか、その時期じゃないと。政務に専念したいという答弁だったと思います。それから2カ月もたたないうちに出馬表明をされましたけれども、6月の再出馬の答弁について、ちょっと聞きたかったんですけれども、済みません、ちょっとそのときの資料が今出てこないんで、6月はそういう答弁だったんですが、8月に出馬をするということで記者会見を開かれました。ここで、岐阜新聞のウェブ版では「若者が誇りを持って暮らせるよう安全で快適なまちづくりに引き続き注力したい」。「若者が」ということで、その若者じゃなくて、やっぱりこれは瑞穂市民、あえて若者と言ったところは何ですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まず6月の部分ですね、これは何が理由で、そのときに広瀬武雄さんの御意見に対してお答えしなかったかといいますのは、平成29年度のこちらの決算、この認定期、いろんな調査がございます。これは堀監査さんもよく御存じだと思いますが、6月は本当にその部分で3月末の締め切りがあります。それから決算の認定ということで、各部署への問い合わせ、そして各部署への調査、そういったことが一番盛りなのが6月でございます。そして今度、新しい30年度、こちらの予算の執行、これを頻繁にとり行わなきゃいけない。正直申しまして決裁書類は毎日山のように来ます。それぐらいに6月というのは多忙でございます。まさに政務に真剣にやらなきゃいけないときでございます。そういったところから広瀬武雄さんには、広瀬武雄さんも元、そういった決算に類するお勤めのところがございましたから御理解いただけたと思いますが、6月の多忙期、これを御理解くださいますということでお断り申しました。

そして、今言われます若者の誇りというところがございますが、それは新聞のほうのとり方も一部あるかもしれませんが、若者だけを取り上げて言ったつもりはございません。市民の皆様が誇りを持ってほしいと、そういった部分は多々ございます。そのように申したつもりでございますので、新聞の報道、それが若者になっていたというところは、私もあれっと思った次第でございますが、さらに詳しくと言われましても、それにはお答えのしようがございません。私の気持ちとしては、市民の皆様がというつもりでお答えしているはずでございますので、そこら辺は御理解くださいませ。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 出馬の表明で一般的な話になるのはわかるんですけれども、具体的にはどういふことですか。市民が誇りを持てるとは、どういふことを考えておられますか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 私たちの瑞穂市は、率直なことを申しまして、まずせんだって来、商工農政観光課をつくりますときに、観光って何があるんやと言われました。ほとんど大多数の方々からおっしゃられました。でも、私は観光を育てたい、そして文化を育てたい、そして文化に自信を持ってもらいたい。例えば「富有柿」という名前がついたときに「富有」という名前をとるか「福寿」という名をとるか、そのときの福島才治さんがどれだけ悩まれたか、こういったことを僕は文化として生かしたい。そして、せんだっての宮田雅楽、これもそうでございます。そして、わずか16歳で公武合体ということにおいて御降嫁なされた和宮様、この方が中山道を通られ、そして大垣の宿、赤坂の宿、ここは京都に模して、本当に京都、あなたが京都から来たんだよ、あなたのために京都につくりかえるんだよといったのが赤坂宿でございます。今で言ったら何十億でしょうね。それが瑞穂の地、巢南の地に来て、本当に田舎を思い出し、また寂しさもあったんでしょ、ホームシックにかかれて、そこから3種の歌を歌われました。

そういった、私は必ずやこのまちには文化、そして誇れるものがあると思います。私はそういったものを何とか掘り起こして、市民の皆さんが「本当にええまちに来たわ」「ええまちに住んどるわ」「ええまちで子供をつくれるわ」「ええまちで子供が成長するわ」、僕はこういうまちにしたいというところが誇りでございます。そんなところから、鳥居さん風に理解したら、これは理解できないかもしれません。私はそのように思っております。どうか何とか御理解をお願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 具体的なことは何もないんですよ、誇りを持ってとか。そういう意味では、棚橋市長だからこういうまちにするよということが欲しいんです。和宮降嫁は、そういう歴史がありました。それは、歴史は歴史で事実です。これからの瑞穂市をどうするかということが、具体的にリーダーであるあなたが語ってほしいんです。非常に今のは概略的。具体的に市民が、ああ、棚橋市長はこういうことをやってくれるんだという具体的にわかるものを出していただきたい。それは穂積駅のことをおっしゃるかもわからない。もし言うのであれば、自分はこういうことで具体的に進めるよ、こういうまちにするよというのを出していただかないと、あなた誇りを持てるまちというのは何もわからないんです。ぜひ、これからは具体的に、自分がもし次の市長選でやるのであれば具体的なことを示して市民に説得し、了解を得ていただきたいと強く思います。

最後に、JR拠点化構想を今の話で、次の立候補するに際し重点施策としていますが、具体的にはどういうことを考えておられますか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。



○市長（棚橋敏明君） 模型でも持ってきて説明したほうが具体的かもしれませんが、模型はまだ完成しておりません。また言葉で言います。言葉ですから、また具体性に欠けているとおっしゃられるかもしれませんが、この場合はやむを得ないと思いますので御理解ください。

穂積駅の利用状況や主要幹線道路からのアクセス性、周辺の立地環境などを考慮すると潜在的なポテンシャルは非常に高く、持続可能なまちづくりを目指す瑞穂市として、瑞穂市を中心に、本巢市、北方町、大野町、安八町、神戸町、そして岐阜市や大垣市の一部を圏域とする約15万人を対象にしたJR穂積駅圏域拠点化構想は進めるべきと考えております。

本構想においては、駅周辺の住民の方にとって快適な駅周辺整備、そして、JR穂積駅を利用される方にとっては利便性の高い駅周辺整備、駅周辺や市内外に関係なく、多くの方にとって魅力ある駅周辺を意識して策定を進めてまいります。この構想で策定したロードマップに基づき、まちづくり計画の作成を早期に進め、確実に実行し、穂積駅周辺におけるソフト事業の継続的实施とハード整備事業の平成34年度着手を目標に、JR穂積駅圏域拠点化構想を着実に前に進めることが重要と考えております。以上、答弁とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 市長自身は、穂積駅周辺をどういうまちであるべきかというのを今の中には語られていないので、市長自身はどういう穂積駅を考えておられるんですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まず、あそこにとどまってもらいたい。ワンストップですね。まず、あそこで買い物ができる。それと、役所だってあそこにあつたっておかしくないかもしれませんね、もしくは役所がその身近にある。そういったワンストップの機能。それと同時に、やはり名古屋までの利便。そして、安心してこの駅だったらおりられるなあと、そういったものを感じられる、そのような駅をつくりたいなと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） ワンストップ機能と、もう一つは何でしたっけ。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） それぞれ皆さんもいろんな経験をなさったと思いますが、いろんな駅でおりられたときに、あっ、このまちって何か安心やなあとか、何か燃えているなあとか、何かそういうものを感じる時がありますね。やはり私は、そういった安心さのあるまち、そんなものをつくりとうございます。

ちょっと話が戻りますが、例えば文化のことに対してもこうなんですね。例えば、せんだってありました宮田雅楽がございました。宮田の雅楽、例えばこういったものが広がっていき、

またこのまちに浸透してきましたら、文化のあるまちって犯罪が意外と少ないじゃないですか、私はそういったまちづくり、それと同時に、駅をおりたときにはほっとするような、そんな駅づくりをしようございます。まあ、これ以上はまた本当に具体性に欠けるとおっしゃられますが、まさにそれと同時に、もうあと一つ言えることは、意外と土地があるような感じがあるんです。JAの穂積さん、そしてその駐車場、そして北側には民間のたくさんの駐車場がございます。そして、すぐ鉄道の北側には、わざとスピードを出さないようにうねってつくってある道路、これも広げればそれだけの大きさがあります。そして、そこから北に行きましたら、今現在、桜が植わっている水路のある道路がございます。ですから私は、まだまだ何とかかなという、それもこちら辺で真剣にやっておかなかつたら、ここまでがおかしくなってしまうはいけないと思って、やっぱりそのためには今頑張らなきゃというつもりはあります。やはり立地的にはかなり使えるんじゃないかなと思っております。そんなところを説明とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 穂積駅でワンストップということが可能だとはとても思えません。ワンストップというのは、その穂積駅で買い物でき、映画も見て、レジャーもできる、そんなことができる駅にしようと思っているんですか。名古屋駅じゃあるまいし、そんなことが可能だと思っているんですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 映画とかそういったことじゃなしに、私の言いますワンストップは、まず駅周辺で、きょうのことに對して足りないもの、また家族から頼まれて足りないもの、そしてまた役所へ寄れて役所から書類をもらっていく、そういった利便性でございます。何も映画館をすぐつくってくださいよと、そんなことを考えているわけじゃございません。ただし、行く行くは真剣に頑張れば、そういったことも不可能ではないかもしれませんね。例えば今、いろんなところで駅をつくりかえております。複合駅ですね。鳥居さんならお仕事の関係上、いろんな駅を見てこられたと思います。橋上駅、そして複合駅、私は全く無意味じゃないと思っております。ですから望みは十分あると思えますし、そういった橋上的なことを利用しながらやれることというのは、いかにこの瑞穂、また穂積であろうと僕はできると思っておりますので、ただ、映画館とかそういった、そこまでそれじゃあ、すぐ横に大型ショッピングセンターを呼んでこられるかといったら、それは難しいと思いますので、それは鳥居さんのちょっと発展的な、ちょっと厳しいお言葉過ぎるんじゃないかなと思います。まずは自分たちの力量でできること、そこにチャレンジしてみるのが大事じゃないかと思えます。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） ワンストップという意味は、従来は、ワンストップでほとんどのことが楽しめて、遊べて、学べてということなんです。だから、意味を変えて使わないほうがいいと思います、ワンストップという。

私は、15万人口のたった一つの駅として、どういう利用をするか。ただし、人口減少を迎える、そういう中で、きちっとこれから着実に巢之内政策企画監のもとで進んでいくと思いますけれども、確かな将来の瑞穂市の姿をはっきりさせて絵を描いていかなければ、とんでもないことになりますよ。簡単にワンストップという言葉は使わないほうがいいと思います。どういう穂積駅中心のまちにするか。先ほど言いましたように、これには区画整理事業というやり方でやるにしても何十億という瑞穂市の負担はかかってくるわけです。やって後で困ったということがないように、今あなたがこの駅前のことをやろうとしているこのスタートで、その方向性は決まってしまうんです。責任重大なんです。そのことをよく考えていただいて、慎重に考え、決断していただかなければならないと思います。

この駅前の再開発をするときに、一番大事なことは地元地権者の方の理解、協力です。市長みずからが地権者さんと、それこそタウンミーティングをして、私はこう思っている、皆さんどうだ、皆さんの意見はどうだ、これがタウンミーティングなんです。市長みずからの意見をもって、こうしたいけれど皆さんどうか、そういう姿勢で地元地権者の方にかかわっていただきたいけれども、いかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まさにそのとおりで思っておりますし、まさにそういった行動を起こすときだと思っておりますから十分理解しておりますし、鳥居さんがおっしゃられた、本当に地元の地権者の方々のタウンミーティングは本当に大事だと思っております。そのところは自分なりには理解させていただいておるつもりでございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 最後に、今の話を聞いて、今後、JR駅前、特に地権者さんへの説明には、市長みずからが進んで今のことを実行していただけるという約束をしていただけますか。今度2期目が通った場合の話ですけれども、約束していただけますか。市長みずからが地元説明会へ行って、私はこういう考えでおるけれども、皆さんの意見はどうだと、そういうタウンミーティングをやっていただけるというふうに、そういうお考えですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 今までも全て節目ごとには全部出席しております。ただ、タウンミーティングという形式では今までやったことがございませんので、まさにそういったことがこれか

らとり行われていく段階になっていくと思います。そのときには必ずや出席するつもりです。

○4番（鳥居佳史君） 時間が来ましたので、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、4番の鳥居佳史君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。午後1時30分から再開をいたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時32分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

17番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、4点について質問をいたしたいと思います。

まず初めに、国民健康保険税についてでございます。

先般、平成29年度の決算書によりますと、歳入が59億200万円、歳出が53億7,900万円となっております。そして、翌年度への繰越金が5億2,300万円でございます。また、単年度収支においては4,900万円の黒字となっております。これだけ多くの繰越金を発生させたのは、当初予算編成の誤りか、その主な要因について質問をいたします。

以下については、質問席からいたします。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

年度を少しさかのぼってみますと、平成26年度までの繰越金は4億円前後で推移をしておりました。平成27年度以降、繰越金がふえてきた主な要因は、まず収納率の向上が上げられます。平成25年度の90.94%から、以後、毎年向上しており、平成29年度は93.29%となっております。

もう一つの要因は、国の特別調整交付金の増額が上げられます。特別調整交付金と申しますのは、主に災害等の特別な理由に応じ交付されるものですが、収納率の向上であるとか、健康診断などの保健事業の充実など、保険者の努力に対する支援としても交付されるものです。このような要因から、毎年の繰り越しが膨らんできたものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の説明ですと、収納率の向上等であるというお話ですが、この国民健康保険の加入状況を見ていますと、やはり最近年々数百名の方が保険から抜けていくわけ

ですね、減っていくわけですね、そうしますと保険税についても減収ということでございます。したがって、保険給付費とか共同事業拠出金などの支払い等も減少してくるわけでございます。

そこで市長にお尋ねをしますが、この今回の一般会計補正予算の繰越金4億3,400万円と比較して、国保税の国保の繰越金5億2,300万円、ここですね。国保は全体的には59億、一般会計においては160から170億円のお金があるわけですね、その中で比較しますと非常に国保の繰越金が多いということですね。ここら辺については、どのようなお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 繰越金が年々膨らんできておるということは十分認識しております、これを縮小させるということが大きな課題であるというふうに捉えています。

繰越金を縮小させる方策につきましては、例えば保険事業を拡充するなど、引き続き協議してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 市民部長はことしの4月からの異動ということで、中身的にまだ十分認識されていないというふうに私は感ずるところでございます。

国保は、この数年来、非常に安定運営をされているというふうに思います。ですから、私は議会の一般質問の中で再三言っておるわけですが、保険税の賦課方式、ここを見直すように再三言っておりますが、今日までといたしますか、平成29年度まで見直しをされてこなかったということについて、どのようなお考えでしょうかね。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 賦課方式の見直し、資産割の削減ということになるかと思いますが、御承知のとおり、固定資産税があっても所得が少なく、保険税の支払い能力がない場合があることなど、被保険者間の不均衡を是正するために行うものとなっています。

賦課方式の見直しは、国保の県単位化というものが一つのきっかけとなっております。国保運営協議会で御審議をいただき、今年度から段階的に4方式から3方式に変えていくと計画をさせていただきました。平成30年度は、その方向性に沿った税率の改定を実施しております。

また、当初の計画を1年前倒ししまして、平成31年度においても資産割の一部削減を含めた税率の改定を予定しておりますので、御理解をお願いいたします。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 3方式は平成30年からというお話でございますけれども、29年度まで繰越金額がたくさん出ていると、安定した運営をされているという中で、瑞穂市は4方式をとってきました。応能分の所得割、あるいは資産割、応益分の平等・均等割、こういうふうで

フィフティ・フィフティ近くでやってきております。

私は、4方式やなくて3方式でやってほしいということを再三言っておるわけですね。これは、県下21市あるわけですが、3つの市はもうやっているんです、とっくにね。県単一化になって初めて瑞穂市も取り組んできて、3方式ということになってきたわけであるというふうに思います。

そして、積立金の話ですね、基金。基金については、平成27年末には4億7,400万円、平成28年末には5億3,100万円、29年度末には5億8,100万円と年々上昇をしております、増加をしております。今議会において、30年度補正予算によりますと、新たに3億2,500万円積み立てるということで、積立金は計9億1,000万になるわけですね。この基金の積立金額の適性と使用目的というのは何ですか。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 基金の目的は、国保事業の健全かつ円滑な運営に必要な経費に充てるためとしています。まず、既に御案内のとおり、保険税の資産割の部分を段階的に廃止、削減していく際の税の激変緩和、税収の不足分の補填のために使用をいたします。

次に、国保の県単位化に伴いまして、基金には以前ほどの金額は必要なくなりましたが、国保税が安定した収納率に達しないなど、収入が不足する場合や、県に納めます事業費納付金の急な上昇があった場合、納付金が納められなくなることも懸念されるため、基金には一定額を確保していくことは必要であると考えています。

しかしながら、9億という金額は、基金の使用目的から考えますと十分過ぎる金額であるという認識を持っておりますので、少しでも基金の額を減らせるよう協議していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 基金条例の内容によりますと、事業の健全かつ円滑な運営に必要な経費に充てるためということを条例の中で言っておるわけですが、執行部の説明によりますと、保険給付費の過去3年間分の平均5%、保険給付費の過去3年間分の平均5%程度を積み立てればよいと言っておるわけですね。それは金額にしますと1億5,000万から1億8,000万、これだけのお金を基金として持っておればよいと、こういう説明です。先ほどの説明ですと一定額と言われましたけれども、これは幾らになるんですか。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 今ほどのお話のとおり、昨年12月の答弁で今おっしゃったような回答をしております。今現在はもう少し上乗せが必要ではないかなあという議論が出ておりますが、具体的な金額はちょっとこの場では、まだお示しできるような金額には達しておりませ

るので、よろしく申し上げます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 明確に基金は幾らだということは申されておりませんが、12月の説明ですと3年間の平均の5%と、こういうことを言われています。これで私はいいと思いますね。

それで、次は賦課方式、これは4方式から3方式に平成30年度から行います。これは県の単一化に伴ってこういうことになってきたわけですが、2年ごとに段階的に資産割を、資産割額27%からゼロ%に2年ごとにすると、それで平成36年にはゼロ%になると、こういう説明でございます。したがって、その分を所得割額のほうでふやすということで、現在の5.6%から最終的には7.07%にするということです。したがって、所得割額のほうは1万数千円は値上がりするというふうなふうだというふうに思います。

それで、現在、健全運営であれば、資産税額を6年でやらなくて、1年、2年と短くして、前倒しをして早くゼロ%にする。その不足額については、基金が9億円あるから、それを使えば十分できると。私が思うのは、資産割額を2年ごとの3回で25%ずつ減らかしていくんですけども、例えば3,000万円が減ると。所得割は1,000万円しか上がってこない。この2,000万円は6年使っても1億2,000円で済むんですよ、基金を使えば補充できるんですよ。要は資産割額の1億2,000万円を減額するために所得割を上げるんですよ、結論から言いますと、3,000万円減額します。片方で所得割のほうで1,000万円しか上がってきませんので、2,000万円が不足しますが、その補充は十分基金からできるということです。

ですから、資産割を6年じゃなくて、毎年25%ずつ減らかすんじゃなくて一挙に50%と、こういうような方法ができるんじゃないかというふうに思いますけれども、どんな考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 資産割のみの減税は被保険者間で不公平感が生じることにもなりますので、現段階の計画に沿った方針で進めたいと考えています。

今年度と来年度の改定で、あわせまして資産割額が2分の1となる予定となっておりますので、御理解をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の説明ですと2分の1ということですが、それは、平成30年、31年、次の段階は32、33と、こうなるんですね。30・31、32・33、34・35、36でゼロやね。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 資産割の減額・削減は、30・31と続けますが、その後は1年置きとなります。30・31、その次は33、35ということになります。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 資料によると、30・31年で25%、32年・33年で25%、34年・35年で25%、それで36年でゼロになると、こういう計算ですね。今は30年・31年で25%の削減をするということですね。それで、32年度には50%。前倒しになっていないですね。要は3回やるんですね。最初25%、次やったときは25ですから50%になるということやね。前倒しという話はないんですね。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 当初の計画をまず、先ほどおっしゃいましたけれども、当初は、初回が平成30年、2回目が平成32年、3回目が平成34年、最後が平成36年という予定となっておりました。これを1年前にずらしまして、32年を31年、34年を33年、36年を35年という計画、今のところはそういうふうに進めたいという考え方です。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 平成30年度だけは25%だと、それで31年、32年はまたそこから25%だと。1年変わるだけやね、前倒しになるということやね。まだ基金は十分ありますね。何とかならないですか、もっと、前倒しを。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 先ほども申し上げたように、資産割のみの減税は被保険者間で不公平が生じることにもなりますし、県が標準保険税率を示しておりますので、これに沿った形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 後期高齢者とかいろんな制度があって、そちらのほうのお金をかけるのは平等割とか所得割を取っていますね。国保だけなぜ固定資産が出てくるんですか。よその3市町はもう進んでおるんですよ、3方式でやっておるんですよ。これは税の取り方がおかしいと言えますね。県単一化で3方式にしますと、残っている市町村はしますと言っています。そこについては詳しくはわかりません。何年かかってやるかわかりませんが、今の現状を見てみると国保運営が安定しているということですよ、27・28・29。30年度はまだ出ませんけれども、安定しておる。なおかつ基金もすごく持っている、10億円近く。1億5,000万か2億あれば大丈夫だと言っておるんですね、基金は。幾らでも前倒しできますよ。固定資産だ



けなぜそういう重税をかけてくるんですか、いろんところで。前倒しできないですか。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 資産割と申しますのは、当初は所得割の補完的な役割を果たして税収を安定させるものとして設けられたというふう聞いております。一般には農山村において必要性が高く、都市部においては必要性が低いというふうで言われております。あと、その必要性におきましては、人口5万人というのが一つのボーダーラインといたしますか、その必要性が高くなるのか、そうではないのかというラインというふうにも聞いております。

今、瑞穂市は過渡期ではないか、ちょっと言葉が適切ではないかもわかりませんが、そういう状況ということで、ようやく賦課方式の変更を始めたというところで、激変を少しでも緩和させるようにということで、段階を踏んでやるように決めさせていただいておりますので、御理解をよろしくお願いします。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） じゃあ次に行きますけれども、国から低所得者への保険税軽減として交付金がなされております。これは財政支援を現在しておらないですね、瑞穂市は。国保の運営費に充てて、多額の繰越金を発生させているという状況であります。これについては、限度額の引き上げの本来の目的に反しているということです。ここら辺はどのようにお考えですか。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） 国の交付金であります国民健康保険基盤安定負担金と申しますのは、所得の少ない方の保険税の軽減分の一部を補填するものとして、保険税の軽減対象となった被保険者の数に応じ保険者に交付される、保険者を支援する制度となっております。所得の少ない方の税を軽減することが一般の被保険者の負担、増税とならないように、主に中間所得層の負担を軽減する制度となっております。

一方、保険税の限度額の引き上げについては、高所得者層に応分の負担を求めることにより、中間所得者層の負担の緩和を図ることを目的とするものでございます。

多額の繰越金の発生は、今申し上げました交付金や限度額の引き上げに直接起因するものではないというふうに認識しておりますので、よろしく申し上げます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 市長さんにお尋ねしますが、当市の国保運営は多額な繰越金を発生させております。このような運営で、被保険者、あるいは市民からの負託を果たしているとは私は考えておりません。考えられません。このような運営では、被保険者からすると不

審な行為であり、責任問題であるというふうに思いますが、これは市長さんから、どのような  
お考えかお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 松野藤四郎議員さんの御質問にお答えいたします。

私、ことしの4月から県のほうの国保の運営協議会の理事もしております。その中で、まさ  
にこのことが常に問われております。

それで、いつも話が出ますが、岐阜県にあります42の市町村のバランスをとるためという  
ところが一番重要でございまして、あとしばらく、本当に松野議員のおっしゃられることは百  
も承知でございます。ただ、ほかとのバランス、それと整合、それから今まで納付された方々  
に対する公平性、そういったところを鑑みまして、なおかつ、これからオプジーボとか高額な  
医療のことも鑑みまして、いましばらくお待ちいただかないと、どうしてもこの部分がなかな  
か解消できない部分となっております。そういったところは県のほうも悩んでおりますし、県  
のほうへ出ていっております42の市・町・村、それぞれの長がみんな悩んでおる状況でござい  
ます。その中には、とにかく公平性、それぞれの公平性、それが一番大事なところかなと思  
っておりますので、いましばらくお待ちいただきたい。

それと同時に、国保運営協議会というものが私どものまちの中にもつくられております。そ  
ちらにも諮りながら、しっかりと精査していきたいと思っておりますので、よろしく御理解の  
ほどお願いいたします。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） じゃあ次の質問に行きましょう。

保育所整備計画・就学前教育の無償化についてでございます。

瑞穂市の保育所整備計画によりますと、平成28年から32年までの間に老朽化保育所3園は公  
私連携型保育所へ移行計画であります。この建物系公共施設を見ますと、他の保育所も今後民  
間活力の導入で進めると、こういうふうになっているわけですけれども、ここについてのお考  
えと、この残っています牛牧第1、生津小校区への誘致状況、ここについて御説明を願います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今の御質問にありました保育所整備計画と建物系公共施設計画とい  
う2つの言葉が出ております。その関係性でございます。

平成28年度に策定しました瑞穂市保育所整備計画におきましては、未満児保育が実施できて  
いない、かつ老朽化した保育施設、ここでは穂積保育所と牛牧第1保育所を意味しております。  
それと小学校区に保育所がない生津小学校について、平成32年度を目標年次として、民間事業  
者による運営を活用とした公私連携型保育所として整備していく計画としております。こちら

のほうが保育所整備計画のほうになります。今ある既存の保育所をどうやってやっていくかということです。中に、未満児保育ができていない古い保育所があるんですね、3歳、4歳、5歳しか子供を預かれないんです。今、待機児童が出ているという根本の原因は、ゼロ・1・2歳の子供さんを預けたいというところにございます。そういう関係で、この計画があるということです。

議員御指摘のところは、この次で、もう一つあります建物系公共施設整備の個別施設計画というのがあるんです。そちらのほうですが、こちらには公私連携型で検討中ということになっております。説明書きとして、保育所が全部表になって並んでいるんですけど、その横に「公私連携で検討中」と書いてあるので、全部の保育所をされるということなんですかという御質問なんです。こちらの方ですけども、説明書きとして備考のところ「老朽化施設を未満児保育が可能な保育所として運営してもらう」ということで書いてあります。民間事業者の活力も導入させていただくという形をとっています。ですから、全部を対象としているわけじゃなくて、未満児保育所がない保育所、なおかつ古くなった保育所だけを対象としておりますよということで御理解願いたいと思います。これも保育所整備計画にありますように、穂積保育所、牛牧第1保育所と、保育所がない生津小学校区に限って対象としているということでございます。

その後、その後の残っている対象はということは、今お話しさせていただいたように、今までのとおり市立でやっていくという考えでおりますので、よろしく願いいたします。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 老朽しております牛牧第1と生津小校区への誘致計画ですけども、これは32年度までという5カ年計画の中で泳いでおるわけですか。ここの状況についてどうですか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 保育所整備計画の進捗状況ということの質問だと思います。

現在、穂積保育所につきましては、公私連携型保育所として協定を結びました事業者が、新園舎建設のため、起工式を行ったところでございます。平成31年4月の新園舎での保育を目指して工事が始まっております。

牛牧第1保育所と生津小学校区におきましては、庁舎内部におきまして、教育委員会、都市整備部、市民部等が集まり、建設用地の確保のために調整会議を開催しております。今検討しておりますが、まだ場所確定には至っておりません。早期に決定して、早く着手したいと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 5カ年計画でございますので、平成32年度までにはちゃんとしっかりした保育所をつくってほしいというふうに思います。

次は、2019年10月より幼児の保育料が無料化となります。今後は、待機児童の発生、保育士の不足、質の低下等が予測されるが、年齢別対象児童数と当市保育所の受け入れ体制はどのようになっているのか、また民間保育事業者との受け入れ体制等の連携は進めているのか、お答えをお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） まず子供さんたちの人数でございますが、平成30年度の年齢ごとの子供の数ということでちょっと細かいんですけども、ゼロ歳児さんは557、1歳児さんは564、2歳児561、3歳児581、4歳児560、5歳児583人で、合計3,406人となっております。

31年度、来年春の推計でございますが、ゼロ歳児557、1歳児557、2歳児564、3歳児561、4歳児581、5歳児560人で、計3,380人となっております。

この差ですけれども、30年度と31年度の推計で26人の減少となるというふうに見ております。今まで、5年前ですと、各ゼロ・1・2・3・4・5歳の年齢ごとで平均605人だったんですね、26年度中は。30年度で567人ということは、やっぱり減ってきているんですね、各1年ごとの子供数が減ってきているという状況になっています。こういう状況にあります。現実としてはこの数字ということでございます。

保育所を利用する前提としまして、保護者が就労しているか、病気や親族の介護など、家庭でお子さんの十分な保育を行うことができない場合としております。

議員の質問にあります31年10月から実施される幼児教育・保育の無償化でございますが、これは全ての3歳から5歳と、ゼロ歳から2歳の未満児に関しては住民税非課税世帯の方を無償とするという制度でございます。また、認可外施設に対しましてはいろいろと議論があるんですけども、おおむね今最大3万7,000円のところで利用料補助があるのではないかという報道がなされています。これは、全国的な保育料の平均をとって認可外は対応していきたいという国の考え方があるということでございます。

このため、年齢ごとの全てのお子さんが無償化実施の10月から直ちに市立保育所になだれ込んでくるということは考えにくいと思っております。3歳、4歳、5歳に関しましては、私どもの受け皿はございますし、今足りないのはゼロ・1・2のところなんです、そういうことでもあります。ただ、あと保護者が急に就労だとか、急変しない限りは、ほとんどの方が今いる保育所だとか、幼稚園だとか、私立もそうですけれども、現在通っている施設で継続されて保育を利用されて、卒園を迎えるのではないかなあというふうに思っております。

ただ、中には、保育料が無償になるならば、私は働いて預けたいわという方も見えると思ひ

ます。その関係で、ある程度の入所希望者の増加があるということは認めます。ただ、そこはゼロ・1・2が多いのではないかなあと思っています。

入所が無償化によって初めて保育所に入りたいというお母さん方が、保育を希望するのにおいて今までより不公平感を感じるということもあるかもしれませんが、それほど大きな動きはないのかなあとというふうに私どもは見ております。保護者の希望に添った受け入れ施設を整備するため、保育所整備計画に基づき、穂積保育所、牛牧第1保育所及び生津小校区の公私連携型による施設整備を行っていきたいと考えております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 無償化は、説明があったように、3歳から5歳の方ですね。それから、ゼロ歳から2歳の住民税非課税の方が無償化ということであります。3歳から5歳は、私立も公立も含めてですが、かなりのお子さんは行っているから増加は少ないだろうという予測をされていますね。

問題は、ゼロ歳から2歳の方が無償になってくるんですが、例えば今、瑞穂市の幼稚園等は3歳から5歳が行っておるんですけども、預かっていただく時間が短いわけですね。これが無料化になりますと保育所へ流れてくるというふうに感じます、保育所は時間が長時間ですから。そこも心配するわけですね。そうしますと、保育士が不足する、もちろん低下するのではないか、質がね。そこら辺は私立等の保育所、保育園といいますか、保育所等と連携しながらやっていただくとするんですが、私はその中の認可外保育、これだけはやめてほしいと思えますね。保育の評価制度というのか、そういうことをやっていませんので、質が悪いと思うんですよ。ですから、公立あるいは私立のほうで入園児の受け入れをするという方向で進めていきたいというふうに思うんですが、認可外保育についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 認可外保育との関係性、教育委員会と、いわゆる市と認可外保育の事業者のほうです。

認可外保育を見ましたときに、2つの考え方があると思います。既存の市内にある認可外保育への対応と、それからまた、私どもは今のところ、先ほども御説明させてもらったように、未満児保育のほうは足りないという状況なんです。ですから、小規模保育なんかも入れたいということです。ですから、私立といいますか、認可外での、まずは今現在認可外にある保育所とのつながりをまずとめさせてもらいたいと思います。

今、議員が言われるように、認可外というものは、今の小規模保育だと規定にはまっていなわけなんです。ですから、いろんな自治体が認可外を小規模保育所へ切りかえていくようなお手伝いといいますか、支援をしております。ですから、市内にある認可外の保育所を認可

に合うように、小規模に合うようにいろいろと働きかけるといことがまず第一だと思います。基本的には地域の方の子供は地域のところで預かれる、近いところで預かる環境をつくっていくといことがやっぱり第一原則だと思っています。ですから、そういう働きをかけていくといことになります。

続いて、今、未満児保育が足りないという状況なので、民間の認可外保育所だとか小規模保育所を誘致したいと思っております。それにはいろんなパターンがあるんですけども、小規模保育所だとか、企業主導型保育所だとかいろいろあります。瑞穂市内の子供の数の動向がわかる統計的資料を提示しております。今回の9月議会のほうにも「保育所・幼稚園・認定こども園・放課後児童クラブの現況」という資料を、毎年毎年9月の議会のほうにはお示しさせていただきます。それには各小学校の保育所、子供の数だとか、どんな状況で今利用されているかというのが一覧となっています。そういうものをホームページ等々に張らせていただいて、市の中で考えられてみえる方、事業者の方に理解していただいてということで考えております。

ただ、昨今の新聞にございましたように、乱立してしまっていて行政が制御できていないのかどうかというのが23日の新聞にあったと思います。そういうことではいけませんので、私どものほうは、市の方針、公立の保育所で未満児ができていないものは公私連携型でやるということでは構えますよ、大きな枠としては構えてきますよ、小さな保育所のところでまた助けてくださいねという考え方をしっかりと理解した上で参入していただくということで、情報提供なんかをしっかりとしていきたいと思っています。そういう認可外保育所だとか、小規模保育所で事業を展開したいという方々には連携をとっていきたいと思っています。

そういう形で、瑞穂市内の子供さんの受け皿をつくっていくということを考えておりますので、よろしく御理解願いたいと思います。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 無償化が実施されますと、お子さんも入園する人が多くなるということでございます。今現在、隠れ待機が12名おるといことですよ。無償化になるともって出てくるのではないかというふうに思います。そこら辺は、公立、私立を含めて、受け皿をしっかりとやってほしいというふうに思います。

それで、保育所の保育料の収入、これは決算状況を見てもと年間約2.5億円だといふうになっております。これが今後無償化になりますと費用が伴うわけですが、この費用については、国が言っておるのは、消費税を10%に上げますよと、そうしますと5兆円増税になります。そのうち、教育費といひますか、教育費の無償化の財源7,900億円といわれております。この無償化は、少子化対策、幼児教育の平等化からも、当然国の支援といふうには思いますが、

今の状況を、国の状況を説明してほしいと思いますけれども。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今回の無償化のことでございますが、この無償化の議論につきましては、国のほうは、29年12月8日の新しい経済政策パッケージという文書で出ております。それからあと、年を明けまして6月15日でございますけれども、経済財政運営と改革の基本方針2018ということで閣議決定されていることでございます。

議員が言われたように、消費税10%が10月からということで、当初の最初の29年12月で出た新しい経済政策パッケージでは再来年の1月ということになっていたんですね。それが、もう少し早めて、今度は来年の10月からということになってきたということが6月のほうに出ているということです。

その無償化については、さっき前段にお話しした状況でございますので、当市の状況をちょっとお話をまぜながら説明させていただきます。

私どものほうの29年度の決算におきまして、保護者の方からもらっている保育料は2億4,000万でございます。そのうち、今回の無償化になって払わなきゃいけない保護者というのはどの部分かといいますと、ゼロから3歳までの未満児さんのうちで税金がかかる人、非課税じゃない人の部分になります。その方々が今お払いになっているのが約5,000万なんです。ですから、2億4,200万のうち5,100万が払っていただくべき、無償になっても払わなきゃならない方ということで、1億9,100万円が無償になるということになるんですね。

それで、この1億9,100万円を本当に国が払ってくれるのかどうかという御質問なんですけれども、当然これは国が、消費税をふやして子供を育てるといふふうになっておりますので、私どもに入ってくるとは思っています。どんな形で入ってくるのか、交付税の形で、市立の保育所ですので、交付税の中に入ってくるのか、どういう形で来るかわかりませんが、今のところはそういう形で間違いなく入ってくるというふうに思っております。

当然、10%に上げるということになったら、今のところは10%が本当にこの年になるのか、まだはっきりとは決定されませんので、当然私どものほうとしては国の動向を注視させていただいて、文科省のほうからとか、それから厚生労働省からの事務の手續上なんかも注視させていただいて、対応をさせていただきたいなあとというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） じゃあ次に行きます。

穂積駅圏域拠点整備課の新設についてです。

これについては、もう数人の議員から質問しておりますので簡潔にいきますけど、瑞穂市の

マスタープランでは、J R穂積駅周辺を、まちの顔にふさわしい、利便性が高く、魅力的な環境、公共交通のネットワーク、商業、医療・福祉、銀行など集積した拠点づくりであるが、この今の駅周辺の状況といいますのは、商店街は衰退し空き家もあると、これは活気がないということですね。

今回、県の都市計画のマスタープランに適用させるために基本調査委託費2,160万円が計上されておりますけれども、J R穂積駅前の実態は、以前の拠点化構想の中では、駅前の課題というのは駅北、駅南の広場が狭いということ、ここは十分市民が理解をしておりますね、駅北にあった老舗の料理屋の土地購入もできたはずやと。したがって、現在まで駅前は何も変えるといいますか、形態が変わっていないという状況であります。

ここで市長にお聞きしますけれども、駅前拠点化構想では、圏域15万人の中心駅、圏域の中心都市になるべく始めた事業であるが、今までの執行部の説明ですと、区画整理など大規模開発となってしまいましたが、どのようなまちにして、そして開発ができるかと、本当にできるのかと、ここをお聞きしたいと思います。いまだかつて関係機関の協議とか、地元説明がなされていない中でのご状況でございますので、果たして本当にこの開発ができるかなあと心配をしておるんですが、お答えをお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） J R穂積駅圏域拠点化事業でございますが、正直申しまして、今までは国のほうの補助金、ふるさと創生というところで、そちらのほうからお金を頂戴しまして、ふるさとをどうやってつくりかえていくか、そういったところから、コンベンション方式の中、応募いたしまして、そこからお金を出していただいたのが一番の最初のきっかけでございます。

それから以降、進めてきましたのは、ソフトの面が中心でございます。果たしてどのようなニーズがあるのか、そういったことを精査しながらやってきたのは事実でございます。

そして、これから先はハードの部分に置きかえていこうと思っております。その第1が、この10月1日に、ちょうどこの議会が終わりましたときでございますが、新しくJ R穂積駅拠点化事業ということで、新しい部署を設けさせてもらいます。そしてハードのところに入っていこうと思っております。恐らくこの後、区画整理ができるのか、そういったことも御質問があらうかなあとと思いますが、そういったところは、また私どもの企画部長及び巢之内企画監のほうから御説明をさせていただきます。

ただ、その手前として、非常にやはりチャンスがあるということを私のほうからお話しさせていただきます。

この穂積駅の周辺を皆さんに考えていただきましたら、まず駅の北側には、率直なところを申しまして、県の住宅業者の別府住宅がございます。そして南側にはJ A岐阜、穂積でございますね、大きな駐車場がございます。2階建てになっている、あの駐車場でございます。そし



て、J A岐阜の穂積支店がございます。そしてまた、もう一度また北に転じましたら、すぐ鉄道の真北にある道路は、スピードを出さないようにということで、うねった道路がつくってございます。その分だけ真っすぐにすればさらに敷地がとれる、また幅がとれる。そしてまた北に転じれば、そこからさらに北のほうには昔からの道で、水路があって、そこに桜が植えられている。その水路の始末をすれば、ある程度の広さがとれる。そしてまた、北側には民間のそれぞれの方々の広大な駐車場がある。そして、そういったものがこれからいかようにも利用できる可能性は秘められている。

ただし、一番怖いのは、ここで空き家の問題です。それとやはり共有、要するに共有土地になっていく。相続の段階におきまして、共有で、例えば御夫婦でお持ちの土地が3人、4人、またそこから五、六人、7人、そして下穂積にありましたようなケースなんかでいきましたら、苗場の共有の場合でございますが、これは一概に例としては申し上げられませんが、ただ、一つの例として申し上げますと、やはり共有の土地であったのが、さらに共有になって行って二十何名まで広がってしまったといったケースも中にはございます。ただ、このようなことは駅周辺では余りなかろうとは思いますが、ただ、それでもある程度共有にならざるを得ない、そういったケースは多々あるんじゃないかなあと考えておりますので、そういったところを鑑みた場合、本当に今訪れているチャンス、これを物にしなければ、恐らくこれからの30年も40年も何やこの駅はということに、よりなるんじゃないかなあと思いますし、それと同時に、そのときにはしっかりとした機能を果たすことができない穂積駅になっていると思います。特にこれからはリニア、こういったものもできてきます。そのときに果たして、穂積駅がしっかりと機能するためには、今しっかりと歩みを始めなきゃいけないと思っております。

そんなところから、あと残りのことにつきましては、企画部長及び巢之内企画監から説明させていただきます。よろしく申し上げます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） じゃあ最後の質問ですね、公共施設等将来更新計画についてです。

公共施設等将来更新計画は、平成29年から平成68年度までの40年間で、同種同規模で更新した場合の費用は総額1,491億円となり、年平均37.3億円となります。また、建物系公共施設は90施設で24億円の維持管理費と工事費用が伴う。そこで、個別の施設計画の策定は平成30年度に完了予定であるというふうに思います。今後、資産の統一管理、所管の調整、進捗状況の管理などを行う統括管理部門の設置の必要があるというふうに考えられます。

また、新庁舎建設に伴い、巢南庁舎は用途変更、周辺の老人福祉センター、西部複合センター、巢南公民館などは統合・廃止計画があります。そこで、平成30年度9月補正予算書には、（仮称）中山道大月多目的広場で2,700万円の設計監理委託料が計上され、工事着手は31年度

予定、工事費が6億から7億円かかると言われている。その中において、借地6筆、借地料が年間200万円、これらの施設は同区画に集中し広大な行政財産でございます。

今後、周辺地域は第2次総合計画、都市計画マスタープラン並びに公共施設等将来更新計画に基づき、どのようなまちづくりを計画しているのか、お答え願います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの松野議員の質問にお答えさせていただきます。

まずもって最初に、公共施設の総合管理計画ということの質問にお答えさせていただきます。

平成27年度に策定いたしました瑞穂市公共施設等総合管理計画の計画を進めるための取り組み体制につきましては、今年度の組織改革において、財産管理の所管課であった管財情報課に財政部門を統合した財務情報課を設置いたしました。現在、財務情報課において各公共施設担当部局との調整と資産データ等の集積を行っておりますので、総括管理部門の設置については今のところ考えておりません。しかし、今後は他市町の状況も把握しながら、検討してまいりたいと思っております。

また、2点目の新庁舎建設に伴う質問でございますが、平成29年3月に策定いたしました瑞穂市建物系公共施設個別施設計画に基づき、新庁舎建設に伴い、その節は、老朽化している老人福祉センターや巢南公民館並びに教育支援センターについては、巢南庁舎を多目的用途に使えないかということを考え、市民に必要な施設として多目的利用していくという方向性を示したところでございますので、その点を御理解願いたいと思います。私からは、以上で答弁とさせていただきます。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の答弁ですと、統括管理部門の設置はないようなお話でございます。私は、やはり各部署といいますか、各課からの情報をどこかで一まとめするところが必要だと思うんですね。今の説明ですと、財務情報課でやっておるということですね。それではなくて、統括してやる場所、これはぜひ必要だと思うんですね。

駅前開発の中でも課を設置するとか言っていますね。ましてや市長は教育立市の公約の中で子供未来部、青年部をつくると言っていますけど、まだようつくっていませんね。何で整備課を早くつくって、前から公約をしていることをやっていないの。そして、なおかつ統括管理部門というのは私は必要だと思うんですね。大切な施設ですよ、90幾つも施設がある、そして千四百九十何億かかるというんですね、その中で見直しを進めていくところですので、これはぜひ必要だと思うんですよ。

副市長どうですかね、これは早急につくる必要があると思いますけど。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今、総務部長のほうからちょっとお話がありましたが、今までは財政と管財と別々にやっておりましたが、今回は一つに、財務情報課ということで一応ひっつけました。これはじっくりと一回全体像を見詰めた上で、具体的にまた庁舎の建設とかということにこれは順番になってくると思います。

それで、今回の計画は、将来的に皆さんに御理解をいただきたいのは、やはり2つのまちが1つになったので、5万4,000人程度のまちに本当に必要なものをつくっていきますよという中で、それぞれの施設をどうしていきましょうかということをお話をして進めていこうと思っていますので、そうしたときには、そうした部門が必要だと思っておりますから、そのときにはまた御理解をいただきたいと思えます。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 公共施設というのは、お金の収入はないですね。これはやはり有効に使わないかんと思うんですね、税金が少ない中でどうやってお金を稼ぐかと、これが必要だと思えます。

きょうは、4点について質問をいたしました。1つは国民健康保険税でございますけれども、固定資産税を27%からゼロ%に6年後にするという話ですが、そこら辺については1年前倒しをして実施したいという話です。それは基金を使えば大丈夫だと私は言っておるんですが、これも早くもっと短縮できるような格好をお願いをしたいと思えますし、保育園については、無償化がございます。入園してくるお子さんも多くなると思えます。そこら辺の受け入れ体制をしっかりとしてほしいということと、保育士の質向上を維持していくように、ひとつよろしくお願ひしたいと思えます。駅前については市長さんが思い切ったことを言っていましたので、その実現に向けてお願いをしたいと思えますし、公共施設については、管理部門はつくらないけれども、財務情報課でしっかりとやっていきたいということでございます。

以上、4点について質問いたしました。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、17番の松野藤四郎君の質問は終わりました。

続きまして、6番 杉原克巳君の発言を許します。

杉原君。

○6番（杉原克巳君） 議席番号6番、無所属の会、杉原克巳でございます。

ただいま議長より質問のお許しをいただきましたので、次の3点につきまして質問をさせていただきます。

その1つは、現在全国各地で問題化しております買い物弱者をサポートする支援手段としての移動スーパーの活用に、行政はどうかかわるかということですね。

2つ目には、自治体の予算制度のあり方についてでございます。従来は、本市は査定予算制

度というものを採用いたしておると思うわけですが、私が提案をいたしますのは、要するに現場への裁量権を与え、責任を持ってその業務執行を遂行するシステムということで、包括予算または枠配分予算制度の提案でございます。

そうしまして、3つ目には所有者不明の資産ということで、土地と建物ということで、きのうは建物を北倉議員と、それから広瀬武雄議員が質問をされておられますもんですから、そこは簡潔に質問をしたいというようなことで、この3点を質問席にて詳細に質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

今、質問の最初にタイトルを申し上げましたんですけど、買い物弱者の支援にどう行政はかかわっていくかということで質問をさせていただきます。

これは、健康福祉部長にお願いをいたします。

農水省は2015年時点で、推定で全国で65歳以上の買い物弱者は824万6,000人に上ると発表をいたしております。また、これは産業経済省によりますと600万人ということで、明確な定義というものは実は存在がしておりませんもので、農水省の824万6,000人のその定義というんですか、この数字が出てきました根拠といたしますのは、自宅から500メートル以内で、近くにスーパーがないと、そして自動車を保有していない方の65歳以上を一応基準にして捉えると824万6,000人になるというようなことでございます。

そこで私は、買い物弱者の支援策の一助として移動販売車、要するに移動スーパーの活用というものがあるのではないかというふうに考えておるようなわけでございます。

移動スーパーといたしますのは、皆さん御承知かと思えますけど、常設の小売店舗も持たずに、小型トラックの荷台やら軽車両を改造して商品を積載しながら商品を販売する無店舗販売ということでございます。取扱商品は種々雑多で、野菜類から果物類、それから魚介類、それからその他の食品雑貨、医療という本当に多品目にわたっておるようなわけでございます。商品も、どちらかといいますとディスカウントじゃなくても低価格品で、基本的には売り切りで現物販売というようなことで、近年、この形態ということは、流通業界でいいますとフランチャイズチェーンさんが積極的に大規模化を図っておるというような状態でございます。

私は、実は昨年9月にも、この移動スーパーのことにつきまして一般質問をさせていただきました。しかし、皆様方も御承知のように、最近では情報化時代で、テレビ、新聞・雑誌等を見ておりますと、この移動スーパーの記事が非常に多く見受けられてきております。ということは、それだけの問題があるというんですか、それだけのニーズがあるというようなことで、流通業界も非常にこの分野に興味を持っておるようなわけございまして、例えば地元のスーパーのバローさんでいきますと、この4月より瑞浪市を手始めに移動スーパーの展開を始めたのと、そうしましてお隣の愛知県でいきますと、スーパーのヤマナカさんがこの4月より展開をし始めたのと、そうしまして尾西にございますヨシヅヤさんがこの秋から本格的に移動スーパー

のほうを展開していくというようなことでございます。まさにこれは流通業界の第2の流通革命と言ったらちょっと大げさになるわけでございますが、要するに大きなうねりが発生を今してきておるといようなことであるかと私は思っております。

この背景にはどういう問題があるかということになりますと、やはり先ほど私がタイトルで言いましたように、要するに買い物弱者または買い物難民と称される対象者という方が高齢化になってまいりまして、10年前に比べまして21%の増といようなことになっておりまして、特に大都市圏内において目立っているのが顕著な動きということになっておるといようなわけでございます。特に団地等におきまして、その急激な顕著な動きということが出てきておるといようなわけでございます。

そこで、昨今、急速に移動スーパーさんが全国規模で拡大してきております理由といひますのは、移動スーパーさんの最大の武器といひますのは、足腰の弱った高齢者の買い物の利便性、並びにお年寄りへの生活の援助ということが上げられるのではないかなあといふふうに私は思っておるといようなわけでございます。

それで、移動スーパーを使う理由とニーズということをちょっと触れてみたいと思ふわけでございますが、1つには、やはり女性の方が対象でございますから、人と触れ合って買い物を楽しみたいといふことでございますよね。そうしまして、高齢者の方が、高齢者、高齢者と大変申しわけないんですけど、足腰が弱ってきておるといようなことでございます。そうしまして、先ほども言いましたように、車を手放して、要するに交通手段がないといようなことですね。そうしまして、先ほどから言っておりますように、近くにそういうディスカウントストア、スーパーマーケットといふものが閉店して、買い物に行く場所がないといふことですね。

そうしまして、これからが一番大きなウエートといふんですか、ニーズの最大の要因といふものが、要するに買い物はしたけど、大きな荷物を持って家まで帰れないといふことが、ここもまた大きな問題といふことになってくるわけでございます。そうしますと、もう毎日スーパーへ買い物に行かなくても、今は2回ほど買い物ができるばそれでいいよといような御家庭もふえておるといふことと、それから昨今の異常気象によりますと、この暑い夏とか寒い冬には家から出て買い物にも行くのが嫌だといような理由でもございます。

といようなことで、要するに、先ほどから言いましたように、これから単身家族、ひとり家族といふものが増えてきます。ですから、ひとり家族においては、この移動スーパーといふものは、無店舗販売といふものは、なくてはならない商品販売の形態ではないかといようなことが言われているわけでございます。

そうしまして、また一つは、そういう利用者の方が移動スーパーのところへ来られるといふことは、要するに高齢者を見守るといふ、そういう地域福祉の一翼も担っておるといふのも、

多方の面からいってメリットがあるんじゃないかというようなことも言われておるようなわけでございます。

ここで、先ほども県内、そうしましてお隣の愛知県のこともちよっと申し上げましたんですけど、では次に、行政というものがどういうかかわりを持っておるかということをお話をさせていたいただきたいと思うわけでございます。

まずお隣の愛知県春日井市は、もう皆さん御承知のように、昭和43年の3大ニュータウンということで、多摩のニュータウン、それから大阪の千里、そうしまして愛知県の春日井のニュータウンということで、我々昭和40年代の前半の者として、要するに団塊の世代の者は憧れの団地だったということで、それで愛知県の春日井市は業務委託をいたしまして、3台移動スーパーで、特に春日井団地は、先ほど言いましたように、単身の方もお年寄りもいて、それから、あそこの場合は特に団地が5階建てでエレベーターがないんですよ。ですから、そういうようなことで、非常にそういう地域ニーズがあるというように、春日井市の行政のほうも手厚い行政サービスを行っているというようにございまして。

それでは、じゃあ本市はどういうことかといいますと、社会福祉協議会さんが買い物支援事業として、平成27年3月より本田団地、牛牧団地、それから呂久地区の自治体が主体となり、地元の公民館から乗り合いの自動車により、最寄りのスーパーへの往復送迎と付き添いのボランティアを乗せたサポート実施をしているというようにございまして。

それと、じゃあ県内の他の地方自治体はどうかといいますと、関市の富野地区、そうしまして、本巢市の高砂町自治会もこの方式で運営をしておるというようにございまして。

では、県のほうはどういうふうなサポートをしておるかといいますと、県は支援といたしまして、地域での支え合い活動支援事業費補助金として29年度には2,100万円の資金を拠出してございまして、それから商店街活性化支援事業費補助金といたしまして29年度が1,500万の予算の策定をしておるというように、県のこういう補助金も積極的に活用するのも一つの方策ではないかというように、以上、自治体サイドからの取り組み、それからSM、要するにスーパーマーケットの動向、そうしまして買い物弱者サイドのニーズ等、おのおのの立場で状況を述べさせていただきました。

そこで質問に入るわけですが、先ほど、私が昨年の9月に質問をさせていただきましたときに、当時の福祉部長から、3月に職員を移動スーパーの視察に参加をしてもらいましたと、それで、具体的に導入する移動スーパーの仕組み・運営について事業者から直接情報をとってくると。その情報をもとにどう取り組むか検討をするという回答を9月の議会のときに私の一般質問でそういうお答えをいただいております。

1年経過をいたしましたものですから、そろそろその方向づけが出たのではないかなあということ、1と2と合わせまして御回答をいただければいいんですけど、その折、ニーズ調査を

朝日大学と連携して実施したい旨の考え方の回答もいただきました。その進行状況もどうなっておるかということ、この2つの質問につきまして御回答をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの杉原議員の御質問にお答えをさせていただきます。

前回、昨年9月というところでの御質問の結果というか、その後のことにつきまして、御指摘のとおり、昨年の3月に徳島県で移動スーパーを展開している事業者の視察を行っております。この視察先は、一般的に生産性が悪い移動販売事業、なかなか商売になりにくいということやと思いますが、そこの商品の供給元、スーパーマーケットですね、それから販売員の方、それからフランチャイズ本部、販売ルートの開発や人材育成を行う等々の基礎となる独自のビジネスモデルでありまして、そこではもう既に採算性を確保し、フランチャイズ化に成功していたというところから、見に行ったものでございます。

結果といたしましては、この移動販売は、販売員にとっては、収益面や人とのつながりなど、大変やりがいを持ってできる業務内容であったと。また、顧客の満足度も高く、しかも高齢者の見守り等にも最適であるということがわかったものでございます。

しかしながら、これをすぐに瑞穂市に導入するとなると、さまざまなハードルがあることがわかりました。中でも一番のハードルにつきましては、連携スーパーの確保と顧客の確保、そのほか販売員の募集、あるいは人材育成の点でございます。もともとスーパーマーケットさんは、その規模にもよるかと思いますが、収益とか将来展望などをしっかり見きわめてからでないで、なかなか積極的に新規事業に参入するということにはございません。また、移動販売となりますと、ルートの開拓であるとか、当然、販売員の育成などノウハウの蓄積と、またそれに要する時間を必要とするものが考えられるところでございます。

先ほど、農水省のほかに経済産業省のことについて触れていただきました。これにつきましては、経済産業省が地方公共団体における買い物弱者の支援関連制度一覧というところをホームページに上げてみえまして、そこにはマニュアルのようなものも張りつけてありますが、これによりますと、先ほども少し例示がございましたが、全国でも100近い自治体を実施をしているというところでございます。形態はいろいろございまして、運営に対する補助や、例えば販売する車の購入に対する補助なども行っている自治体があるやということでございます。

そこで、市の方針といたしましてですが、買い物支援策として移動スーパーは大変いい策であるというふうには考えております。しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、性急な事業実施には、流通業界の動向であるとか、それらを注視しつつ、情報交換やら地域の皆様との意見交換も必要かと思っておりますので、いましばらくチャンスをうかがうような形になるかと思っております。

続きまして、2番目にお話のありましたニーズ調査の件でございます。

これにつきましては、朝日大学の経営学部のほうと連携した買い物支援に係るニーズ調査を計画しております。計画というか、既にかかっているところでございます。これにつきましては、買い物弱者の支援というより、どちらかというところと日常の外出に関する調査というようなことになっておまして、その中に買い物の支援ということをして設けております。お困りの方がどの程度見えますか、また具体的なお困り事というのはどんなようなことかを把握するために実施をするものであります。

加えて、移動スーパー導入に前向きな事業者があらわれた場合の支援策の必要性ということもはかり得ると考えております。

具体的な調査内容や調査方法については、市と、それから社会福祉協議会さん、それから朝日大学さんの3者で協議をしてまいりまして、現在のところ調査票の作成は終わっております。今後は、民生委員さんに御協力を賜りまして、面談によって聞き取り調査を実施する予定でございます。これにつきましては、年内に聞き取り調査を終えまして、朝日大学さんのほうで集計・分析等を行っていただき、来年度当初ぐらいに集計結果を発表できればよいかなあというふうに考えております。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 先ほど平塚部長のほうから報告がございましたが、ちょっと補足だけさせていただきます。

8月10日に某大手スーパーの移動販売車、こちらの取締役に来ていただきました。それと、某大手ドラッグストアの会長さんと両方に来ていただきまして、8月10日にお話をしたんですが、率直なことを申しまして、その場合で6台車をお持ちです。先ほども申されました瑞浪のことも、その某大手スーパーでございますが、ただ、答えとして出ましたのは、即答はできませんと、それと同時に、皆さんが思っておられるよりも瑞穂市は高齢化に至っていないと、言い方はちょっと冷たいんですがと言いつつも、若いまちですねと。だから、私どもが販売車を持ち込んでも商売になるんやろうかというところで、時間をいただきたいと。とにかくしっかりと高齢化率等をやっぱ見なきゃいけないというところで、今も継続して研究はさせていただいております。

ですから、瑞穂市内にもお店のある大手スーパーでございますので、そこら辺はまた的確な御返事が来ようとは思いますが、ただ私たちが思っているよりは、冷たい見方といったらちょっと語弊がありますが、非常にやっぱ瑞穂は若いまちだから、本当にその車を出して買っていただけるんだろうかという疑問をお持ちでございました。ですから、そんな中、特に高齢化率の高いところというところで、本田団地、そしてまた牛牧団地、そしてこれからそういったところが見込まれる古橋地区とか、ポイント的に御説明を申し上げた次第でございます。



以上、中間報告でございますが、報告とさせていただきます。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 多分研修に行かれましたのは徳島の「とくし丸」さんだと思います。

私は、そういうことはある程度、今スーパーさん自体もやはり損益を無視してまではできないと思います。ですから、あとはどういう形で行政がかかわるかという問題なんですよ。ですから、私は、その行政と、それからスーパー、SMさんがタイアップして、そこでフィフティー・フィフティーの資金を出し合ってやろうという、そこまでは行かなくても、やはり補助金とか何らかの形でサポートをしていけばいいんじゃないかなあということと、そして私が言いましたのは、春日井の例の団地さんは、あそこはまだたくさんの方が見えますから、あそこはデイリーで循環をしてみえると思いますけど、私がニーズのところでは言いましたんですけど、週に2回くらいで……。

本当に私が言いたいのは、今、社協さんも一緒になってスーパーまで車で一緒について行って、サポートしてお買い物にじゃなくて、そこまで、要するに自分の戸口まで出られない人が見えるわけなんです。そういう人を福祉という観点から、採算は度外視をして、それも私は福祉の一環じゃないかなあということで、これから急激に超高齢化社会、それから人生100年時代ということになっていきますから、ですから、そこら辺はよく研究をしていただきまして、今も福祉部長も前向きに検討をしていただけるというようなお話だと、私はそういうふうの前向きに考えておりますし、市長も、そういうことで、たまたまディスカウントストアとドラッグストアのプレジデントのお二人とお話をされたということでございますから、それも期待するというので、とにかく行政のほうも前向きに、やはり全国の、東京都の市町でも実際にやっておるんですよ。ですからそこら辺を、ただここは若いまち、若い人口構成だということではなくて、若い人も出られない人がこれから出てくるわけですから、そこら辺を余りしゃくし定規に考えずに、やはりそういう大局的なグローバルな発想で取り組んでいただければありがたいと思っております、次の質問に移らせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 今、杉原さんのほうからディスカウントストアとお話がありましたが、某大手スーパーと某大手ドラッグストアです。それぞれは、某大手スーパーのほうはその専門の取締役役員さん、そして某ドラッグストアのほうは会長さんが来ていただきました。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） どうも失礼いたしました。間違えまして、私のほうから訂正をさせてい

たきます。

では、次の質問ということで、包括、要するに枠配分予算制度の導入ということにつきまして、新たな予算制度を提案させていただきます。

行政改革の一環といたしまして、予算制度の見直しの検討を提案させていただきます。その制度とは、各地方自治体が現在検討並びに導入しているシステムといたしまして、包括、別の言い方をすれば枠配分予算制度があります。平成15年7月17日号、官公庁通信社発行の「会計調査情報」によれば、全国の市及び特別区を対象に実施したアンケート調査によれば、「導入済み」が20%、「検討中」が36%と実に半数以上の市及び特別区で既にこの枠配分方式を実施、または検討中というデータが実は出ているようなわけでございます。

この制度の導入の検討をされました理由といたしまして、3つございます。1つには、従来のシーリング手法、概算要求基準というんですか、これによる事務事業予算の一律削減とか、財政部門による一律の査定というものは既に限界に来ているのではないかとということでございます。

2つ目には、事業というものも、要するにスクラップ・アンド・ビルドを推進していくシステムであると。要するに、どういうことかといいますと、不要な事業を廃止した分、各部署の判断で新規の事業に予算を回すこと可能となるということですね。したがって、事業の廃止、新規立案が柔軟に行われるということが期待できるシステムでございます。

3つ目には、成果志向または結果重視型のシステムであると言われております。私は、本市の予算編成というものは、査定予算制度を採用されておるといふに私は認識をしておるわけでございます。これは、各部から予算要求をしてもらい、それを査定という行為で潰していく、細かな用途まで全て統制する方式で、歳入と歳出のつじつまを合わせる方式であるといふふうに理解をしておるわけでございます。

今回提案いたします包括・枠配分予算制度といいますのは、一般財源を各部に配分し、各部長のもとに、もとということ、マネジメントのもとに自主的な予算編成を行う手法であり、徹底した現場主義、顧客主義のもとに、市場ニーズに対応する柔軟な予算編成を可能にするシステムではないかなあといふふうに考えております。公務によるコスト意識を評価することを中心に、職員の方の意識の改革のツールとしても期待できる制度ではないかなあといふふうに思っておるようなわけでございます。

要するに、平たく言えば、あらかじめこの部には幾ら幾らの枠を与えておいて、その中の予算査定は各部に任せると。その中のつじつま合わせといたらちょっと表現は悪いんですけど、それはその部の責任のもとにおいてやっていただくという制度でございます。したがって、従来の私どもの組織でございます財務情報課のやる仕事というのは、そのフレームワークをつくるということと、その後の事務事業分析を行うのが業務の主体になるのではないかなあといふ

ふうに考えておるわけでございます。

したがって、この制度の目的というのは、インセンティブ、要するに動機づけを働かせることと、そうしまして先ほど言いました事務事業評価を行うということが大きな目的ということになっておるわけでございます。

昨今の市民の皆様、住民の皆様のニーズは多様化しております。サービスの内容の選択と集中が求められておるようなわけでございます。住民の方が何を求めているかということを読み取り、そのニーズにヒットする政策をつくらなければならないというふうに思っておるようなわけでございます。したがって、住民の皆様が何を求めているかということ、すなわち課題と解決策を現場で見つけていただくことができるシステムでございます。

したがって、この制度は、先ほどから言っておりますように、各部に裁量権を与えまして、ある程度の予算の範囲内で、その目的に照らして予算の流用化もできるということで、それぞれが現場の意識を持っていただきまして、目的に照らして業務の見直しができるということで、より効率的・効果的な業務運営が行われるわけではないかということで、自主性と自立性も重んじて、これは非常にいい制度ではないかなあということで、先ほど言いましたように、導入と、それから考えておられるという自治体が特別区を合わせました中の50%がそういうことを導入と検討をされておるといことは、それなりの魅力がある、要するにメリットがある予算制度ではないかなあというふうに私は考えておるようなわけでございます。

ここで運用に入りましても、いろいろな切り口があると思うわけですね。基本的にやるのは、一般財源のうちの経常経費をまず主体にやるということですね。経常経費というものは、業務的な経費とその他の経費ということで、業務的な経費といいますのは人件費とか公債費とか扶助費ですよね、そういうものをまず中心にやって、それから政策的・投資的な経費ということで、当市のやる投資的・政策的な、今ですと大月の多目的広場の6億5,000万の予算とか、例えば例で申し上げますと。そういうものも含めてやるということで、これはいろいろな段階がありまして、最初に、今言いましたように、経常経費の中の義務的経費を除いたその他の経費からまず入るとい方法もありますし、あわせて政策的な経費もあわせてやると。

一番いいのは、経常的な経費と政策的な経費、投資的な経費を合算してやるには、これが最高のベターな方法ですけど、そこにはやはり段階を追って、やはりある程度の期間を置いてやらないと、一度にやるということになりますと、また業務上、支障を来すというようなことございますから、それはやはり臨機応変に、先ほど言いましたように、その導入形態には多様性があるということですから、そういう意味から、そこら辺をよく御理解をいただいてやっていただけるのが一番いいんじゃないかなあというふうに思っておるわけでございますし、もう一つのメリットは、当期の予算で黒字が残った場合には、その黒字を翌年度に繰り越せると、いわゆるインセンティブ制度というものも活用できるということでございますから、私は

これは非常にいい制度ではないかなあというふうに思っておるようなわけでございます。

例えば民間事業でいいますと、事業部制というのがあると思うんですね、事業部制という言葉は皆さん方も御承知かと思いますが、この事業部制というのは20世紀の初頭にアメリカのデュポン社というところがこの制度を始めまして、あとはGEとか、それからGM、そして日本では、今はなくなりましたが松下電器が採用いたしまして、日本の大手の会社、上場会社の大半は事業部制というものをしているようなわけでございます。

ですから、そういう意味から言いまして、今後ますます我々の財政というものは厳しくなっ  
てまいります。そういう意味から、事業の選択と集中ということを考えますと、現場に近い  
ところで判断するこの新しい予算制度というものは、私は一度導入されてはいかがかどう  
かということで質問をさせていただきます。

2つございますから、お答えいただきたいと思います。

今、私がいろいろかいつまんでポイントを申し上げましたんですけど、こういうことは既に  
日本の地方自治体も、早いところは20年経過をしております。そういうことで、今までこの包  
括予算制度というものを所管部門で研究をされたかどうかということ。そして、この予算制度、  
要するに日本の全市、特別区で半分近くが導入とか検討をしておるといようなことござい  
ますから、本市においてもそういう新しい予算制度、包括予算制度というものを導入しよう  
かという、そういう前向きな姿勢があるかどうかということをお答え願いたいと思います。

総務部長にお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの杉原議員の包括予算制度導入についての御質問にお答え  
いたします。

まず結論から申しますと、この予算制度、包括（枠配分）予算制度の導入は研究したことは  
ございませんが、以前によく似た制度として、先ほど言われましたインセンティブを持つとい  
う、そういったような形で翌年なりにまた自由な発想で事業を展開していくといようなこと  
は私も勉強させていただいたことはございます。

包括予算制度につきましては、法改正による増額経費等、一部の例外を除き、人件費を含む  
全ての経費に対して財源を配分し、各部等において配分された一般財源と各部等で歳入する特  
定財源との合算額を歳入総額とし、この範囲内において歳出予算の積み上げを行います。また、  
各部長のマネジメントのもとで自主的な予算編成を行うため、各部等における歳入の確保がこ  
れまで以上に重要となり、国・県支出金の積極的な活用や新しい歳入の開拓などが大きな意味  
を持つことと理解しております。

当市においては、第2次総合計画に基づいたまちづくりを実現するために必要な事業により  
予算を編成しております。予算編成は枠配分方式を採用しており、各部長が編成した後、個別

査定をしております。平成30年度は、予算編成の基本方針であるスクラップ・アンド・ビルドの徹底、一般財源の抑制・財源確保、将来を見据えた予算要求として、身の丈に合った予算編成となるよう、職員一丸となって取り組んだところでございます。

また、第2次総合計画の共通目標「持続可能な都市経営のまちづくり」を着実に推進するために、第3次瑞穂市行政改革大綱を策定しました。その重点項目に財政の健全化の推進があるように、生産年齢人口の減少により税収は減少する等、厳しい財政状況のもと、選択と集中を徹底し、無駄な予算を排除するとともに、真に必要な施策に予算が配分されるよう予算編成を行う必要があると考えております。

今後は、目標を達成するために、よりよい予算編成ができるよう、杉原議員が御提案の包括（粹配分）予算制度も含め、検討していきたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 前向きに、検討の段階だと思うんですけど、取り組むということで、ぜひともお願いしたいと思っておりますが、現在実施しておりますのが、私ども瑞穂市と提携都市を結んでおります東京都の瑞穂町、あそこは実際にやっておられますから、そういうことで、情報をつかんでいただいて、これはいいシステムだということで、どのシステムにもメリットとデメリットというのはあると思います。けど、それぞれの地域の、地方自治体の現状というものを鑑みて、この制度がいいのかどうか、これから将来的なことを展望して、こういう予算制度をやっておったほうがいいのかどうかということを総合的に考えていただきまして、ぜひとも前向きな御検討をいただきたいというふうに思っておるようなわけでございます。

では、3番目の質問といたしまして、所有者不明の資産ということで、時間も差し迫っておりますから、私は、きのう建物につきましては、先ほども言いましたように2人の議員の方が昨日質問されておりますから、それは割愛させていただきまして、土地問題を中心に、行政の対応ということにつきまして質問をさせていただきます。

次回に、また時間がありましたら、建物のことにつきまして質問させていただきますから、きょうのところは御容赦をお願いしたいというふうに思っておるようなわけでございます。

現在、全国規模で、所有者不明の土地の建物等も取り扱いにつきまして、地方自治体を初め、地域の住民におかれましても、その対応の優先度は高く、苦慮しているのが現状でございます。

まず所有者不明の土地対応について、国の動きといたしまして、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案が、本年の6月6日に国会で法案が成立をいたしました。この法律は、皆様方も御承知のように、都道府県の知事の判断で最長10年間の利用権を設定し、公園、仮設道路、文化施設などの公益目的で使用できるようになったものでございます。ただ、公益

目的の利用だけでは問題の根本的な解決にはほど遠く、民間による利用拡大を進める施策なども必要となってくるのが現状かと思われまます。今回の特措法は、その第1弾だというふうになわれておるようなわけでございます。

この特別措置法の背景には、人口の減少、高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や、地方から都市部への人口の移動を背景として、土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明の土地が全国的に増加しているのが要因だというふうになわれております。

ある調査機関の資料によりますと、2016年度末の全国ベースで所有者不明の土地が410万ヘクタールあり、九州の面積の370万ヘクタールを上回るという衝撃的な数字が発表され、さらに2040年度には北海道の面積に近づく720万ヘクタール、北海道本島は780万ヘクタールございます。という可能性のある計数値が出ており、さらに経済的な損失といたしまして、2017年度から2040年度まで累計で6兆円を上回るという試算も実は出ておるようなわけでございます。

こうした状況の中、県下の動きといたしまして、7月25日、県下の岐阜新聞社が所有者不明の土地の増加に憂慮し、県内の各種団体で構成する「所有者不明土地問題を考えるネットワーク岐阜」を立ち上げました。このネットワークを活用して情報を共有化し、問題を提起し、理解・防止に協力しようとするものでございます。

そもそも所有者不明の土地とは、登記簿上、所有者のわからない土地、または所有者の所在、連絡先の把握が難しい土地のことを通称で呼んでおると言われており、今後も相続の機会の増加とともに、その増加の一途をたどることが予測されております。その主要因は、登記による法的な義務がないこととあります。すなわち、昔は土地神話のようなものがあり、資産価値があると登記をして権利を守ろうといたしましたが、昨今、登記しないと直ちに不利益が生ずるという仕組みになっていないことが上げられます。

また、不動産登記、固定資産課税台帳、農地台帳など、目的別に各種台帳が作成されていることも要因の一つと言われております。登記簿は国が登記所で持っており、固定資産の課税台帳は地方自治体が持っており、それから農地台帳は地方の農業委員会が保管をしていると。その内容の制度はさまざまで、一元的に情報を把握する仕組みにはなっていないというのが現状でございます。

ここで、質問をいたします。

今後ますます所有者不明の土地の増大が予測され、ふやさない、また解消する手だてというもののお考えというんですか、そういう施策がありましたら、ここでお示しをお願いしたいと思います。部長、よろしく申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 前段の御質問の中で御紹介いただきました不明土地の数量ですが、これは国が法律を、さきの6月の国会で6月6日に成立をしておりますが、その前段で所

有者不明土地問題研究会が最終報告をしている中から、今、杉原議員が410万ヘクタール等の数字をお示ししていただいたと思います。現実には、その数字というのは、議員も御承知のとおり、実数ではなくて、平成28年の地籍調査に基づき、総人口65歳以上、死亡者等の相関関係を用いて、全国市区町村に拡大した結果、不明率は約20%だろうというところから算出されておるもので、具体的に積み上げた数字ではございませんというところを、まず御承知おきいただきたいと思います。

参考に瑞穂市の地籍調査をちょっと調べてみますと、50件が不明土地と思われるものがございます。分母は4,446件ですので、1%ぐらいというふうに言えるのではないかというふうに思っております。

これらの不明土地を解消する方法ということも、今御説明がありましたように、特別措置法が成立しましたので、その中での事業認定による取得、それから10年間の利用権の設定と、公共事業に係るそれらの支障になる分については、そういうような手法を取り入れて公共事業を進めるというふうを考えております。

その他具体的には、今後、第2弾、第3弾ということになると思いますが、現在のところ、相続登記の登録免許税を一定期間減免するということが決められておりますし、今後は、先ほど言われましたように、不動産の相続登記が義務化されておられませんので、それらも義務化されるとか、やはり土地を所有するというところが規約になっておりますので、それらを民間に手放すとか、そういう仕組みづくりがこれから進んでくるというふうに思っております。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 続きまして、こういうもの、要するに不明者の資産があるということになりますと、我々が考えますのは税収の面ではないかなあということで、次、税収対策につきましてちょっと質問をさせていただきます。

現在、固定資産を持っておりますと、固定資産税の納税通知書というものが各資産をお持ちの方に当然送付をされるわけですが、今、鹿野部長からお話がありましたように、非常に少ないというようなことで、余り今回の質問は的確な質問じゃないのかなあというふうには思っておるわけですが、そういうことで、宛先不明などで送り返されてきて、調査をしても、その所有者の居場所がわからないデータというものが何件ほどあるかということと、あわせて最後になりますが、そういうところがあった場合には、当然未収税収というものが発生してくると思うわけですが、その金額はどれほどかということと、今のところでいいますと、件数は少のうございますが、今後そういう事案が出た場合にはどういう対処方法、どういうツールを持っておられるかということをお答えを願いたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 児玉市民部長。

○市民部長（児玉 等君） ただいまの杉原議員の所有者不明土地の課税についての御質問にお答えしたいと思います。

まず宛先不明の件数でございますが、固定資産税の納税通知のうち、宛先不明などで送達できないものは、総発送件数2万4,099件のうち10件となっております。

続きまして、未収の金額とその対策についてということでございますが、現在、税務課において把握している未収の案件は5件でございます。未納額の合計は157万5,700円となっております。対策といたしましては、この5件のうち2件につきまして、昨年度から相続財産管理人や不在者財産管理人を選任しまして、新しい所有者に所有権移転できるようにすべく対応しているところでございます。今後におきましても、引き続き計画的に解消できるように努めてまいります。

また、新たな対象者が発生しないように、相続が発生した場合には、窓口であるとか文書を送付するなど、早期に相続の手続を行うよう案内をするようにしております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 時間の都合で、建物関係もちよっと質問したいなあと感じておりましたんですけど、きのう、先ほどから何回もくだいことを言っておりますけど、北倉議員と、それから広瀬議員が質問されまして、私の今回事前通告をしております質問内容も、そんなに内容的には変わっておりませんから、それをもちまして私も理解をしたということで、私の質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、6番の杉原克巳君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。15時45分から再開します。

休憩 午後3時28分

再開 午後3時45分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

なお、本日の会議は、議事の都合上によりまして、あらかじめ延長をいたします。

それでは、5番 小川理君の発言を許します。

小川君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

質問通告は3つでございます。1つは防災対策について、2つ目は子供支援について、3つ目は生活保護行政についてでございます。

以下は、質問席にて質問させていただきます。



1つ目で、防災対策です。

ブロック塀の倒壊対策についてお尋ねをします。

ことし6月18日、大阪北部で発生した地震では、小学生が倒れてきたブロック塀の下敷きになって亡くなりました。過去に発生した地震においても、ブロック塀の倒壊によって多数の死傷者が出ております。倒壊の危険のあるブロック塀の調査状況はどのようになっているか、お聞きをします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） このような死亡事故が発生したことを受けまして、岐阜県や県内42市町村、建築士会等が構成しております岐阜県建築物地震対策推進協議会の臨時会議が開催されまして、重点対象箇所における民間建築物のブロック塀等の安全点検を実施することになり、当市におきましても8月下旬より現地調査を実施いたしました。

安全点検につきましては、民間建築物のブロック塀等を対象といたしまして、重点路線沿いの安全対策を行い、実態把握を行うとともに、不適合箇所につきましては所有者に対する周知・啓発を行うことを目的として実施をしております。また、この調査の重点対象路線につきましては、通学路、歩道及び国道、県道の道路沿いといたしまして、民間建築物のブロック塀、組積づくりの塀を対象物件として点検を実施しております。

安全点検につきましては、1次現地調査を8月20日から8月31日までの期間にて約7,000カ所の対象宅地で、今回の対象物件約2,200件の調査を実施いたしました。現在、調査結果の集計や不適合ブロック塀等の2次調査、それから県の岐阜・西濃建築事務所との調整・確認等の作業を進めているところでございます。

今後は、建築事務所との連携を図り、不適合箇所の所有者等に対する周知・啓発等を行なっていきたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） そこで、お尋ねをいたします。

ブロック塀の倒壊対策について、ブロック塀の撤去等への助成制度を新たに設ける必要があるというふうに考えますが、どのような検討がされているのかお聞きをします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ブロック塀の撤去等に関する補助につきましては、県内市町等の実施状況等を確認しましたところ、生け垣の設置を目的とした緑化事業や、幅員4メートル未満の道路の拡幅を目的とした狭隘道路整備事業、それから地震時等の安全確保を目的とした防災事業、町並み等の景観を保全するための景観事業など、それぞれの事業目的を達成することを前提とした補助を実施しているといった状況でした。

また、補助の概要につきましては、それぞれの事業の目的を達成するために実施されるブロック塀の除去や、ブロック塀の高さを60センチ未満にする工事に対する補助が行われているといった状況でありました。

本市といたしましても、ブロック塀等の撤去に関する補助制度の創設につきましては、現時点では具体的な予定はございませんが、現在、進めています安全点検によりまして、市内の重点路線沿いのブロック塀等がどのような状況であるかなど、また危険なブロック塀等はどのくらいあるかなどの調査結果を分析した上で、また平成31年度の国交省による概算要求の内容を少し見てみますと、ブロック塀の除去・改修等の支援を掲げているというようなどころもございますので、これら国の動向、それから県、周辺市町の状況を注視しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今、答弁していただきましたけれども、調査の結果を踏まえて、この危険なブロック塀の撤去が進むように、その補助率、あるいはその対象となるブロック塀等について、ぜひ検討を進めていただきたいなあというふうに思っております。

次に、昨年10月の台風21号では古橋地域等の道路冠水がありました。これを踏まえて、ことしの7月の豪雨、また、ことしの台風21号ではどのような事前の予防対策がとられたのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 豪雨時等の事前対策といたしまして、今年度、冠水に影響のある箇所・施設について、降雨量や大雨・洪水警報等のレベルごとの対応方法をまとめるとともに、災害警戒本部を設置した際には、瑞穂市緊急対策協力会との連携を図ったところでございます。特に、かんがい用水用に河川を堰上げているこの時期には、犀川、宝江川本川に設置されています取水施設は、洪水の流下を阻害する要因となっております。

古橋地区につきましては、あらかじめ古橋地区の排水を受ける安八町内の宝江川の取水堰の撤去や取水ゲートの開放など、利害関係者との連絡・調整を行なって、増水前に宝江川にある用水施設の操作を瑞穂市側で行い、過去生じてきた古橋地内西用水の増水を軽減する対策を行っております。また、犀川にあります十九条・牛牧の各頭首工、それから根尾川を取水源とする菱野川用水などにつきましても、施設管理者である菱野川土地改良区に対して河川増水を想定した操作依頼を行い、適正に対応をしていただいたところでございます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 次に、古橋西用水の改修の進捗状況はどのようになっているか、お尋ね

したいと思います。

また、宝江川の改修についても、その進捗状況をお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 古橋地区における道路冠水対策は、内水排除対策のため排水計画検討を進めており、過去の冠水被害の状況、それから流域・通水断面、流出量等の把握・整理、既設の水路断面の流下能力についての検討、水路断面の不足や縦断勾配のふぐあい等、その原因の把握、通水断面確保や改修方法等についての検討を行い、西排水路の整備計画案を策定しておりまして、先日、地元区長様のほうにもその協議を行い、計画の調整を進めているところでございます。

この整備の計画の内容につきましては、宝江川を起点とした上流約320メートルの地点から上流区間を優先的に整備し、その地点の下流側付近に調整池を設け、一時的に雨水を貯留させて、一度に下流側へ流下しないような対策を講じる計画を考えております。

そんな中で、今年度は、暫定的な冠水対策にはなりますが、中宮地区からの排水が流入する西排水路合流部付近に、住宅地内の道路冠水への低減を目的とした、出水時の排水を環状道路沿いの水路へと分離させるためのゲートの設置を予定しております。

下流部に当たります宝江川につきましては、県が平成29年度に浸水原因等調査を実施していただき、浸水被害の原因把握や対策の検討を行い、現状と課題、対策案をまとめられておりますが、現時点では河川改修の時期は未定であると聞いております。本市といたしましても、浸水被害軽減に向け、宝江川の早期改修を安八町と連携いたしまして、宝江川河川改修促進期成同盟会を通じて、河川改修要望を強く要望してまいりたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ありがとうございます。

続きまして、お尋ねしたいというふうに思います。

台風21号、あるいは西日本豪雨などで犠牲になった方々の多くはみんな高齢者の皆さんです。高齢者、障害者など、特に支援が必要な人がいち早く避難ができるよう、その仕組みを整えることが必要だというふうに思います。

そこで、お尋ねします。

避難準備や避難勧告については、今年の21号台風を踏まえても、深夜の避難とならないよう早目の対応が必要と考えますが、どのようなその点では検討が行われているか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいまの小川議員の台風21号を踏まえての深夜の避難についての

準備でございますけれども、本市における避難勧告等発令の判断基準の基本的考えとして、対象とする災害の種別ごとに避難行動が必要な地域を示して、住民が適切な避難行動がとれるように、気象情報や河川の水位情報をもとに、避難が必要かどうかの判断基準である避難勧告等の判断・伝達マニュアルをもとに避難勧告等を発令しています。

避難勧告等の発令時に、暴風雨などや夜間、早朝の時間帯で身動きがとれなくなる、または避難することが危険と判断される場合や、想定を上回る規模の災害が発生するおそれがある場合は、より安全を目指して早目の避難を促すこととなっています。今回の台風21号においても、夜間の警報発令の可能性が高かったので、9月4日の朝8時30分に自主避難所である巢南公民館と市民センターを開設し、早目の避難を防災無線、防災メール、ホームページで呼びかけました。その結果、8名の方が避難されていました。

また、避難することにより身体の危険を及ぼすおそれがある場合や、夜間などに避難行動をとることが身の危険を及ぼす場合には、2階建て等のより高い場所へ垂直避難を実施する場合があります。これらの避難に関する判断につきましては、市に設置される警戒本部にて総合的に判断をしますが、市民の皆様にも、みずからの命を守る行動というものを日ごろから考えていただくために、広報「みずほ」に毎月「防災あれこれ」として防災の知識の情報提供を行いながら、防災訓練や避難所確認訓練、自主防災組織の防災訓練を通して周知を進めているところでございます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） そこで、避難情報の伝達方法についてお尋ねをしたいというふうに思います。

タウンミーティングがございましたけれども、防災の問題についてございました。その中でも、こういった声が寄せられております。高齢者にとって防災無線は聞こえづらい、聞こえにくい、これは平生でもそうですよね。それから、防災無線が聞こえづらいと言いますと、役所の方はメールがあるじゃないかと、こういうふうにおっしゃいますけれども、特に高齢者の方にはメールというのは不十分だと言わざるを得ないというふうに思います。

こんな中で、建物の中にも届きやすい特性を持つポケットベルが避難情報の受信機として脚光を浴びているという報道がなされております。避難情報の受信機として、そのポケットベルを検討してはどうかということをお尋ねしたいと思いますが、見解をお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） 市におきましては、防災ラジオ、防災メールなどを活用して、市からの防災に係る情報について周知を行っているところでございます。

この情報を受信する機器につきましては個々で準備をしていただく必要がありますが、みずほ防災メールについて、お伝えする情報を細分化して、カテゴリー別に分けることを予定しております。気象情報、防災情報、地域安全情報、行方不明者情報、健康情報を発信して、防災情報以外にもきめ細かく情報を発信していく予定です。このメールにつきましては、市内の建物内でも届きますし、市外においても情報を受け取ることができます。高齢者の方におきましても、御本人だけでなく、市内・市外にお見えになる関係者の方にも瑞穂市の情報を配信することができます。

今後は、高齢者等の避難行動要支援者等について、避難支援として個別避難計画、いわゆる誰が誰を助けに行くかという計画を策定し、地域でどう見守り、どう避難を手助けしていくか、地域のつながりによる共助の構築に努めているところでございます。また、市民協働による防災訓練、避難訓練、避難所確認訓練等を通して、自助、共助、公助の構築にも努めているところでございます。

議員、御質問のポケットベルによる避難情報の受信システムについては、導入されている自治体の状況を今後調査し研究してまいりたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ありがとうございます。

ぜひ検討をしていただきたいなあというふうに思います。メールは本当に高齢者の方にはなかなか難しいと、そういった声もたくさん寄せられておりますので、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

続きまして、2つ目の質問事項に移らせていただきます。

子供支援についてお伺いをします。

夏休みの学童保育についてですけれども、この夏休みの学童保育に子供を受け入れられなかった人数はそれぞれの校区で何人いるのか、お尋ねをしたいと思います。

また、希望する子供たちは全員受け入れられるようにしなくてはならないというふうに思います。今後はプレハブを設置するなど対策が必要ではないかと思いますが、どのようなことを考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 保護者の就労状況の変化に伴いまして、利用希望者が多くなってきております。この夏休みに受け入れられなかった人数は、5年生で42人、6年生は23人で、合計65人になりました。

ことしの夏季休業期間中に限り、駅西会館のほか、学校施設でございますけれども、本田小学校では多目的棟のところ、図書館の上でございます。生津小と南小の図工室も解放しました。

それを使って、受け入れに十分な施設を確保しましたというところでございます。

ただ、受け入れの子供さんの数に見合う指導員の確保が必要になってきております。当然でございます。広報「みずほ」や市ホームページでの告知のほか、募集チラシを新聞に折り込むことや、それから近隣の大学7校へ学生アルバイトの募集に協力をお願いに向かうなど実施をしました。その結果、夏季限定で働いていただける方を新たに30人確保しました。しかし、クラブ利用希望児童はそれを上回る申し込みであったため、やむなく、前段にお話しさせていただいた5年生42名、6年生23人の合計65人については利用のお断りをさせていただいたということになります。

私ども市のほうとしましては、1年生から順番に順番に入れていきたい、小さい子のほうから助けてあげたいということで、5年生、6年生、上のほうが今はこらえていただいているということになっております。こういう状況があるという事実でございます。今後も放課後児童クラブの利用希望児童はふえるということが予想されますので、受け入れについては喫緊の課題であると認識しております。

幾つかのクラブにおいては、まだ定員に余裕がある施設があるということです。これは、全部の7つの小学校で受け入れがあるんですけども、器があつて人がいる。ですけれども、過多になっておる小学校と、まだ余裕があるところがあるという差があるということです。ですから、このため、放課後児童クラブ送迎支援事業というのがございます。これを活用させていただきまして、市内7つのクラブのうち、まだ定員に余裕のあるクラブへタクシーを使って送迎をするとか、そういう利用の仕方でもできないか今考えているところでございます。

また、指導員確保についても、今後も広報「みずほ」や市ホームページでの告知のほか、独自の研修である子育て支援員研修を開催し、放課後児童クラブの指導員を養成し、現場のほうへ送り込む、就労につなげていただきたいというふうに思っております。これも、地域の方々を発掘して、仕事をつくって、地域の子供を支えていただけるという環境をつくるという思いでやっておるという事業でございます。

今後も、引き続き受け入れ体制の拡充に努めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 次に、就学援助の入学準備金についてお聞きをします。

保護者の方が入学の準備に必要なときに、それが支給される必要がございます。この入学準備金はいつ支給されるのか、お聞きをします。

また、小学校入学以前の保護者にも今回周知していくことが必要になります。この保護者への周知はどのように行っていくのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 入学準備金のことでございます。

入学準備金は、今年度新たに導入する事業でございます。来年春に入学するための準備を行っていただくために使っていただく資金を送るというものです。従来、当市では制服等のリサイクルというものをやっております。28年度より実際に行っているということです。29年度においても、入学準備を進めていく上で、希望者には必要な物品を提供者からの温かい思いも伝える事業として援助を行っていきたいと思っております。よって、制服リサイクルと、今度新たに始める入学準備金の2本立てで就学への支援を行っていきたいと思っております。

次に、その入学準備金の支給時期と手続について御説明させていただきます。

保護者への入学準備金の制度案内や申請手続の周知についてでございます。

小学校に就学される児童の保護者につきましては、就学時健診というのが学校に入る前にあるんです。その際に案内を配付しまして、それから就学援助の申請をしていただきます。その後、審査の上、可否を決定し、給付決定者に決まりました方には入学準備金を支給させていただきます。こちらのほうが3月上旬ごろに支給するということになっております。

また、次年度春、中学校へ入学される児童の保護者に対しましては、その子たちは現在小学校6年生ということですので、今年度就学助成の対象になっている方へまずは案内を送付させていただいて、同様に支給するように考えております。同様ですので、3月の中旬ぐらいには中学校の準備ができるように入学準備金が送金されるということは今考えております。

参考でございますが、なお、支給金額は、国が示している上限額である1人当たり、小学校では4万600円、中学校では4万7,400円を支給させていただきたいということで準備をしております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ちょっと1つ確認をさせてもらいたいんですけど、3月ごろ支給予定だと言われましたか。3月に保護者の方がもらったら、本当にぎりぎりやと思いますね。入学もう直前ですよ。だと思いますね。大体、入学の準備といえますのはもう9月ごろから、例えばランドセルだとその注文が始まってきます。保護者の方は、そんな3月にもらって、幾ら3月といっても本当に困るなあと、もっと早くお金が必要なときにもらえないかというようなことをきっとおっしゃるというふうに思います。その点についてはどのようにお考えか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 内部でいろいろと協議したんですけれども、なかなか、もう少し早く、できるだけ早くはお渡ししたいとは思っております。

ただ、今説明をさせていただきましたように、就学前の就学時健診というのがあるんですね、そのときに話をするというのが一番、この制度の趣旨だとか、わかりやすいということがありますので、まずは、どちらかというとな新小学生よりも中学生のほうの子供を少しでも早くというか、今御意見がございましたので、検討できないか詰めたいと思います。ただ、小学校へ入るときは、初めて学校に見える子なので、私どものほうも把握ができていない、真っさらということがありますから、やっぱりこの手だてになるのかなあとと思いますが、確率的には、中学校の入学準備のことは、小学校6年生のときにもう就学援助をもらっている方の対象が多いので、その辺で少しでも早く準備できないかちょっと詰めたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 少しでも早くというふうにおっしゃいましたので、ぜひ少しでも早くしていただきたいですけれども、よその状況を見ますと、9月にも、あるいは12月にも支給されているところがありますね。ですから、中学校に入られる方については、ぜひもっと早めていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

次に、体育館のエアコン設置、空調設置についてお尋ねをしたいというふうに思います。

この夏の記録的猛暑の中で、瑞穂市におきましては、小・中学校にエアコンが設置をされておりましたことは大変歓迎をされております。

しかし、一方、体育館は熱中症の大変危険な場所になっております。さらに、体育館と申しますのは避難所としても使用されますので、体育館にエアコンの設置が必要ではないかという声が市民の方からも寄せられております。また、市内の小・中学校のほぼ全てのPTA会長からもそうした要望が出されておるというふうにお聞きをしました。この体育館のエアコン設置についてどのような見解をお持ちなのか、お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） それでは、各学校体育館のエアコンの設置についてのお答えをさせていただきます。

気象台の観測地点における県内のことしの猛暑日、35度以上の猛暑日ですね、多治見は39日と、美濃が36日、近くの揖斐川で35日、岐阜では34日と猛烈に暑い日が続いてきました。新聞、テレビ等でも熱中症による児童の死亡や重篤な症状を発症した事例が頻繁に耳に入ってきた状況でございます。

ただ、瑞穂市は、おかげさまで市内の小・中学校等の教室には全てエアコンが完備されております。安心して学校生活を過ごせる環境となっております。これもひとえに議員の皆様方の御理解のもと、早期にエアコンが設置できたということで、本当にうれしく思っております。



さて、御質問の体育館へのエアコンの設置の件でございますが、現在、市内の小・中学校のどの体育館にもエアコンは設置してありません。学校の体育館の設備基準にエアコン設置というものが決められていないということが主な理由でございます。体育館への設備としては、換気をするということが規定となっているというのみでございます。

しかし、御質問のとおり、いつ何時発生するかわからない災害によりまして、体育館へ避難された方が熱中症になるという2次被害も想定されます。今後は、体育館を全面改修というか、大きく改修するときに、今の体育館というのは断熱効果が全くないんですね。ですから、建物そのものも断熱効果をしないと、空調整備を入れてもきかないという状況になりますので、大変高価なものになると思います。ただ、今後は体育館の改修時に断熱効果も兼ね備えた上での、エアコンに限らず、ほかの新しい空調技術というのが出てくると思いますので、その空調設備についても検討していきたいと考えておりますので、御理解願いたいなあと考えております。よろしく願いいたします。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私ここでちょっと確認したいことがございますけど、先ほど私が市内の小学校・中学校のほぼ全てのPTA会長から要望が出されているというふうに言いましたけれども、これは9月14日、各校PTA会長と市長との懇談の際に要望が出されたのではないかとと思いますが、ちょっと確認を、間違いはございませんか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 体育館全部にエアコンをとということですね。私どもはちょっと聞いておりません。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） それでは、市長に確認をさせていただきたいというふうに思います。

ある匿名の方から、市長自身のフェイスブックについて、こんな情報が寄せられております。先ほど申し上げました意見交換会が9月14日でございますが、その翌日、市長御本人が自分のフェイスブックに投稿されております。

ことし、ほぼ全ての学校から体育館の空調管理の要望がありました。猛暑、熱中症、台風、地震等、さまざまな観点から考えていきたいというふうに投稿されております。同時に、市内の3校の要望書が添付をされておりました。

そこで市長にお聞きしますけれども、これは間違いはないというふうにお認めになれるかどうか、確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） P T Aの役員さんの懇談会の中でそのことが出たことも事実でございますし、文書にまであらわしておられるところも一部ございました。最後の総まとめとして、連合会の会長さんからもそのことは重ねて要請がございました。

ただし、やはり基本的に、つくりとか、そういったこともございますので、とにかく前向きに研究をしていきたいと思いますというところで、その会は終了いたしました。

ですから、間違いなく私どもは要望としては賜っております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） フェイスブックについては、これは匿名の方からですが、寄せていただきました情報は間違いがないというふうに確認をされました。

私、ここで3校の要望書が添付されているということを言いましたけれども、これは公文書だというふうに思うんですね。ですから、この問題については改めて議論させていただきたいということを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

3つ目の質問事項でございますが、生活保護行政についてお尋ねをさせていただきます。

生活保護世帯への条件つきでございますが、エアコンの設置を認める厚生労働省の通知が発表されております。これは、厚生労働省社会・援護局長名で6月27日付でこの通知が発表されておりますが、どのような内容なのか簡潔にお答えをしていただきたいというふうに思います。

また、その通知についてはどのように周知をされておるのか、その点もあわせてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま小川議員のほうから御質問のございました平成30年6月27日付、厚生労働省社会・援護局長の通知の内容でございますが、これにつきましては、生活保護法による保護の実施要領というものがございまして、これの一部を改正し、熱中症予防等が特に必要とされる被保護者、高齢者、子供さん、あるいは障害者のおられる世帯に対して、冷房器具の購入について、一時扶助の中の家具什器費での支給を認めるというものでございます。この局長通知につきましては、またこれに附属する社会・援護局の保護課長通知及び事務連絡もございましたが、これにつきましては福祉生活課の中で回覧、協議し、部長、課長、担当者間で周知徹底をしておるところでございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） そこで、お尋ねをさせていただきます。

この夏、大変猛暑でございましたけれども、生活保護世帯におきまして、エアコンがそもそも設置されていない。ないということですね。あるいは、設置されていても故障して動かない、

こうした保護世帯があるのかないのか。生活保護を利用されている世帯は瑞穂市で166世帯、222の方が生活保護を利用されております。これらの全ての状況というのを掌握されておるのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 生活保護世帯における、特にエアコンの有無等の把握についてでございますが、エアコンの設置の有無等についての特別な調査はしておりませんので、正確な把握は実はしておりません。しかしながら、毎月ケースワーカーが保護世帯を家庭訪問いたしまして、生活の状況、健康の状態も含めて確認をしておるところでございます。その折に、危険な状態と判断される場合には、病院への受診の勧奨などの措置をとっておるところでございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今、答弁をしていただきましたけれども、私、この生活保護世帯の中で、この暑い中、エアコンがないとか、あるいは壊れてしまって動かへんとか、そういう世帯がないかどうか、その実態を把握する必要があるのかとお尋ねしたいというふうに思っておるんですけれども、これは、そういったことを掌握していかなきゃならんというふうに考えておられるのか、訪問の折、そういった状況もつかんでおくというような、ついででやるような仕事なのか、ちょっとそこは確認させていただきたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 今、小川議員からの御質問でございますが、ついでにやるという、そんなつもりはございません。保護を受けてみえる方の健康状態というのは、常に私どもも心配しておるところでございます。また、今回は暑い夏のことでございまして、これもまた秋になって過ぎようとしておりますが、またこれから冬に向かってまいりますと、今度は寒くなるという話になりますので、その折には、訪問時にいろいろ配慮して訪問していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 人の命、大事なものがかかっておりますので、ぜひその実態はつかんでいただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

先ほど答弁をしていただきました厚生労働省の通知の件ですけれども、先ほど説明がございませんでしたけれども、エアコンの設置を認めるのは条件つきでありまして、これはことしの4月以降の生活保護の利用者に限定をされております。つまり、ことしの4月以前の生活保護を利用されている方にはこれは適用されません。これは間違いないというふうに思いますね。

そこでお尋ねしたいというふうに思いますけど、どうしてことし4月以降に限定されるのか。先ほど答弁されましたけど、熱中症対策というのであれば、4月以降であろうが4月以前であろうが同じやというふうに思うんですね。これはおかしいと思うんですけども、どのような見解なのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま小川議員からお尋ねのありましたエアコン設置の対象者の区分ということになります。理由は2点あるかというふうに考えております。

もともとの大前提というか、そもそも日常で使うものは経常的な生活費の範囲内で賄っていただきたいというのがございます。これにつきましては、この通知の事務連絡の中にも少し書いてございまして、保護受給中の場合における日常生活に必要な生活用品の取り扱いについては、従前のおり、経常的最低生活費のやりくりによって賄うか、または貸付資金の活用によって賄うことに変更がないということを示し添えるという一文がございまして、これに従っておるところでございます。

また、もう一つのほうの理由といたしましては、この通知の書きぶりは、今回冷房器具というふうに追加がされたということになっております。しかしながら、以前より、暖房器具で冷房の機能が一緒にあるもの、いわゆる通称エアコンになりますが、冷房・暖房両方あるエアコンについては今までも家具什器類の中で認めてありましたので、今回冷房器具というふうに特別に一つ抜き出したような形になっておりますが、従前より、限度額の違いはございますが、両方の機能をあわせ持ったものについては家具什器費の中で認めてきたというところがありましたので、今回、この国の通知に従いまして、4月1日以降の適用というふうに考えておるところでございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私、今、御答弁いただきましたけど、お言葉を返すようではございますが、生活保護の利用者の方の実態というのを申し上げたいというふうに思います。

生活保護費は、2013年から生活扶助費が段階的に引き下げられました。最大で10%カットされております。ですから、多くの生活保護を利用されている方には大変苦境に立たせると、こういうことになったと思うんですね。その後も、期末一時扶助または住宅扶助、冬季加算の引き上げが毎年のように繰り返されてまいりまして、ぎりぎりの生活を強いられております。

したがって、この生活保護費の中から貯金をしてエアコンを設置したりする余地は少しもないと、こういう声を寄せていただいておりますけれども、このような生活保護世帯の厳しい実態というのをどのように考えておられるのか、再度ちょっとお聞きしたいと思っておりますので、答弁していただけますでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） お話の御質問の件につきましては、私どもも大変心を痛めているところでございますが、国の通達は通達として、これは一つ守っていかなければならないところでございます。

したがって、お話の趣旨としては大変理解できるところでございますが、この件については通達どおりというふうに行うこととさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 理解していただけるということですので、ぜひお願いしたいというふうに思いますが、この厳しい生活の実態というものをつかんでいただいて、お願いしたいのは、ぜひ県や国にも、そういう声があるぞということで、働きかけていただきたいというふうに思いますし、そのための必要な対策というものをぜひしていただきたいということを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

この夏の大変記録的な猛暑の中で、実はエアコンの使用、エアコンを使えば電気代の負担というものが大変重荷だということが言えると思います。こんな中で、生活保護の利用者の生活というのが大変圧迫されております。この夏、電気代の負担が重荷でエアコンを使用せずに、熱中症になったり、あるいは持病が悪化したり、こうした事例が起きていないのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

次に、冬には灯油代がかさむことから、生活保護を利用される方には手当が支給されておりますけれども、この猛暑となる中で、夏季においても手当が支給されるべきだと私は考えるわけでございますが、どのような見解なのか、お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの御質問の中の電気代の負担が大変重いと、そこでエアコンを使用せずに熱中症等々、あるいは持病が悪化した方がおられるかというお話でございますが、私のところにはそういった方があったというふうな特に情報は入ってきておりません。

また、夏の電気代に関する手当でございますが、先ほども少し触れましたけど、お話の趣旨としては大変理解できるところでございますが、国等の通知要領の中でも、この件については特に情報がないところでございます。そういったところで、大変やきもきするところではございますが、やはり通知どおりというふうに解釈をいたしまして、運用をするところでございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 電気代の負担が大変重荷ということで、エアコンを使用せずに熱中症に

なったり、また持病が悪化した事例がないかというふうにお尋ねしましたが、実はあるんですよね。ですから、私は先ほども言いましたけど、この夏、本当にエアコンというのが、今テレビを見ていまして、昼間だけやないですね、夜中もつけておきなさいと、こう言われるね。つまり、24時間。そうしますと、電気代というのは大変負担がかかるということはもう明らかだというふうに思います。

こんな中で、この電気代の負担に関して、エアコンをできるだけ使わない、そのことによってこれまでの病気というのが悪化した、また病院に行かざるを得ない、こういう方もおられます。その実態というものをぜひつかんでいただいて、生活保護を利用される方の状況というものに耳を傾けていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

また、こうした方々の実態や切実な声を、先ほども申し上げましたが、県や国にぜひ反映をしていただきたいということをお話をさせていただきたいと思います。

次に、生活保護の申請から決定までの法定期限についてお尋ねをしたいというふうに思います。

これは、生活保護法に明記をされておりますけれども、14日以内に決定をしなきゃならないというふうにその期限が設けられております。これはどのような理念、考え方をもって法律に定められておるのか、その点について、その見解をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま御質問のありました生活保護決定までの期間についてでございますが、申請から決定通知までの期間をもし長期間とした場合、要保護者の生活がさらに不安定となりまして、ますます逼迫の度合いが増すこととなります。したがって、こうしたことがないように、なるべく期間を短くすることが原則でありまして、生活保護法第24条で14日以内云々と記されております。

しかしながら、十分な調査ができないままに余りに拙速に決定通知というものを出示しますと、不適切な保護の実施ということになるおそれがございます。したがって、国においては、基本的には14日を期間として、各種の調査に時間を要する等、特別な場合には30日までの延長ができるというふうにしております。この件につきましては、生活保護法の一の前提となっておりますのは、第1条から第4条までの、いわゆる生活保護の基本権利というところに照らし合わせておるところでございます。

また、申請があつて1週間以内には訪問調査もすると、せねばいかんということにもなっておりますので、できるだけ私どもも早目に、早く、できれば14日以内に何とか決定ができますように努力はしておりますが、扶養の調査であるとか、あるいは資産の調査にやはり時間がかかっておりまして、なかなかうまくいっていないところ、そこは14日以内に決定が出されていないのが現状というふうに考えております。

しかしながら、繰り返しますが、私どもは決して14日でなくて30日でもいいよというふうを考えておるのではなくて、やはりできるだけ早く保護の決定をしたいというふうには考えております。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今、答弁をしていただきましたけれども、私は実際に生活保護の申請に同行をさせていただいたことがあります。しかしながら、残念ながら14日以内に決定を行う、これは原則ですよ、そういう説明をされた方はおられませんでしたね。もう最初から30日以内ですからねと、こういう説明をされております。

今、答弁をしていただきましたけれども、何でそういうことになるのかということですが、先ほど14日以内に結論を出すことはなぜかということで答弁をしておられました。これはまさに人の生存、生きていけるかどうかにかかわる問題ですから14日以内ということになっておるわけです。しかも、よほどのことがない限り14日以内で一定の判断をする必要がある、これが私は法の理念だというふうに思います。よほどのことがない限りというのが、この法の理念だというふうに思いますので、私は、これはやっぱり法律を守ってもらいたいというふうに思います。

保護の開始後、いろいろな調査結果が出てくることがありますよね。それはある。しかし、保護の調査結果に基づいて、保護を開始したり、または廃止したり措置が可能ですので、それを前提にした運用に改めれば、この法の14日以内ということが守っていかれるのではないかなあというふうに思いますので、そのことを申し上げておきたいというふうに思います。

そこでお尋ねをしたいというふうに思いますのは、生活保護の申請から、今言いました法定期限内に決定をした件数と割合、また30日まで要した件数と割合、さらには30日を超えてしまった件数と割合というのがこの3年間でそれぞれどのようになっているか、お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまお尋ねのありました生活保護の申請についての件数等でございます。

まず平成28年度でございますが、申請件数33件がありまして、法定期限内、いわゆる14日の法定期限内の件数は4件、12%。また、30日以内までかかりましたのが29件、これが88%でございます。

次の29年度でございますが、申請件数22件でありまして、法定期限内の件数は1件、4%、30日以内の件数は21件、96%となっております。

また、今年度につきましては、9月11日現在でございますが、申請件数は10件で、いずれも

残念ながら30日以内ということで、10件となっております。

また、改めまして、30日を超えた件数については、いずれもゼロ件でございました。これについてでございますが、先ほども少し申し上げましたが、やはり資産の調査等々、扶養の調査等々に時間がかかっているというところでございます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今、答弁をしていただきましたけど、この実態というのが本当に法の理念に照らしてふさわしくない、残念ながらそう言わざるを得ないというふうに私は思います。14日以内というのが現実的には守られていないのが多いですね。ですから、私、その点というのはぜひ改善をしていただきたいというふうに思います。

生活保護を申請される方というのはどのような方かといいますと、一日一日の暮らしが困る人でございます。また、この日数の短縮というのは、そういう意味からいいますと大変喫緊の課題だというふうに思います。ですから、この14日以内という法定期限をぜひ守っていただくように改善をしていただきたいということと思いますが、答弁をいただけますでしょうか。もう答弁しましたか。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 先ほども申し上げましたが、私どもも決して30日を初めに考えて事務は行っているわけではありません。なかなか結果がついていっておりませんが、この法定期限内というのをできるだけ努力をしてケースワーカーは頑張っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ぜひ今答弁をされたところで、頑張ってくださいいなあということを思います。

最後の質問でございますが、生活保護のしおりの問題です。

このしおりが市民に誤解を招いたり、あるいは生活保護の利用を遠ざけてしまうようなしおりではだめだと思うんですね。その改善が早急に必要であります。その見直しがどのようになっているのか、お聞きをしたいと思います。

さきの議会に私がお尋ねをしたところでございますが、このしおりは市販のものと限定せずに、福祉事務所がみずから作成すべきではないかということをおもいますが、どのようなお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 生活保護のしおりのお尋ねでございますが、現在、市販のしお



り、リーフレットを活用して市民の方への生活保護制度への周知、説明を確かに行っております。内容に関しましては、制度の概要、あるいは制度利用上の留意点などをコンパクトにまとめてありまして、A3の裏表、2つ折りにしてA4の資料でございます。これについては、説明等々に当たりまして、使いやすいものというふうに考えております。

手づくりのしおりに関しましては、現在活用しているしおりの在庫が減少をし、新たなしおりが必要になった時点において、再度また市販のしおりのサンプルも取り寄せまして、比較、検討して、そういったところで、これは適当なものがないなあというようなときにつきましては、自前での作成について研究をしてみたいと思います。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私、このしおりの改善ということを前回は質問させていただきまして、今回も質問させていただきました。これはなぜなのかということですが、本来、生活保護を必要とする全ての人に生活保護を適用し、その生活を支えて支援をすると、これが本体の福祉事務所、地方自治体の役割だというふうに思うからでございます。ところが、実際には生活保護を受けておられる方といいますのは、捕捉率という言葉がありますけれども、2割程度なんですね。2割程度しかまだ生活保護の利用ができていない、これが一番大きな問題だというふうに思っております。

したがって、このしおりというのは、生活保護の利用を考えている人の立場に立って改善をしていただきたい。また、生活保護を利用されている方の声に耳を傾けていただいて、このしおりをぜひ改善していただきたい、これが本当に大事ではないかなあということで質問をさせていただきました。ぜひ、先ほども質問させていただきましたように、市販のものに限定せず、福祉事務所みずから作成をしていただきたい。生活保護を利用される方の意見、また考えておられる方の視点に立って改善をしていただきたいということを最後をお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、5番 小川理君の質問は終わりました。

続きまして、11番 清水治君の発言を許します。

清水君。

○11番（清水 治君） 議席番号11番、瑞清クラブの清水治です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の質問事項は、雨水対策についてと狹隘道路の整備について、以上の2項目について質問をいたします。

長い時間でしたけれども、最後の質問者ですので、お付き合いのほうよろしく願いいたします。

また、傍聴の方も、最後まで傍聴をいただきまして、本当にありがとうございます。

済みません、これよりは質問席にて質問させていただきます。

それでは初めに、雨水対策について質問をいたします。

瑞穂市第2次総合計画の実施計画、平成29年度から平成30年度によると、基本目標1に、安全で安心して暮らせるまちにおいて、施策分野の治水事業の推進によりますと、雨水排除の設備を充実しますと明記してあります。だが、最近では集中豪雨などで内水氾濫による浸水や冠水などが頻繁に起きている状況でございます。今後、どのように雨水の排除の設備を充実していくのかをこれからお尋ねしたいと思います。

その中で、まずは都市下水路についてお聞きをいたします。

旧穂積地域には、都市計画区域内に都市下水路が整備されております。この都市下水路は、公共下水道の整備に先立ち、雨水設備を早急に行う必要がある場合に、地方公共団体が都市下水路事業として雨水を排水するための幹線管渠やポンプ場を整備するもので、下水道は、下水道法により、公共下水道、流域下水道及びこの都市下水路の3つに大きく分類されております。この都市下水路は、公共下水道事業を実施していない市町村において、市街地の雨水を排除し、河川などに排水する施設で、市街地の浸水や冠水の解消を図ることを目的として、管渠や排水機場により、終末下水処理場を設けずに河川等に放流するものです。

この雨水排水については、既に都市下水路が都市計画決定されてはいますが、今回この公共下水道の雨水排水区域に含まれるため、都市計画牛牧都市下水路、別府都市下水路、只越都市下水路、穂積都市下水路を廃止し、都市計画瑞穂市公共下水道の雨水排水区域に変更されております。

今後、この雨水の排水対策に関しましては、この公共下水道計画の中で整備されていくことになるのか、まずはお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） ただいまの雨水の排水対策に関して、公共下水道計画の中で整備されていくのかという質問にお答えいたします。

市街化区域の内水対策につきましては、国が定めた事業区分では公共下水道で対応することになっております。そのため、議員御指摘のとおり、瑞穂市公共下水道では、汚水、雨水の両方の都市計画決定を行っております。この都市計画決定によりまして、国庫補助金を活用した公共下水道の雨水施設整備が行えるわけなんですけれども、この補助金を活用して行うには、汚水処理施設整備とあわせて行うか、もしくは汚水処理施設整備が完了している区域について雨水施設の整備ができるというルールがございます。このようなことから、市街化区域の雨水施設については、基本的に公共下水道で整備する計画となっております。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 清水治君。

○11番（清水 治君） 瑞穂市においては、まちづくりの全体像を見据えて、瑞穂市総合計画等の基本方針に基づき、瑞穂市下水道基本構想を策定し、未着手である市街化区域を中心とする公共下水道についての瑞穂市公共下水道全体計画を策定しております。

この公共下水道全体計画には、汚水の排除・処理、並びに雨水の排除の両機能をあわせ持つものであります。今、部長が説明したとおりであります。その中で、下水の排除方式には、雨水及び汚水を別々の管渠で排除する分流式と、雨水及び汚水を同一の管渠にて排除する合流式とがあります。瑞穂市の下水道計画では、この分流式を採用することになっております。その理由として、既存の雨水排除施設が比較的整備されているため、雨水排除の整備では既存施設を有効に利用することができるため、経済的に汚水施設整備を進めることができるためということになっております。

しかし、平成28年3月に出されました瑞穂市公共下水道全体計画第9章（財政計画の策定修正版）によりますと、この雨水排除による概算事業費が示されております。その事業費に上げた幹線水路の改修理由をまとめた幹線排水路の要改修箇所現況計画比較表を見ると、その改修理由のほとんどが能力不足になっているということです。この排水機が現在整備されていく中で、そこへ雨水を排水する幹線排水路のほとんどが能力不足になっている現状では、大雨になったときに対応できず、氾濫や浸水する箇所が出るのは当たり前だと思いますが、これは早急に対応する必要があると思いますが、公共下水道事業が進んでいない中で、どのように対応されるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 公共下水道事業が進んでいない中、どのように対応されるかという御質問でありますけれども、汚水施設整備の着手を待ってからは雨水施設整備が遅くなってしまう場合には、現在の浸水状況などを勘案しながら、必要な部分については、市単独事業にて対応する必要があるのではないかと考えます。

しかし、市単独事業にて対応することは、公共下水道における雨水施設と比較し市の財政負担がふえることから、公共下水道の汚水施設の進捗状況、また単独事業でも必要な雨水施設の施工範囲、市の財政状況など、総合的に勘案しながら検討をしていく必要があるものだと考えております。

具体的には、ここ数年で、やはり古橋地内だとか、そのほかの地域においても浸水状況につきましては市でも十分に認識しておりますので、都市整備部と協力し、安心な生活ができるような方策を検討していく考えでおります。

〔11番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 清水治君。

○11番（清水 治君） この公共下水道事業、これが余り進んでいないときの対策として、単独事業で進めるということも今言われたんですけど、この下水道全体計画の修正版を見ますと、この雨水計画の、先ほども言いました、排水路の改修だけでも、これ予算を見ますと約140億ぐらいかかるというふうになっておるんですけども、これをなかなか単独でやるということは大変だと思います。

それで、現在、公共下水道事業が余り進んでいない現況では、この雨水対策も本当に進められないんじゃないかなあというふうに思うんですけども、最近の内水氾濫や浸水が起きている現状を踏まえ、この公共下水道事業を推進するためにも、汚水処理だけでなく、雨水対策も含めて、早急に整備計画を進める必要性を市民の皆さんに説明し、理解を求める必要があると思います。執行部の考えをお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 議員御指摘のとおり、公共下水道の必要性につきましては、雨水対策も含め、また処理場の予定地の地権者の方々や地域の住民の方々、また多くの市民の皆様にも御理解をいただく必要があるかと考えております。

繰り返しにはなりますが、公共下水道は都市の健全な発達には欠かすことができない施設でありまして、浸水防除により市民生活が安心・安全になり、そして財産を守ることができる施設でもあります。ですので、これまでも答弁させていただいているとおり、これまで以上に早期の公共下水道着手に向け、地元住民の方々に対して御理解をいただくように全力で取り組んでいく決意でございます。

[11番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 清水治君。

○11番（清水 治君） 瑞穂市では、急激に市街化が進んでいる中で、この排水路の整備が追いついていない状況だと思います。内水氾濫により市街地の道路や住宅地への浸水が多数起きている状況で、一番困りますのは住宅地への浸水で、浄化槽に雨水が入り、汚水が外に漏れて、周りの衛生面で住民の皆様が心配されている状況が一番心配になります。この後、水が引いた後で行政による消毒を行ってもらっていますが、大雨が降るたびにその心配をしているような現状です。瑞穂市第2次総合計画の基本目標1. 安心で安全に暮らせるまちを目指すためにも、早急に対応していただくことをお願いしまして、次の質問に移ります。

次に、狹隘道路の整備について質問をいたします。

私たちの身近にある生活道路は、単に通行だけでなく、日照や通風などといった生活環境を守り、災害時の避難通路、緊急車両の乗り入れ、消防活動の場など、重要な役割を担っております。

しかしながら、市内には道路幅員が4メートルに満たない、いわゆる狹隘道路がいまだに多

数あるように思いますが、現在、瑞穂市の市道全体の何割ぐらいあるのかを把握してみえるかをお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 瑞穂市内の道路基盤の調査は、昨年度に実施いたしました瑞穂市道路基盤整備計画検討調査業務において現地調査等を行い、瑞穂市内の道路幅員等を確認しております。

その結果によりますと、瑞穂市全域の幅員4メートル未満の道路は延長で約150キロメートルほどありまして、市全域の市道の約3割となっております。これら4メートル未満の道路につきましては、集落地や密集市街地で都市基盤が不十分なまま市街地が進んだ地区に多く存在し、住宅等が建て詰まり、両側には宅地の石積みやブロック塀等に挟まれているのが実情となっております。

[11番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 清水治君。

○11番（清水 治君） その中で、特に瑞穂市の北西部地域、要は西・中地域ですね。ここは都市計画区域外として、建物を建築するときに建築確認申請は原則不要、建築基準法の集団規定第3章、接道義務、建蔽率、容積率、高さ制限などが適用されていませんでした。しかし、この地域は、平成27年1月に瑞穂市準都市計画区域の指定をされました。それにより、都市計画区域と同様に、建物を建築するときには建築確認申請、建築基準法の集団規定第3章の接道義務とか建蔽率、容積率、高さ制限など指定によって規制がかかることになりました。

この西・中地域での狭隘道路はどのくらいあるかを調査されたことはありますか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 西・中地域での道路調査につきましては、先ほど御紹介のありました27年1月に準都市計画区域に編入したわけなんです、この際に同時に行われました建築形態規制を指定する前に、県により建築基準法第42条第2項の道路の指定に関する調査を実施していただいております。また、瑞穂市におきましても、先ほど御説明いたしました瑞穂市道路基盤整備計画検討調査業務において幅員等の調査を実施しております。

その結果によりますと、西・中地区の幅員4メートル未満の道路は延長で約50キロメートルほどありまして、西・中地域内の市道に対しましては約3分の1となっております。

[11番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 清水治君。

○11番（清水 治君） この狭隘道路の整備を促進するために狭隘道路整備等促進事業がありますが、この本事業は、狭隘道路の解消による安全な住宅市街地の形成や建築活動の円滑化を図るため、地方公共団体に対して、狭隘道路の調査・測量、データベースの構築・運営、狭隘

道路の拡幅整備に係る用地費、舗装費等についての交付金を交付するものですが、この制度を利用されたことはありますか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ただいま御説明のありました社会資本整備総合交付金事業の中で、狭あい道路整備等促進事業につきましては、瑞穂市の中では事業は行っておりません。

岐阜県の中を見ますと、これは第2期岐阜県建築物等安全ストック整備計画（防災安全）という計画の中で、平成28年から平成32年の5年間で社会資本総合整備計画が立てられております。この計画の目標は、岐阜県強靱化計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を重点的に取り組み、同時に建築物の防災・安全に関する事業、これがアスベスト対策だとか狭隘道路対策等、これを推進することで安全・安心な住環境づくりを促進するといった目標の中でこの狭あい道路整備等促進事業が掲げられております。県内でいいますと、瑞浪市と海津市がこの制度でもって狭あい道路整備事業をしておられます。先ほど冒頭で言いましたように、平成28年から32年までの計画の中で、今この計画書を見ますと、狭あい道路整備事業につきましては28年から30年度までが瑞浪市・海津市の計画が計画されております。

これをもう少し調べてみますと、この交付金のメニューの中で、どうも狭あい道路整備等促進事業については平成30年度までの時限措置となっているというところがわかってまいりました。今後どういう取り扱いになるかというのはちょっとまだ不明確なところもございますが、現在のところ2市のみだけがこの本制度を使って、その制度でもって狭隘道路の整備事業等に当たっているというところがございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 清水治君。

○11番（清水 治君） 瑞穂市では、10月1日より都市整備部の中に穂積駅圏域拠点整備課が新設され、この9月議会の補正予算でJR穂積駅周辺まちづくり基本調査委託料として2,160万が計上されております。このJR穂積駅を中心としたまちづくりも重要な施策かもしれませんが、最初に言ったように、私たちの身近にある生活道路は、単に通行するだけでなく、生活環境を守り、災害時の避難通路、緊急車両の乗り入れ、消防活動の場など、重要な役割を担っております。この狭隘道路の整備も重要な施策だと思いますが、早急に行う必要があると思いますが、これに関しての市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 狭隘道路でございますが、本当に広瀬捨男議員さんとももう何回も何回もお話ししてきた次第でございますが、まさにここ最近もちょうど前議員の広瀬捨男さんとお話しする機会がありまして、まさにちょうど同じような話がありまして、まさか本当に今回この議会の中でこういった答弁をするとは思ってもみませんでした。私たちの中で今やろうと

していることを読み上げさせていただきます。

狹隘道路の存在しております密集市街地では、糸魚川市で発生した大火災が記憶に新しいところでございますが、災害時に道路が狭いため、消防自動車が進めず、また救命救急の救急車も自宅から離れたところにしかとめられないことが起きるなど、災害に対して脆弱な状況が確認されております。さらに、密集市街地では、狹隘道路に立ち並ぶ建築物、建築基準法上の接道義務等の建築制限を満たさない不適合な建築物となっているものもあります。建てかえ等の建築が認められない場合もあるのが現状です。

したがって、密集市街地につきましては、防災の観点や住民の生活環境の確保の観点からも、防災性を向上させつつ、良好な居住空間を確保していくことが重要であり、狹隘道路の整備を含め、早急な対応・改善が必要であると考えております。

また、JR穂積駅周辺につきましても、防災上、危険な密集市街地が広範囲に存在しておりますので、狹隘道路や密集市街地の整備改善が急務となっております。既存のコミュニティーの維持や高齢者等の生活にも配慮しつつ、安全・安心で快適な市街地環境の整備改善に向けて、計画的に整備を推進していきたいと考えております。

まさに本当に救急車が近づけへん状態で、ストレッチャーでも、手前に救急車をとめてストレッチャーを引いていく、そんな状態が本当にかいま見られる状況でございます。これはもう本当にずうっと私どもの課題でございます。そんな中であって、毎年少しずつですが、改善しつつあるんじゃないかなあとは思っております。

せんだって牛牧地区におきまして、私の知り合いが、どうしても下がれないということを手分言っておられたんですが、最終的には彼のほうからも、私自身、近所のことを考えたら下がりますよという御連絡がございまして、そんなところからも、狹隘道路が一つ解決できたんじゃないかなあと思いますが、そういったように、だんだんだんだんと市民の方々も御理解をさせていただける、そんな状態になりつつあるんじゃないかなあとも思っておりますので、やはりみんなで根気よくこれは続けていかなきゃいけないことだと思っております。

そういったところからも、私たちが進めていきますので、また皆様方からもいろんな御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。どうかよろしくお願ひいたします。

[11番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 清水治君。

○11番（清水 治君） 今回の質問は、瑞穂市第2次総合計画の中の基本目標1. 安全で安心して暮らせるまち、基本目標2の便利で快適に暮らせる美しいまちというのが掲げられておりますので、それを目指すためにも、早急に対応していただくことをお願ひしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） これで、11番の清水治君の質問は終わりました。

以上で、本日に予定しておりました一般質問は全部終了しました。

なお、議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 5 時13分

再開 午後 5 時41分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

---

#### 追加日程第 1 くまがい君に発言の取り消しを求める動議

○議長（藤橋礼治君） 先ほどのくまがい君に発言の取り消しを求める動議について議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、くまがいさちこ君の退場を求めます。

[16番 くまがいさちこ君 退場]

○議長（藤橋礼治君） 提出者の説明を求めます。

13番の堀武君。

○13番（堀 武君） 私は、くまがい議員の発言の取り消しを求める際に対して、少し議員必携から一文を読みたいと思っております。

このように発言のところに書いてあります。品位の保持については法第132条に規定されているように、次に掲げるような発言は禁止されている。無礼な言葉の使用と他人の私生活にわたる発言。議員は、他の議員、執行機関、その他第三者について、議事に関係のない個人の問題を議論の対象としたり、また無礼な言葉や私生活にわたる言動になる発言をしてはならない。無礼な言葉とは、自己の意見や批判の発言に必要な限度を超えて、議員、その他の関係者の正常な感情を反発する言葉を言うものとされている。また、根拠のない単なる風評などに基づく発言も同様である。以上のような発言は、場合によれば取り消しを命じられることもあり、さらに事の次第によっては懲罰に付される場合もあるから十分注意をされたい。議員の発言の取り消し、または訂正、しかし、その発言が不必要な発言であり思い違いによる発言であったりする場合、それを取り消したり、訂正を認めないでその発言について全ての責任をとるとすることは苛酷過ぎると書かれております。

議員の発言について、他の議員から発言取り消しの動議が提出され、その動議が可決されても、議長はこれに拘束されるものではない。議長の権限による発言の取り消しというところでは、実際の取り扱いとしては、議長が取り消し命令をするには、まず議員の自主性を尊重し、取り消してはいかがですかと促し、なお、この勧告に従わない場合に取り消しを命ずる扱いが適当であるとされていると。しかし、発言を取り消すと、その発言は初めから全くなかったものとする。しかし、発言の起こった事実に対して責任を負わなければならないので、その内容いかんによっては懲罰の対象とされる場合もあると、このように議員必携には書かれておりま



す。

私は、そういうことを前提に、くまがい議員の発言に関して問題点があるものですから発言の取り消しを求めたものであります。それについて少し趣旨を述べたいと思っております。

くまがい議員のみずほ子ども・若者の居場所づくり事業委託費の予算執行停止についての一般質問でのくまがい議員が質問において、前部長が現在の部長に対して引き継ぎがなされていないという発言と、前部長を批判するがごとくの発言がありました。これに関しては、テープ起こしをしていないと確実なことはわからないですけれど、たしか怠慢があるかごときの発言であったような気がしますけれども、これに関しては正確でないものですから、テープ起こしをしない限り正確というわけにはいかないことを御理解していただきたいと思っております。

そのくまがい議員の発言の後、現福祉部長である平塚部長より、前部長より口頭で引き継ぎがなされたとの発言があり、確認においても引き継ぎはあったと言いました、部長。そして、また前部長に確認したところ、間違いなく引き継ぎはなされたとの返事でした。前部長から誤解を招くような発言の取り消しをしてほしいと依頼を受けたのも事実でございます。難しいことを私は言っているのではありません。思い違いの発言であるならば、関係箇所の取り消しをお願いするものであります。

なお、私はここに、なぜこの件に関して取り消しをお願いしたいというのは、前部長は現在私人で、弁明の機会がなく、一般質問は慎重にしていきたい。また、本人は4月の市長選に出られることを宣言されているもので、間違った風評が流れることを非常に私は案じておるのであります。

そのようなことを含め、このくまがい議員の発言に関しては非常に事実と違うと私は感じたものですから、この発言の取り消しをお願いしたようなわけであります。特に、くまがい議員はこれに対して、前部長のお名前と、それから早期退職とかいろいろな面の個人的なことを言われておりますけれども、これら全て含めてこの発言の中でされておるものですから、この間違った発言自体を取り消していただければ、全てこの前部長に対する発言は取り消されることと思えます。そのようなことで、私は、決してこのくまがい議員の発言は、平塚部長が引き継ぎはあったと言われておりますし、それは平塚部長がさきに発言があったと言って、くまがい議員が次のことを述べているのでなくして、くまがい議員の引き継ぎがなかったという言葉に対して平塚部長は引き継ぎがあったと言われている。これが逆さまなら、まだ話がいろいろやこしくなるんですけれども、そのような形でなされているということを議員の皆さんに理解していただきたいと同時に、関係部局の方も、それに関して責任を持って執行部の部長は言われていることと私は確信をしておるものですから、この件に関して、くまがい議員の、この引き継ぎがなかったというこの箇所について取り消しを求めたわけであります。

その辺についての御理解をいただき、私は、個人的に攻めるのではなくして発言を取り消し

てほしいというお願いをくまがい議員にはしておるのでありまして、決して議員の人格とか議員の立場ということに関して批判をしていることではありません。その点を御理解いただいて、適切なる判断をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） これで提出者の説明を終わります。

くまがいさちこ君から本件について意見を申し上げたいとの申し出がありますので、お諮りをいたします。これを許すことに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、くまがいさちこ君の意見を許すことに決定いたしました。

くまがいさちこ君の入場を許します。

〔16番 くまがいさちこ君 入場・着席〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君の意見を許します。

くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番、無所属の会のくまがいさちこです。

発言の機会を与えてくださった皆様にはお礼を申し上げます。過去に認められなかったこともありますので、大変ありがたいと思っております。

今、問題になっておりますのは、昨日、午前中の一般質問の2番目に、私が生活困窮者の子供の学習支援について、29年度末に不調で委託できなかったのを、早期退職なされたわけですから、4月からの新しい部長に引き継ぎがあったかなかったかということの取り消しを求められております。

きのうのやりとりをもう一回思い出していますと、委託をしなかったことについて理由と経緯の事実確認をいたしました。それで答弁いただきました。次に、その私が問題点、疑問に思うことを幾つか申し上げて答弁を求めました。そのときのやりとりはこういうふうだったと思います。森和之前福祉部長から現健康福祉部長の平塚部長に、この件に関して引き継ぎ、申し送りがなかったことの是非、つまり幾つも並べたわけですから、その何番目かしら、5番目ですね。理由の5番目で、そういうふうに、これが疑問だというふうに発言しました。それで、その後に、平塚部長から引き継ぎはありましたと答弁されました。それが問題になって、あったのに、くまがいはなかったと言ったから取り消せと、こういう話でいいですね。

それで……。

どこが違いますか。私が、引き継ぎがなかったことはどうなのかと言ったら、そうしたら引き継ぎはありましたと言われたんですよね。違いますか。

どうしたらいいでしょうか。

〔発言する者あり〕

○16番（くまがいさちこ君） 口頭で、だからありましたと。口頭ではそうですよ。ありましたと言うんです。

〔発言する者あり〕

○16番（くまがいさちこ君） ちょっと読み間違えました。ごめんなさい。平塚部長はありました。口頭でありましたと答弁したんですね。

〔発言する者あり〕

○16番（くまがいさちこ君） ちょっと私の間違いを指摘していただかないと、ちょっと前へ進めないんですけど。

済みません、休憩を。私、間違っって受け取っている。

○議長（藤橋礼治君） それでは、暫時休憩をとります。

休憩 午後5時57分

再開 午後6時05分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

くまがい君。

○16番（くまがいさちこ君） ちょっと私の、今ここに立ってからの発言が簡潔過ぎて誤解を招いたように思います。でも今、テープ起こしを多分していただいたとおりで。

それで、ここの私のメモにも、私は引き継ぎがなかったと言い、平塚部長はありましたと答弁したことというふうに書いてありますので、ちょっと私、簡潔過ぎて、あと主語がなかったと、それで誤解を招いたという指摘も今いただきました、休憩中に。内容はそういうことです。

それで、私は発言の取り消しはいたしません。できません。

理由を述べます。

一般質問のやりとりとして成立しているからです。つまり、私は疑問点、この件に、この事業に関しての疑問点、問題点という言葉を使いましたけど、両方使いましたけど、について答弁を求めたわけです。今発言したようなことについて。断定して言いつ放しではないわけです。その答弁の中で引き継ぎはありましたと言われたわけですから、これは長く議員をやってきて、一般質問で、例えば議員が丸と言って、答弁は、いえ違いますという場合もあるし、議員が、これはペケですねと言って、いえ丸ですというやりとりは幾らもありますよね。ですから、それと同じようなことですから、私がなかったと言い、こちらはありましたと。答弁を求めている、その答弁の中で言われたことですから、こちらがあったと言うんだから、なかったという発言を取り消せというのは、それは一般質問として成立しているわけですから、やりとりは、そんなことを言ったら、ふだんもそういうのは珍しくないと思いますから、私は一般質問のやりとりとして成立しているの、発言は取り消しません。

ですけれど、非常にちょっと事情を話します。誤解を招いた発言というかやりとり。私だけ

じゃないです、やりとり。

それで、きのうもきょうも平塚部長とは、どこが違っちゃったのかなということをして2人でした。というのは、私は今回のテーマ、事案について、非常に複雑だったもんですから事情が、何度も下調べしました。それは申し上げたと思うんですけど。それで、担当課長がそのたびに違うことも言ったりされたので、最後の詰めは予定価格よりも見積もりが高かったということをして最後に言ったんで、それを取り上げましたけど、ほかの理由もいっぱい言っているんですね。ということで、何度もやりとりしました。

その中で、9月13日2時ごろ、全部メモをとっていますので、私。9月13日の木曜日の2時ごろ、何度目かの下調べのために健康福祉部のカウンターに行き、佐藤福祉生活課長と平塚部長を前にして、もう一回詰めにしました。そのときのやりとりはこうです。今のことに関して。新年度見積もりを早急にやり直すよう重要案件として、特別な案件として申し送りはなかったんですかと聞きました。そうしたら、平塚部長はしばらく考えてから「特段ありませんでした」と言われたんです。その言葉どおりです。特段ありません。私たちは特段なんていうことはふだん使わないんですね。だから、非常に公務員らしい言葉だなと思って非常に記憶にあります。それで、うちでちゃんと書きました、メモに「特段ありませんでした」と。つまり、特段というのは特別な申し送りはありませんでしたという意味なんです。ですよ。それで私は、きのうの段階では、さっきどなたかが言われたように、最後に、その前は結構言っていますよね、今聞くとテープ起こしの、重要案件みたいな感じには言っていますけど、その最後に「全く申し送りが無いというのは」と言って、そこで全くないというようなことでまとめちゃっているのは、やっぱり誤解を招いたと思います。ですから平塚部長は、一問一答ですから、私のその発言を聞いて、申し送りは口頭だけありましたと。だから、一般的なほかの事業、施策と並べて並列であったんです。だけど、私が聞いたかったのは、下調べもしたし、今の発言でも……。

〔発言する者あり〕

○16番（くまがいさちこ君） 発言中です。

〔発言する者あり〕

○16番（くまがいさちこ君） 品位を保ってください。さっきあなたが言ったとおりですよ。

○議長（藤橋礼治君） 静粛をお願いします。

○16番（くまがいさちこ君） さっきの言葉は、あなたにそのままお返しします。マナーと品位を守ってください。

〔「はいはい。言ってください」の声あり〕

○16番（くまがいさちこ君） あなたに言われることじゃありません。

〔「何とでも言ってください」の声あり〕

○16番（くまがいさちこ君） 議長、よろしいですか。

○議長（藤橋礼治君） どうぞ。

○16番（くまがいさちこ君） 議長のように品位を持って言ってください。

ですから、一問一答ですから平塚部長としては何項目も言いましたので、疑問点、問題点を。その中の一つとして、最後に私が全く申し送りがないというふうにとまどめっちゃったもので、その前は、今、テープ起こしをしてもらったのを聞くと、ちゃんと特別な案件として申し送りがなかったと聞いているんですけど、最後は全く申し送りがないという言葉を使っていますね、私、それは忘れていましたけど。そういう言い方をしたので、もう一回繰り返しますが、平塚部長は特別な申し送りは、特段と彼は使いましたけど、それで私、ここのメモにも「特段の申し送りがなかった」と、特段というのを書いてあるんですけど、抜かしました、発言するときに。ですから、特別な案件として申し送りはなかったという、特段が抜けちゃったんです。一般的な申し送りは、だからあったと。もうこれは確認してありますので、非常に一問一答としてきちんと答えてくださったと思います。私がちよっと大分ミスをした。特段というのは抜いてはいけないとても大事な言葉だったと思います。そういう事情もありまして、誤解をちよっと招いたり、平塚部長にも誤解をちよっと招くような私の発言だったし、皆様も特段という言葉があったとなかったでは大分受けとめ方が違うと思います。

今、2つ申し上げました。私たち議員は、いろいろ一般質問で質問しますが、やっぱりわからなかったり思い込みだったり、そういうことで言っちゃったりしますが、それと反対の答弁があったときに、じゃあ、その議員の発言は取り消さなきゃいけないかといったら、おかしいと思いますよ。私は答弁を求めて、その答弁を言いつ放しじゃないですからね、答弁を求めたことに答弁してくださったわけですから、ちよっとずれがあったことは認めます。私のミスでした。けれども、取り消しには値しないと思います。以上です。どうか御理解いただきたいと思います。失礼します。

○議長（藤橋礼治君） それでは、くまがいさちこ君の退場を求めます。

[16番 くまがいさちこ君 退場]

○議長（藤橋礼治君） これよりくまがい君に発言の取り消しを求める動議に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、動議に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩します。

休憩 午後6時16分

再開 午後6時29分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

これからくまがい君に発言の取り消しを求める動議を採決します。

この採決は起立によって行います。

くまがい君に発言の取り消しを求める動議について、賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立少数です。したがって、くまがい君に発言の取り消しを求める動議は、否決されました。

くまがいさちこ君の入場を求めます。

[16番 くまがいさちこ君 入場・着席]

---

#### 散会の宣告

○議長（藤橋礼治君） それでは、本日はこれで散会をいたします。大変長時間、御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

散会 午後6時30分